

令和 2 年

第 4 回美濃市議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 2 日 開会

令和 2 年 9 月 2 8 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和 2 年第 4 回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	6
諸般の報告及び行政諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	7
議案の説明	
承第12号・承第13号（総務部長 瀨瀬敬久君）	7
休憩	8
再開	8
質疑	8
委員会付託省略（承第12号・承第13号）	8
討論	9
議案の採決	9
議案の上程	9
議案の説明	
認第 1 号（副市長 堀部 勉君）	9
認第 2 号・認第 5 号・認第 6 号・議第59号・議第62号 （民生部長（福祉事務所長） 西部芳秀君）	12
休憩	16
再開	16
認第 3 号・認第 4 号・認第 8 号・議第60号・議第61号・議第67号 議第68号（建設部長 池田健一君）	16
認第 7 号・議第63号（美濃病院事務局長 林 信一君）	22
休憩	25
再開	25
議第58号・議第65号・議第66号（総務部長 瀨瀬敬久君）	25

議案の上程	29
議案の説明	
議第69号（市長 武藤鉄弘君）	29
休憩	30
再開	30
質疑	30
委員会付託省略（議第69号）	30
討論	30
議案の採決	30
休会期間の決定	30
散会の宣告	30
会議録署名議員	32

第 2 号 （9月15日）

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	34
説明のため出席した者	34
職務のため出席した事務局職員	34
開議の宣告	35
会議録署名議員の指名	35
認第1号から議第68号まで	35
市政に対する一般質問	35
1 山口育男議員	35
1. 新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取り組みについて	35
① 市民に対する感染症防止対策の取り組みはどのようなか。	
② 子どもたちの学習への取り組みや、学校や家庭で感染症防止対策はどのようなか。	
③ 当市が取り組んでいる経済対策と進捗状況はどのようなか。	
2. 感染が拡大している中、新型コロナウイルス感染症に対する今後の取り組みについて	37
① 感染症防止対策と経済対策をどのように進めていくのか。	
② 今後、市税等の歳入の減少が見込まれるが、来年度予算編成を市長はどのように考えていかれるのか。	
休憩	45

再開	45
2 古田秀文議員	45
1. コロナ禍による社会の変革への対応について	45
① コロナ禍は地方への移住を促すチャンスと考えられるが、市長の考えはどのようなか。	
② 「関係人口」に対する市長の考え方と取り組みについてはどのようなか。	
③ 今後の観光産業再生に向けての市長の考え方と取り組みについてはどのようなか。	
④ AI・RPA等を活用した行政のICT化への取り組みについてはどのようなか。	
⑤ 本年度整備される児童生徒一人一台のタブレット環境に対して今後の活用はどのようなか。	
休憩	58
再開	58
3 豊澤正信議員	58
1. 自治会活動について	58
① コロナ禍において自治会活動は停止状態にあり、集会等も開催できない状況であるが、何か対策を講じることはできないか。	
② 自治会活動において、市の公共施設を使用料免除にて使用することはできないか。	
2. 大滝文庫について	61
① 寄贈を受けた大滝文庫の現在の状況はどのようなか。	
② 大滝文庫の今後の情報発信はどのようなか。	
4 永田知子議員	62
1. 美濃市第6次総合計画について	62
① 美濃中学校、昭和中学校の2校の3年生のワークショップの場を通して得られた結果はどのようなであったか。	
② 武義高校のワークショップの結果と、市外に住む美濃市の出身者のアンケート結果はどのようなであったか。	
③ 総合計画審議会の委員の人数、性別、専門分野についてはどのようなか。また、総合計画審議会での委員の役割はどのようなか。	
④ 総合計画のパブリックコメントの期間の延長は認められないのか。	
⑤ 市民の意識調査の結果はどのようなであったか。	
⑥ 総合計画に新型コロナウイルス感染症をどのように位置づけるのか。	
2. 防災訓練と災害時の避難について	70
① 過去3年間の美濃市防災訓練の検証によって、どんな課題が提起されてきた	

か。

- ② 高齢者世帯や高齢者独居世帯の避難対策はどのようなか。
- ③ より正確に市内くまなく情報が伝達可能なシステムの工夫について、市の考えはどのようなか。
- ④ 地域ごとの避難所における自治会の役割はどのようなか。

休憩	75
再開	75
5 須田盛也議員	75
1. 美濃市ひばり園の施設設備について	75
① 療育や支援を必要とする子どもが利用する施設である美濃市ひばり園は、新型コロナウイルス感染症に対して、どのような対応・施設改善を行ったか。	
② 生活能力向上や療育指導の面からみて、バリアフリー化されていない湿式のトイレ・洗面所や使用できない給湯器の改修及びシャワー室の新設はできないか。	
2. 放課後等デイサービス事業について	78
① 美濃市ひばり園の放課後等デイサービス事業について、利用者の利便性を高めるために、利用時間の延長、利用者の送迎、利用定員の増加はできないか。	
② 放課後等デイサービス事業の周知や情報提供を図るために、各事業所のパンフレット等を市役所や公民館等に置き、情報提供してはどうか。	
③ 国が定めた放課後等デイサービスガイドラインの中で示している学校との連携について、どのように考えているか。	
6 松嶋哲也議員	82
1. 災害時の避難について	82
① 美濃市における避難準備・避難勧告・避難指示等の発令基準はどのようなか。	
② 避難情報が発令された時、避難所の開設状況と、どこの避難所へ行けばいいのかを、市民はどのように知ることができるのか。	
③ 美濃市において避難準備・避難勧告・避難指示等の発令時、これまでの住民の避難状況はどのようなであったか。	
④ 美濃市における避難所の新型コロナウイルス感染症対策はどのようなか。	
⑤ 災害（水害）の危険度が高まった時、住民がより適切に避難が行われるため、市として今後どのような対策を講じるのか。	
2. 長良川遊水地（横越地区）に対する市の対応について	87
① 遊水地計画について、周辺の安全性に十分配慮し、早期着手を国に求めてもらいたい、市の対応はどのようなか。	
延会	91
会議録署名議員	92

第 3 号 (9月16日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	93
説明のため出席した者	93
職務のため出席した事務局職員	93
開議の宣告	94
会議録署名議員の指名	94
市政に対する一般質問	94
7 古田 豊議員	94
1. 新型コロナウイルス感染症対策について	94
① 特別定額給付金の給付状況はどのようなか。	
② 税金と公共料金の減免はできないか。	
③ 市内における生活福祉資金貸付制度への申し込み状況はどのようなか。	
④ 新型コロナウイルスの影響による生活保護の申請の状況はどのようなか。	
⑤ 事業者向け家賃等補助事業における対象業種を拡充できないか。	
2. 美濃和紙用具ミュージアムふくべについて	100
① 所蔵品の内容と現状はどのようなか。	
② 所蔵品について、市文化財の指定を含めて、今後の活用はどのようなか。	
8 岡部忠敏議員	103
1. コロナ禍における避難所運営のあり方について	103
① 新型コロナウイルス感染症避難所運営マニュアルは策定されているか。	
② 指定避難所、一時避難所での3つの密を回避した場合の避難所受入れ数はどれだけか。また、要配慮者への避難の事前検討、優先順位を決めておく必要はないのか。	
③ 分散避難での災害物資の支給はどのようにするのか。	
④ 感染予防に必要なマスク、消毒液、非接触体温計の備蓄はどのようなか。また、感染蔓延を防ぐ段ボールベッド、パーティション等の備蓄はどのようなか。	
⑤ 各避難所のレイアウトや動線は決められているか。また、発熱等体調の悪い人の専用スペースはどのように確保されるのか。	
⑥ 要配慮者のいる世帯への避難スペースの確保が必要と考えるがいかがか。	
⑦ 避難所において、発熱の有無や体調不良を誰が確認するのか。また、受付前に避難者が避難所に入ってしまった場合の体調の確認方法はどのように行うのか。	
休憩	107

再開	107
9 服部光由議員	107
1. 新型コロナウイルス感染症対策について	108
① コロナ禍のなかで外出を控えている高齢者に対して、今後どのような健康づくりを行うのか。	
② 高齢者や障がい者施設の支援についてどのような対応がなされているのか。また、今後どのような対策を行うのか。	
③ 大幅に活動が制限されている民生児童委員の活動は、どのようなものであったか。	
④ 季節性インフルエンザが流行する時期に、美濃病院で受診される発熱外来の患者に対して、どのような対応をするのか。	
⑤ 美濃病院の医療従事者が安心して医療に従事できるようどのような取り組みがされているか。また、医療従事者は常に感染の不安、他へ感染させる不安が大きいと思うが、一定期間ごとにPCR検査を実施することはできないか。	
⑥ 新型コロナウイルス感染症の罹患者などへのメンタル面での市の支援はどのようなか。	
2. 長良川遊水地（美濃市）計画に対しての美濃市の対応について	114
① 木曾川水系河川整備計画の変更に対して岐阜県知事から意見聴取がなされたが、聴取の内容と美濃市長の回答はどのようなものか。	
② 市は左岸堤防（特に道塚堤防）の危険性、余取川の逆流、横越地区の内水氾濫についての解決を国土交通省にどのように求めていくのか。	
③ 遊水地計画は想定以上の洪水に対応していないが、構造物の安全性及び洪水対策をどのように考えているのか。	
④ 遊水地計画について、国土交通省が地元説明を開催する場合は「市民が分かりやすい資料提供と説明」を求めてもらいたいがいかがか。	
委員会付託（認第1号から議第68号まで）	119
散会の宣告	120
会議録署名議員	121
第 4 号 （9月28日）	
議事日程	123
本日の会議に付した事件	123
出席議員	123
欠席議員	124
説明のため出席した者	124
職務のため出席した事務局職員	124

開議の宣告	125
会議録署名議員の指名	125
議案の上程	125
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君	125
民生教育常任委員会委員長 永田知子君	126
委員長報告に対する質疑	127
討論	128
議案の採決	128
休憩	130
再開	130
議案の上程	131
議案の説明	
議第70号・議第71号・議第72号（総務部長 額瀨敬久君）	131
休憩	132
再開	132
質疑	132
委員会付託省略（議第70号から議第72号まで）	132
討論	132
議案の採決	132
休憩	133
再開	133
議案の上程	133
議案の説明	
市議第1号・市議第2号（4番 豊澤正信君）	133
休憩	135
再開	135
質疑	135
委員会付託省略（市議第1号及び市議第2号）	135
討論	136
議案の採決	136
閉会の宣告	136
市長挨拶	136
会議録署名議員	138
総務産業建設常任委員会審査報告書	139
民生教育常任委員会審査報告書	140

美濃市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和2年9月2日に令和2年第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和2年8月26日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1、専決処分の承認について
令和2年度美濃市一般会計補正予算（第5号）
- 1、専決処分の承認について
令和2年度美濃市一般会計補正予算（第6号）
- 1、令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、令和元年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、令和2年度美濃市一般会計補正予算（第7号）
- 1、令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について
- 1、令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について

令和 2 年 9 月 2 日

令和 2 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 9 月 2 日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第12号 専決処分の承認について
令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 4 承第13号 専決処分の承認について
令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 5 認第 1 号 令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 2 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 3 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 4 号 令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 5 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 6 号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 7 号 令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第 8 号 令和元年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第58号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第14 議第59号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第60号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第61号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第62号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第63号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第64号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第65号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第66号 美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
について
- 第22 議第67号 市道路線の認定について
- 第23 議第68号 令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第24 議第69号 美濃市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

第 1 から第24までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君

5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	平 田 純 也		

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

どうか慎重に審議を賜りますとともに、円滑な議事進行に皆様方の御理解・御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第4回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃は、議員の皆様には市政進展のため、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

議会開会に先立ちまして一言申し上げたいと思います。

初めに、先般の7月豪雨では、県内におきましても甚大な被害が発生いたしました。被災されました皆様方には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。また一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまで人類が接したことの無い感染症で、一時は終息の兆しが見られたものの、世界的に感染拡大が進み、日本国内においても連日感染者が確認され、8月31日時点では、感染者数は6万7,865人、死亡者数は1,279人となっております。感染をされました皆様方には、心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々には謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、7月末に到来した第2波でありますけれども、昨日行われました県の新型コロナウイルス感染症対策協議会及び対策本部員会議において、オール岐阜による感染拡大防止の取組の結果、収まりつつあるという見解がなされ、第2波非常事態宣言が解除されたところがあります。今後につきましては、新たに予想される第3波の感染拡大の可能性を考慮し、引き続き、県民並びに事業者に対して感染防止の徹底を呼びかけるとともに、外国人への適切な対応、また新たに発生している新型コロナに起因した患者や医療関係者に対する中傷や差別などを防止するストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が知事及び、私も入っておりますけれども、県内の市町村長の同意をもって発出することが確認されたところがあります。今後も、市民の皆様には気を緩めることなく、新しい生活様式であるマスクの着用、手洗い、3密を避けるなど、基本的な感染予防に取り組んでいただき、コロナ社会を生き抜いていただきたいと存じます。

遅い梅雨明け後の厳しい暑さが続く中、8月30日には中有知地区におきまして、内陸直下型地震を想定した防災訓練を実施いたしました。自衛隊、消防署、警察署、消防団など、総勢29団体、220名の参加により、コロナ禍ではありますけれども、各種団体や市民の皆さんによる訓練のほか、市の災害対策本部の運営訓練など、実践に即した訓練に取り組んだところであります。参加いただきました議員各位、関係団体、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。市民の皆様には、様々な訓練に取り組むことによって、日頃の災害に対する備えに加え、新型コロナウイルス感染症との複合災害に関する知識の習得もできたのではないかと、いうふうに考えております。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、専決処分2件、令和元年度決算認定が8件、補正予算が6件、条例改正が3件、人事案件が1件、その他2件の合計22件でございます。議案の内容につきましては、後ほど副市長、担当部長から説明を申し上げますけれども、まず概略としまして、令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきましては、引き続き厳しい財政事情でございましたが、健全財政を維持しつつ、歳出削減に努めながら、市民総参加による「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を目指して、選択と集中の観点に立って、施策や事業の優先化を図り、本市が直面する人口減少と地域経済の活性化という課題に対して一体的、持続的に取り組んだところであります。

一般会計の決算額は、歳入104億4,053万3,000円、歳出99億6,525万4,000円となり、4億7,527万9,000円の黒字決算となりました。経常収支比率は91.1%と、対前年比0.9ポイントの改善でございます。実質公債比率は9.9%と、対前年比0.5ポイントの改善、将来負担比率は23.6%と、対前年比3.9ポイントの改善となり、厳しい中にも改善が見られる数値となり、健全財政を進めることができたというふうに考えております。

歳入の主なものは、市税31億4,325万5,000円、対前年比3.7%増、地方交付税27億2,631万5,000円、0.7%の減少、国庫支出金11億2,495万1,000円、7.7%の増となりました。

市債は8億3,817万9,000円、38.5%の増加であります。

基金の主なものとしましては、公共施設整備改修等基金に2億8,537万円、森林環境譲与税基金に515万9,000円を積み立てることができたところでございます。

歳出につきましては、第5次総合計画、10か年計画の9年目の年として、また美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を確実に前進させるために、特に健康と子育て・教育を最重要施策に位置づけ、5つの施策の柱を基に魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開してまいりました。

最初に「健康日本一を目指した元気なまちづくり」であります。市民の皆様が健康で生活が続けられるよう、適切な保健指導と美濃病院のみの健康管理センターを活用した人間ドックなどの健康診査を推進し、疾病の予防と早期発見・早期治療に取り組み、からだ改善プロジェクトにつきましては内容を充実させ、市民の健康意識向上につなげてまいりました。

さらに、老朽化した公共施設を集約した健康づくりや地域福祉、子育ての拠点となる健康文化交流センター、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設工事に着手し、今年度中

の完成を目指しているところでございます。

2つ目の「子供を産み育てやすい優しいまちづくり」では、新婚世帯への家賃補助、少子化対策として不妊治療費、赤ちゃん紙おむつ購入助成、給食費や乳幼児医療費、インフルエンザ予防接種費用などの助成を行い、安心して結婚、妊娠、子育てができるまちづくりに取り組みました。また、小・中学校の教育環境におきましては、教師用のタブレット端末や電子黒板などを導入し、ICT環境の整備を促進してまいりました。

3つ目としまして、「来て！観て！暮らす！」人が集まるまちづくりでは、3つの世界遺産をはじめ、自然や歴史・文化など、市内の豊富な地域資源を生かした観光産業の振興に努めてまいりました。「清流長良川の鮎」と曾代用水のコラボ企画によるアユすくいや塩焼き体験、美濃和紙の里ウオーキング大会などを実施し、また暦の上で10連休となりましたゴールデンウィークには、初めての試みとして、市民の皆様の協力を得ながら、うだつの上がる町並みを歩行者天国とし、観光客の誘客にも努めてまいりました。

4つ目の柱としましては、「地域の特性を活かした稼げるまちづくり」では、美濃和紙伝承千年プロジェクトを推進し、美濃手すき和紙の東京オリンピックでの活用に併せたプロモーションを国内外で行い、美濃和紙の知名度アップと需要の拡大に取り組んでまいりました。立ち寄り型観光から世界遺産などの観光資源を活用した滞在体験型観光へシフトチェンジするために、寄附をいただきました旧松久邸は宿泊施設として民間活力による有効活用を図り、道の駅美濃にわか茶屋隣接地では、個人旅行者やインバウンドを対象としたホテルの建設に向け取り組んでまいりました。旧松久邸は昨年7月にオープンし、旧須田邸は今年9月4日にオープニングセレモニーが行われる予定でございます。道の駅隣接のホテルも10月6日のオープンを目指し、急ピッチに環境が整えられているといったところでございます。

最後でありますけれども、5つ目、「誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり」では、災害時において自らを守る自助、近隣の人たちで助け合う共助を基本にした自主防災組織の強化、防災資機材の購入支援、消防団活動の充実などに取り組みました。また、市民生活に欠かせない道路、橋梁等の社会資本整備につきましては、県道岐阜美濃線の4車線化の道路整備の継続、上野関線の新大矢田トンネルの工事の着工、市道では須原・上河和線や下切・坂田線などの道路改良などを実施したところであります。

次に、企業会計の決算でございますが、病院事業会計では、収益的収入26億6,566万6,000円、収益的支出26億5,527万円となり、1,039万5,000円の黒字となりました。上水道事業会計では、収益的収入4億3,369万6,000円、収益的支出としまして3億5,968万円となり、7,401万5,000円の黒字となりました。

続いて、特別会計であります。国民健康保険特別会計など、5つの特別会計の決算額につきましては、いずれの会計も黒字決算となっております。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を到達することができたものと考えております。いずれの事業も実施に当たっては、市民目線に立った行政サービスの提供、次世代に過度な負担を残さない行政運営に努めたところ

であります。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のおかげであり、心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました案件は、決算の認定、補正予算、条例改正、人事案件など、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜り、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（辻 文男君） ただいまから令和2年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですから、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時15分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（辻 文男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告、報第7号、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社美濃にわか茶屋の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

また、報第8号、地方自治法180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので御承知をお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両名を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（辻 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月28日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月28日までの27日間と決定いたしました。

第3 承第12号及び第4 承第13号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第3、承第12号、日程第4、承第13号の2案件について議題いたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第12号、承第13号について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第12号 専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページをお開きください。

専第13号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、本年6月29日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、法人市民税の確定申告に伴い税額が確定し、早急に税の還付が必要となったため補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、補正後の予算総額を134億997万9,000円にしたものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明させていただきますので、6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の2款 総務費は5,000万円を追加し、31億6,075万1,000円としたものでございます。財源は全て一般財源で、繰越金でございます。

7ページ以降の説明は省略させていただきますので、以上で承第12号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承第13号 専決処分の承認につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の12ページをお開きください。

専第14号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、本年8月12日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策と市内事業者等の経済活動を支援するための事業に早急に着手する必要があるため、補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,815万4,000円を追加し、補正後の予算総額を135億5,813万3,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、13ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、14ページをお開きください。
歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により御説明をいたします。

2款 総務費は900万円を増額し、補正後の額を31億6,975万1,000円とするもので、内訳は市連合自治会関係経費で、感染症対策備品購入補助金でございます。

3款 民生費は2,540万2,000円を増額し、補正後の額を31億5,078万9,000円とするもので、内訳はフレイル予防対策事業334万5,000円、高齢者向け商品券支給事業2,025万円、留守家庭児童教室運営経費で、教室の抗菌・除菌コーティング委託180万7,000円でございます。

7款 商工費は5,000万円を増額し、補正後の額を5億4,281万6,000円とするもので、内訳はキャッシュレスポイント還元事業に3,000万円、飲食店感染症対策支援事業2,000万円でございます。

10款 教育費は6,375万2,000円を増額し、補正後の額を12億7,480万3,000円とするもので、内訳は児童・生徒送迎用スクールバス経費で、抗菌・除菌コーティング委託65万3,000円、小・中学校の情報機器整備事業で、家庭でのオンライン学習環境の整備に小学校、中学校合わせて2,125万5,000円、小・中学校の感染症対策事業で、換気設備の改修、教室等の抗菌・除菌コーティングに小学校、中学校合わせて4,184万4,000円でございます。

以上、補正いたしました総額1億4,815万4,000円の財源は、全て国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

15ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で承第13号 専決処分の承認についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で2案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、承第12号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第12号はこれを承認することに決定いたしました。

次に、承第13号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、承第13号はこれを承認することに決定いたしました。

第5 認第1号から第23 議第68号まで（提案説明）

○議長（辻 文男君） 日程第5、認第1号から日程第23、議第68号までの19案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、認第1号について、副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第1号 令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

美濃市の令和元年度決算におきましては、収入の柱である市税のうち、個人市民税及び都市計画税が前年度を下回りましたが、法人市民税や固定資産税及び軽自動車税が上回ったことにより、市全体では増となりました。一部の財政指標も改善傾向にありますが、依然と厳しい財政状況が続いております。こうした状況の中、市の特色を最大限に生かし、魅力あるまちづくり事業を優先的に推進するとともに、事業内容の見直しを行いつつ、持続可能な財政運営に努めてまいりました。

それでは、赤スタンプ3番の令和元年度一般会計、特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の1ページをお開きください。

一般会計の決算の概要でございます。

下段の表を御覧ください。

令和元年度の歳入は104億4,053万3,538円、歳出は99億6,525万4,068円で、歳入歳出の差引額は4億7,527万9,470円となっており、このうち翌年度の繰越財源は1億1,129万1,880円で、実質収支額は3億6,398万7,590円の黒字決算となりました。平成30年度と比較しますと、歳入は6億1,212万4,385円、率にして6.2%の増、歳出は6億281万6,169円、率にして6.4%の増となっております。

次に2ページをお開きください。

一般会計の決算状況でございます。下段の表は、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。歳入の主な科目の決算額を説明いたします。

1款 市税は31億4,325万5,000円で、構成比は30.1%、前年度比3.7%の増となっております。主な要因は、市民税（法人分）の増額によるものでございます。

少し飛びまして、11款 地方交付税は27億2,631万5,000円で、構成比26.1%、前年度比0.7%の減となりました。主な要因は、特別交付税の減によるものでございます。

15款 国庫支出金は11億2,495万1,000円で、構成比は10.8%、前年度比7.7%の増となっており、主に地方創生拠点整備交付金の皆増によるものでございます。これは、旧須田万右衛門邸の改修工事でございます。

16款 県支出金は6億2,902万6,000円で、構成比6.0%、前年度比5.2%の増となりました。

19款 繰入金は3億8,111万3,000円で、構成比3.7%、前年度比120.5%の増となりました。主に、市民わくわくふれあい施設整備基金の繰入金の皆増によるものです。

22款 市債は8億3,817万9,000円で、構成比8.0%、前年度比38.5%の増となっており、主に（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設事業に伴う起債額の皆増によるものでございます。

以上が歳入状況、各款別の主なものでございます。

次に3ページを御覧ください。

これは、歳入の状況を自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区別した財源内訳の状況でございます。合計欄を御覧ください。

自主財源は45億5,192万6,000円で、構成比は43.6%、前年度比6.9%の増となっております。依存財源は58億8,860万8,000円で、構成比が56.4%でございます。一般財源は71億8,072万円で、構成比は68.8%、特定財源は32億5,981万4,000円で、構成比は31.2%となっております。

次に6ページをお開きください。

歳出の状況でございます。

款別に主な科目を御説明申し上げます。

2款 総務費は14億5,857万2,000円で、構成比は14.6%、前年度と比較して30.5%の増で、主に公共施設整備改修等基金積立金の増によるものでございます。この基金は、平成28年度に創設された基金でございます。

3款 民生費は27億1,820万9,000円で、構成比は27.3%、前年度比較では1.8%の増とな

り、歳出の中で最も多くの支出額を占めております。

8款 土木費は22億1,136万9,000円で、構成比は22.2%、前年度比35.0%の増で、主に(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設事業の皆増によるものです。

10款 教育費は9億9,215万6,000円で、構成比は10.0%、前年度比較では18.9%の減で、小学校大規模改造事業の皆減によるものでございます。

次に7ページを御覧ください。

こちらは、歳出の状況を性質別に区分したものでございます。

1から3までの人件費、扶助費、公債費の義務的経費は35億9,461万9,000で、前年度と比較しますと2,451万1,000円、率にして0.7%の増となりました。その内訳は、人件費が0.9%の増、扶助費が2.2%の増、公債費が3.4%の減となっております。主な増減の理由としましては、人件費は職員構成の変更や選挙費による増、扶助費は保育所・認定こども園施設型等給付経費や障がい者総合支援給付等事業など、幼児教育・保育の無償化を含め増、公債費は元利償還金の減でございます。

4から10の物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資額、貸付金、繰出金を合計しますと46億5,678万9,000円となり、前年度と比較しますと6,323万3,000円の増となっております。主な理由としましては、物件費の委託料と手すき和紙賞状制作事業の増によるものでございます。

次に、11の投資的経費は17億1,384万6,000円となり、前年度と比較しますと5億1,507万2,000円の増で、率にして43.0%の増となっております。要因といたしましては、災害復旧事業費は減少しましたが、(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設事業など、普通建設事業費の増によるものでございます。

次に10ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各会計の赤字の程度を指標化したものでありますが、一般会計をはじめ全ての会計について赤字となっております。

次に11ページを御覧ください。

実質公債費比率につきましては9.9%と、前年度に比べまして0.5%減少しており、早期健全化基準の25%を下回っており、中段の将来負担比率でございますが、23.7%と早期健全化基準の350%を大きく下回っております。前年度と比較しますと3.8%減少しております。

次に、資金不足比率につきましては、各公営企業会計とも資金不足額は生じておりません。

次に13ページをお開きください。

財政指標等の状況についてでございます。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から最下段の人口1人当たりの地方債現在高までを掲載しております。団体の区分として、平成30年度欄には県下都市平均及び全国で本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均数値を掲載しておりますので、御参考ください。

表の上から4行目になりますが、標準財政規模は57億4,131万6,000円で、前年度と比較しまして2,218万2,000円の減、財政力指数は0.553で、前年度から0.001ポイント上昇しましたが、県下都市平均と比較しますと0.067ポイント下回っております。

実質収支比率は6.3%で、前年度より0.1%上回っており、公債費負担比率は8.0%で、0.3%前年度より下回っております。

7行飛びまして、積立金現在高のうち、財政調整基金は21億7,506万円で、前年度から1,319万円の増額となりました。

7行下、表の中ほどの地方債現在高は68億4,434万8,000円で、前年度から2億6,921万7,000円の増となりました。これは、わくわくふれあいセンター建設事業に伴う起債額の増でございます。人口1人当たりの現在高にしますと、表の一番下の欄に記載のとおり33万6,216円となり、前年度より1万7,669円の増となりました。

表の中ほどに戻りまして、経常収支比率につきましては、経常的な補助費や公債費などに対する充當一般財源が減少し、市税などの経常的一般財源が増加したため91.1%となり、前年度より0.9%減少し、改善されております。

14ページ以降の説明は省略させていただいて、認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、認第2号、認第5号、認第6号、議第59号、議第62号の5案件について、民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第2号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、令和元年度末で世帯数は2,890世帯、被保険者数4,785人となっており、前年度末に比べて世帯数は59世帯の減、被保険者数は163人の減少となりました。

それでは、赤スタンプ2番、決算書の154ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は25億4,008万2,330円、歳出総額は24億7,761万3,191円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,246万9,139円でございます。

次に127ページにお戻りください。

決算額は、合計額を見ながら1,000円単位で調整し、説明させていただきます。

まず歳入でございます。

1款 国民健康保険税は5億2,162万1,000円で、歳入中の構成比は20.54%です。なお、不納欠損額は570万1,000円で、収入未済額は1億5,941万2,000円となりました。

2款 使用料及び手数料27万6,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金17億3,555万5,000円は、保険給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入309万1,000円は、国保財政調整基金の運用利子でございます。

5款 繰入金1億6,365万2,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

6款 繰越金1億1,010万3,000円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入484万1,000円は、保険税の延滞金、第三者納付金、資格喪失者からの返納金などでございます。

8款 国庫支出金94万3,000円は、社会保障・税番号制度関係業務事業費補助金などでございます。

以上、歳入合計は予算現額25億8,329万3,000円に対し、調定額27億519万5,000円、収入済額は25億4,008万2,000円となっております。

131ページをお開きください。

歳出でございます。こちらも同様に1,000円単位で調整し、説明させていただきます。

1款 総務費3,778万7,000円は、職員人件費、賦課徴収の事務経費、電算機器の使用料、各種団体への負担金等でございます。

2款 保険給付費16億8,223万4,000円は、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億8,703万7,000円は、県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分でございます。

4款 共同事業拠出金は2,000円でございます。

5款 保健事業費1,498万1,000円は、特定健診、保健指導等及び人間ドック受診に対する助成や市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

6款 基金積立金3,162万3,000万円は、国保財政調整基金積立金でございます。

7款 公債費は不執行でございます。

8款 諸支出金2,394万9,000円は、前年度補助金確定に伴います国・県への返還金等でございます。

133ページをお開きください。

9款 予備費は不執行でございます。

以上で、歳出合計は予算現額25億8,329万3,000円に対し、支出済額は24億7,761万3,000円となりました。

135ページ以降の説明は省略させていただきます。認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第5号 令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上の人口は7,223人、高齢化率は35.5%で、前年度の同月と比較しますと、人口で57人、率で0.8ポイント増加となり、人口が減少する中、高齢化率は伸びているのが現状でございます。また、介護保険の給付対象となります要介護認定者数は、本年3月31日現在1,145人、前年度の同月に比べ88人の増となっております。

それでは、決算書の206ページをお開きください。

こちらは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は21億3,772万744円、歳出総額は21億2,340万3,701円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1,431万7,043円でございます。

次に、185ページにお戻りください。

決算額は合計額を見ながら1,000円単位で調整し、説明させていただきます。

まず歳入でございますが、1款 保険料4億6,654万9,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分及び過年度の滞納繰越分の合計でございます。なお、不納欠損額は6万7,000円で、収入未済額は77万7,000円となりました。

2款 使用料及び手数料9万3,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金4億7,266万円は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金でございます。

4款 支払基金交付金5億1,433万2,000円は、40歳以上65歳未満の被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金3億198万7,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入98万1,000円は、介護保険給付準備基金の運用収入でございます。

7款 繰入金2億9,192万4,000円は一般会計からの繰入金で、介護給付費、地域支援事業費、事務費等及び低所得者保険料軽減分に対する繰入金でございます。

8款 繰越金8,907万7,000円は、前年度からの繰越金でございます。

187ページに移りまして、9款 諸収入11万8,000円は、被保険者延滞金及び高額介護給付費過年度返還金等でございます。

歳入合計は、予算現額21億7,785万円に対し、調定額21億3,856万4,000円、収入済額21億3,772万1,000円でございます。

次に、189ページをお開きください。

歳出でございますが、こちらも同様に1,000円単位で調整し、説明させていただきます。

1款 総務費3,196万7,000円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などでございます。

2款 保険給付費18億9,650万2,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護や特定入所者介護サービス費等でございます。

3款 地域支援事業費9,443万5,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括支援事業・任意事業費等でございます。

4款 基金積立金は5,299万円でございます。

5款 公債費は不執行でございます。

6款 諸支出金4,751万円は、保険料の還付金と、平成30年度介護給付費確定に伴います国・県支払基金への返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額21億7,785万円に対し、支出済額は21億2,340万4,000円で、執行率は97.5%でございます。

191ページ以降の説明は省略させていただきます、認第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第6号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立しました岐阜県広域連合が保険者として、資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、決算書の218ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億3,090万9,711円、歳出総額は5億2,762万6,128円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに328万3,583円でございます。

次に207ページにお戻りください。

決算額は、合計額を見ながら1,000円単位で調整し、説明させていただきます。

まず歳入でございますが、1款 後期高齢者医療保険料1億9,284万4,000円は、被保険者保険料の現年度分及び過年度分の滞納繰越分でございます。なお、不納欠損額は4,000円で、収入未済額は19万8,000円となりました。

2款 使用料及び手数料3万2,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金668万7,000円は、保険事業費の委託金でございます。

4款 繰入金3億496万5,000円は一般会計からの繰入金で、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金でございます。

5款 繰越金376万4,000円は、平成30年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入2,261万8,000円は、被保険者延滞金及び療養給付費負担金等の過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億3,299万9,000円に対し、調定額5億3,111万2,000円、収入済額5億3,091万円でございます。

209ページに移りまして、歳出でございます。

こちらも同様に1,000円単位で調整し、説明させていただきます。

1款 総務費334万円は、事務経費及び保険料徴収経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億1,695万7,000円は広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費668万7,000円は、すこやか健診の経費でございます。

4款 公債費は不執行でございます。

5款 諸支出金64万2,000円は、保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計は予算現額5億3,299万9,000円に対し、支出済額は5億2,762万6,000円で、執行率は98.99%でございます。

211ページ以降の説明は省略させていただきます、認第6号の説明を終わらせていただ

きます。

続きまして、議第59号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、赤スタンプ1番の議案集の60ページをお開きください。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,931万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ26億575万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

61ページをお開きください。

7款 諸支出金は1,931万6,000円を増額するもので、令和元年度の保険給付費の確定に伴う保険給付費等交付金の返還金でございます。財源内訳はその他財源で、全て繰越金でございます。

62ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第59号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第62号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案集の78ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,005万4,000円を追加し、補正後の総額を21億9,433万3,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

79ページでございます。

歳出の1款 総務費は30万円を増額するもので、職員の時間外勤務手当の不足により職員手当等を増額したものです。

6款 諸支出金は975万4,000円を増額するもので、令和元年度介護給付費等負担金の確定に伴う国と県負担金の償還金でございます。財源内訳はその他財源で、全て繰越金でございます。

80ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第62号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第3号、認第4号、認第8号、議第60号、議第61号、議第67号、議第68号の7案件について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

決算認定につきまして3件申し上げます。

それでは、認第3号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、主要な施策の成果等説明書の169ページをお開きください。

初めに、農業集落排水事業の概要でございます。上から2番目の表を御覧ください。

農業集落排水は7地区で供用開始をしております。令和元年度末現在の接続状況は表の中ほど、7地区合計の設置済人口としまして2,863人、その下、水洗化率は86.1%でございます。

それでは、決算内訳につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、決算書の168ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は2億2,332万7,327円、歳出総額は2億2,329万6,378円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに3万949円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして1,000円単位で、100円を四捨五入で説明させていただきます。

同じ資料の155ページ、156ページをお開きください。

まず歳入の表、収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金120万円は、新規加入者の分担金でございます。

2款 使用料及び手数料4,808万4,000円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

3款 財産収入46万3,000円は、減債基金利子でございます。

4款 繰入金1億7,355万4,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

5款 繰越金2万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入はございません。

歳入の合計は、調定額2億2,532万6,000円に対し、収入済額2億2,332万7,000円となりました。

次に157ページ、158ページを御覧ください。

歳出の表、支出済額について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億3,024万4,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与費等でございます。

2款 公債費1億2,005万2,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億2,329万6,000円となりました。

以上で認第3号の説明を終わります。

次に、認第4号 令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

公共下水道事業の概要につきましては、赤スタンプ3番、主要な施策の成果等説明書の171ページをお開きください。

初めに、下水道事業の概要でございます。上から3番目、中ほどの表、下水道の普及状況

を御覧ください。

公共下水道は、長良川右岸・左岸及び長瀬処理区の3つの浄化センターで処理を行っております。令和元年度末現在の接続状況は、表の下から2つ目、接続人口の合計として1万238人、水洗化率は67.2%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、決算書の184ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は10億3,167万8,928円、歳出総額は10億3,161万2,497円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに6万6,431円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして1,000円単位で説明させていただきます。

同じ資料の169、170ページへお戻りください。

まず歳入の表、収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金1,646万8,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

2款 使用料及び手数料2億4,371万3,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

3款 国庫支出金5,090万円は、長良川右岸浄化センター水処理設備及び繰越事業の電気計装設備更新事業に係る国庫補助金でございます。

4款 財産収入36万4,000円は、基金利子でございます。

5款 繰入金6億995万6,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

6款 繰越金155万円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入142万8,000円は、下水道工事指定店料、左岸処理区雨水処理ポンプ設備維持管理経費負担金でございます。

171ページ、172ページを御覧ください。

8款 市債1億730万円は、縁故債の特別措置分、生櫛地内区画整理、污水管布設工事、長良川右岸浄化センター水処理設備及び繰越事業の電気計装更新事業、下水道事業債でございます。

歳入の合計は、調定額10億7,339万3,000円に対し、収入済額10億3,167万9,000円となりました。

次に173、174ページを御覧ください。

歳出の表、支出済額について御説明申し上げます。

1款 総務費5,231万1,000円は、職員給与費、事務経費等でございます。

2款 下水道事業費3億2,302万3,000円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費及び処理場更新事業費でございます。

3款 公債費6億5,627万9,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は10億3,161万2,000円となりました。

以上で認第4号の説明を終わります。

次に、認第8号 令和元年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

赤スタンプ5番、美濃市公営企業会計決算書の37ページをお開きください。

初めに、上水道事業の概要でございます。当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらには近年の下水道の普及や宅地開発、住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年度に第5次拡張計画の事業認可を得まして、計画的に施設整備を進めてまいりました。平成29年度からは簡易水道事業を上水道事業に統合し、同年に策定した美濃市水道事業ビジョン及び美濃市水道経営戦略に基づきまして、長期的な視点を持ちながら計画的に事業を行っております。

令和元年度の主な建設改良工事としまして、県道美濃川辺線配水管布設替え工事、市道安毛1号線長瀬橋の改良に伴う配水管の布設替え工事などを行っております。

給水人口は2万337人で、前年よりも283人減少しております。給水栓数は8,234栓で15栓増加、年間給水量は229万9,908立方メートルで5万3,014立方メートルの減少でございます。年間の有収率は71%で前年度と同率でございます。経営的には簡易水道を統合した中で、令和元年度は6,516万5,000円の当年度純利益を計上することができました。

28ページをお開きください。

令和元年度の美濃市上水道事業決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円単位で、100円単位を四捨五入で説明させていただきます。

1番、収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は4億3,369万6,000円に対しまして、支出の決算額は3億5,968万円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

次に29ページを御覧ください。

2番、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は7,550万8,000円となりました。その内訳は、第1項 企業債の7,360万円は、県道美濃川辺線配水管布設替工事、市道安毛1号線長瀬橋改良に伴う配水管布設替工事等に伴う起債でございます。

第2項 工事負担金190万8,000円は、消火栓3基更新に伴う負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は2億3,193万9,000円となりました。その内訳は、第1項 建設改良費1億167万6,000円は、県道美濃川辺線配水管布設替え工事、市道安毛1号線長瀬橋改良に伴う配水管布設替え工事に係る支出でございます。

第2項 企業債償還金の1億3,026万4,000円は、企業債の元金償還金でございます。

欄外の記載ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,643万1,000円は、減債積立金6,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額900万円及び過年度分損益勘定留保資金8,243万2,000円で補填いたしました。

30ページをお開きください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

30ページの1の営業収益の合計は3億2,426万7,000円、2の営業費用の合計3億1,442万2,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は984万5,000円となりま

した。営業収益のうち、給水収益は水道料収入でございます。その他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金でございます。また、営業費用のうち、1番、原水及び浄水費は水源地の動力費など、2番、配水及び給水費は配水設備及び配水管の修繕費などでございます。4番、総係費は人件費等でございます。5番、減価償却費は施設や構築物の減価償却費でございます。6番、資産減耗費は工事に伴う既設水道管の固定資産除却費でございます。

次に31ページを御覧ください。

3の営業外収益は8,129万6,000円、4の営業外費用は2,591万5,000円で、差引きしますと5,538万1,000円の利益となりました。このうち営業外収益の(3)他会計補助金は、美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息でございます。したがって、営業利益と営業外利益を足した6,522万6,000円が経常利益となり、この経常利益から5の特別損失を差し引いた6,516万5,000円が当年度純利益となりました。この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額6,500万円を加えた1億3,016万5,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

33ページをお開きください。

上水道事業剰余金処分計算書を御覧ください。

表一番右の未処分利益剰余金の処分については、議第68号にて減債基金に積み立て及び資本金に組み入れることについて議会の承認を求めるものでございます。

34ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で資産合計は表の一番下になりますが、41億2,348万3,000円でございます。35ページに負債の部が明記されております。

36ページをお開きください。

同じく貸借対照表の資本の部では、負債資本合計は表の一番下になりますが、41億2,348万3,000円でございます。

38ページ以降に詳細の記載をしておりますが、説明は省略させていただきまして、認第8号の説明を終わります。

続きまして、補正予算につきまして2件説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の66ページをお開きください。

議第60号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,884万9,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

68ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に280万円を増額し、補正後の額を1億1,207万8,000円とするものでございます。その補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金175万3,000円の増額と、分担金101万8,000円及び令和元年度からの繰越金2万9,000円の増額でございます。

なお、69ページ以降は内訳のため説明は省略させていただきます。議第60号の説明を終わります。

次に、赤スタンプ1、議案集72ページをお開きください。

議第61号 令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,334万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,667万2,000円とするものでございます。

また、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」に、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額を記載しております。

74ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額に2,334万5,000円を増額し、補正後の額を2億2,096万7,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金2,328万円の増額と令和元年度からの繰越金6万5,000円でございます。

なお、75ページ以降は内訳のため説明は省略させていただきます。議第61号の説明を終わります。

続きまして、議第67号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の109ページをお開きください。

今回、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定をお願いいたしますのは、記載してございます表の整理番号1番、極楽寺53号線でございます。

表には、認定する路線名と区間の起点・終点等が記載されております。

また、次のページには市道（認定）要図を示しておりますので御参照ください。

なお、延長は41メートル、幅員は6から8メートルでございます。

以上で議第67号の説明を終わります。

続きまして、議第68号 令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の111ページをお開きください。あわせて赤スタンプ5番、美濃市公営企業会計決算書の33ページをお開きください。

先ほど、認第8号で、議第68号にて議会の承認を求めると説明したものでございます。

令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金1億3,016万5,012円のうち、6,516万5,012円を減債積立金に積み立て、6,500万円を資本金に組み入れることについて議会の議決

を求めるものでございます。

建設部からは以上でございます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 次に、認第7号、議第63号の2案件について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） それでは、認第7号 令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の12ページをお開きください。

初めに、令和元年度の事業報告書でございます。

総括事項について御報告申し上げます。

美濃病院では、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間としました美濃病院経営安定化プランに基づき、経営の安定化と安心・安全で良質な医療の提供に努めているところでございます。平成元年度では、医療情報システムの更新により、電子カルテを中心とした各種システム間の情報共有を図り、医療機能の強化、事務作業の効率化に努めました。また、現在も世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、本年2月に岐阜県内で初めて陽性患者が確認され、極めて速いスピードで感染が拡大し、クラスターと呼ばれる集団感染も発生いたしました。学校や事業の休止、外出の自粛、医療提供体制の危機など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしました。今後の感染拡大に備え、適切な感染症対策を進めるとともに、自治体病院として行政や医療機関、介護施設等と連携を図り、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、地域の健全な発展に貢献してまいります。

続きまして、患者数につきましては、入院患者数は年延べ3万9,722人で、1日平均108.5人、外来では年延べ6万6,249人で、1日平均273.8人、病床利用率は89%でございました。

次に、収益的収支であります。以下、金額につきましては、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は26億5,105万円、病院事業費用は26億4,327万3,000円で、差引き777万7,000円の純利益を計上いたしました。このうち医業収益は25億8,543万9,000円、医業費用は25億1,371万4,000円となっております。

資本的収支につきましては、収入では2億7,269万6,000円、支出では建設改良事業費で、医療情報システムなどの医療機器の整備及び企業債償還金を合わせまして4億353万1,000円でございます。

次に、戻りまして2ページを御覧ください。

令和元年度決算報告書でございます。この報告書は予算執行の報告でありますので、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明させていただきますので、決算額欄を御覧ください。

収入の第1款 病院事業収益は26億6,566万6,000円で、支出の第1款 病院事業費用は26億5,527万円でございます。収支の内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げ

げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は2億7,269万6,000円となりました。この内訳は、第1項の企業債1億2,720万円、これは医療情報システム購入に充てるための借入れで、第2項の出資金1億4,285万6,000円、これは企業債償還元金の一部を一般会計から出資金として受け入れたものでございます。

第3項の補助金264万円、これは看護師の特定行為に係る研修事業のための国庫補助金であります。

次に、支出の第1款 資本的支出の決算額は4億353万1,000円でございます。この内訳は、第1項 建設改良費1億8,026万7,000円、これは医療情報システムを含む医療機器等の購入費で、第2項 企業債償還元金2億2,326万3,000円は、企業債の償還元金であります。

なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,083万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4ページをお開きください。

令和元年度損益計算書でございます。以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は、(1)入院収益15億7,844万4,000円、(2)外来収益7億8,512万1,000円、以下、(5)その他医業収益までの合計25億8,543万9,000円となりました。

2は医業費用で、(1)給与費13億9,665万円は職員の人件費でございます。(2)材料費3億4,052万9,000円は医薬品や診療材料の費用で、(3)経費5億772万4,000円は、施設管理、医療事務などの委託料や光熱費、賃借料が主なものでございます。(4)減価償却費は建物や医療機器の減価償却費2億1,455万6,000円で、以下、(7)訪問看護ステーション費までの医業費用の合計は25億1,371万4,000円で、医業収益から医業費用を差し引きました医業利益は7,172万5,000円ございました。

5ページに移りまして、3. 医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(6)その他医業外収益までの合計は6,561万1,000円で、企業債利息に対する負担金や市町村職員共済組合追加費用及び児童手当に対する補助金等、一般会計からの繰入金などがございます。

4. 医業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計1億2,865万4,000円で、企業債利息や病院建設時の消費税に係る繰延資産償却及び控除対象外消費税などがございます。医業外の収支は6,304万3,000円の損失となっております。医業利益から医業外損失を差し引きました経常利益は868万2,000円となりました。

5. 特別損失は、(1)過年度損益修正損で診療報酬の減額など90万4,000円、経常利益から特別損失を差し引きました当年度純利益は777万7,000円ございました。前年度繰越利益剰余金2億2,352万7,000円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金2億3,130万4,000円となりました。

次に、8ページをお開きください。

令和元年度貸借対照表でございます。

初めに資産の部で、1の固定資産は(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、9ページの(3)投資その他の資産、合計で一番右側の列に記載の43億229万6,000円、2の流動資産の合計は29億3,335万2,000円で、資産合計は昨年度と比べ1,719万7,000円増額の72億3,564万8,000円となりました。

次に負債の部でございます。

3. 固定負債の(1)企業債は、翌年度償還予定額を除く残高で29億6,306万2,000円であります。

10ページをお願いします。

4. 流動負債の(1)企業債は、翌年度の償還予定額で2億2,591万4,000円、(2)未払金は年度末時点での額で1億2,152万5,000円、(3)引当金は口の賞与引当金7,753万9,000円で、これは翌年度の6月賞与に対する引当金でございます。(4)その他流動負債の預り金を合わせました流動負債の合計額は4億2,502万円でございます。

5. 繰延収益は、以前に建物や医療機器などの資産購入に際し交付を受けました国・県などの補助金を長期前受金として計上し、当該資産の減価償却費見合い分を収益化して減額していくものでございます。その合計9,743万9,000円を加えました負債合計は34億8,552万2,000円でございます。

11ページの資本の部では、6の資本金33億772万3,000円、7. 剰余金の(1)資本剰余金は、国・県補助金などの合計で2億1,109万8,000円、(2)利益剰余金は、イ、当年度未処分利益剰余金2億3,130万4,000円で、剰余金合計は4億4,240万3,000円でございます。資本合計は37億5,012万6,000円となり、負債・資本合計は72億3,564万8,000円となりました。

13ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第7号の説明とさせていただきます。続きまして、議第63号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、補正予算書の86、87ページをお開きください。

今回の補正は、今後想定される新型コロナウイルス感染症対策のため、必要な資機材等の追加整備及び医療従事者等への慰労金給付を補正するものでございます。

第1条は総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益、支出の第1款 病院事業費用の既決予定額にそれぞれ1,969万7,000円を増額し、補正後の額を病院事業収益26億5,723万5,000円、病院事業費用28億427万6,000円とするものでございます。

この内容につきましては、支出の第1項 医業費用の369万7,000円は、外来患者診療用の個人防護具セット、パーティション、受付用テントなどを購入するもので、第3項 特別損

失1,600万円は、医療従事者等への慰労金の給付でございます。

収入では、第2項 医業外収益369万7,000円は、一般会計及び県からの補助金、第3項 特別利益1,600万円は、国から給付される慰労金を計上しております。

第3条は、予算第4条で定められております資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入、支出の第1款 資本的支出の既決予定額にそれぞれ3,074万8,000円増額し、補正後の額を資本的収入2億2,475万6,000円、資本的支出5億433万円とするものでございます。

この内容は、支出の第1項 建設改良費で、救急室及び病室等の簡易陰圧装置設置工事のほか、採たんブースやクリーンパーティションなど医療機器の購入でございます。

収入は、第3項 補助金で、一般会計及び県からの補助金でございます。

なお、この補正に伴い、予算第4条本文、括弧書きの資本的収支において不足する額につきまして、その補填財源を記載のとおり改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた重要な資産の取得について、この表に記載の設備を追加するものでございます。

88ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第63号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 文男君） これより昼食のため、休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第58号、議第65号、議第66号の3案件について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議第58号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施と当面の課題に対応するため、所要の改正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1番、議案集の28ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,374万円を追加し、補正後の予算額を140億2,187万3,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

また、第2条は地方債の補正で、32ページの「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、34ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明を申

上げます。

2款 総務費は2,280万4,000円を増額し、補正後の額を31億9,255万5,000円とするもの
でございます。内訳は、本庁舎施設管理経費571万5,000円、長良川鉄道設備整備費補助経費
703万3,000円、税務事務管理費の人件費319万6,000円などで、財源は国県支出金1,296万
9,000円、一般財源が983万5,000円でございます。

3款 民生費は6,117万2,000円を増額し、補正後の額を32億1,196万1,000円とするもの
でございます。内訳は、地域福祉センター施設管理経費で、施設修繕費307万3,000円、子育て
特別応援金給付事業400万円、保育所等感染症緊急包括支援事業350万円、保育所等感染予防
対策事業350万円、障害児通所支援事業所継続支援事業補助金が378万4,000円などで、財源
は国県支出金1,921万4,000円、一般財源が4,195万8,000円でございます。

次に、4款 衛生費は6,112万4,000円を増額し、補正後の額を8億8,609万6,000円とする
もの
でございます。内訳は、高齢者インフルエンザ予防接種事業3,096万円、感染症予防対
策事業で消毒用の消耗品等532万4,000円、病院事業会計補助金2,126万5,000円などで、財源
は国県支出金5,905万2,000円、一般財源が207万2,000円でございます。

5款 労働費は400万円を増額し、補正後の額を1,996万円とするもので、内訳は離職者雇
用事業者支援事業で、新型コロナウイルスの影響により離職された者を雇用した事業者への
補助金であります。財源は全て国県支出金でございます。

次に、6款 農林水産業費は2,031万8,000円を増額し、補正後の額を4億613万5,000円と
するもの
でございます。内訳は農業6次産業化サポート事業に1,000万円、林業総務事務経
費の人件費が627万6,000円などで、財源は国県支出金1,029万2,000円、その他財源でふるさ
と農村活性化基金繰入金36万5,000円、一般財源が966万1,000円でございます。

7款 商工費は9,103万4,000円を増額し、補正後の額を6億3,385万円とするもの
ござ
います。内訳は、事業継続応援事業で、事業継続に向け、業務転換などに取り組む事業者へ
の補助金530万円、プレミアム付商品券発行事業に4,670万円、テレワーク等支援事業2,200
万円、誘客促進・滞在型観光推進事業で公共交通機関等を利用した市内旅行等を企画する旅
行業者等への補助金1,000万円などで、財源は国県支出金が8,660万円、一般財源が443万
4,000円でございます。

次に、8款 土木費は8,793万8,000円を増額し、補正後の額を29億6,116万5,000円とする
もの
でございます。内訳は、道路維持管理経費が1,660万円、市道の維持修繕事業に600万円、
健康文化交流センター建設事業に2,400万円、吉川土地区画整理事業経費に500万円、下水道
特別会計繰出金に2,328万円などで、財源は国県支出金が106万6,000円、その他財源は市民
わくわくふれあい施設整備基金の繰入金が2,400万円、一般財源が6,287万2,000円
でございます。

9款 消防費は50万円を増額し、補正後の額を4億8,720万8,000円とするものであります。
内訳は非常備消防事務経費の人件費で、財源は全て一般財源でございます。

10款 教育費は1億2万円を増額し、補正後の額を13億7,482万3,000円とするもの
ござ

います。内訳は、児童・生徒送迎（スクールバス）経費1,522万円、小学校感染症対策事業で施設修繕費等1,838万7,000円、中学校感染症対策事業に1,053万7,000円、社会教育施設感染症対策事業で換気設備等改修工事等1,340万2,000円、生涯学習施設管理経費で上牧グラウンド整備工事に715万円、スポーツ活動団体等支援事業に1,000万円などで、財源は国県支出金が6,329万2,000円、一般財源が3,672万8,000円でございます。

11款 災害復旧費は1,483万円を増額し、補正後の額を1,586万円とするものでございます。内訳は、農地災害復旧工事に483万円、道路災害復旧工事に1,000万円で、財源は災害復旧費の国県支出金が908万5,000円、災害復旧事業債が530万円、その他財源は災害復旧費の分担金38万6,000円、一般財源が5万9,000円でございます。

以上、今回の補正総額は4億6,374万円で、財源は国県支出金2億6,557万円、地方債が530万円、その他財源が2,475万1,000円、一般財源は1億6,811万9,000円で、一般財源は繰越金と財政調整基金からの繰入金でございます。

35ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第58号の説明を終わります。続きまして、議第65号 美濃市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の100ページから105ページでございますが、赤スタンプ7番の議案説明資料で説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等が改正されたことに伴い、美濃市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、1点目は、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴う規定の改正、2点目は、個人市民税について、非課税措置及び所得控除の対象に婚姻歴の有無や性別に関わらない独り親の追加及び低未利用土地等を譲渡した場合の特例規定の追加、3点目は、法人市民税の納期限の延長に係る延滞金の割合の改正、4点目は、法人市民税について国税における連結納税制度の廃止に伴う関連規定の削除などでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明をいたしますので、4ページ以降を御覧いただきたいと思っております。

なお、文言の整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

4ページの第1条関係の第93条では、葉巻たばこの課税標準について、1グラム1本としていた葉巻たばこに対する換算率を1本対1本に改正する経過措置として、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の換算率を1年間0.7本対1本とするものでございます。

次に、第2条関係ですが、婚姻歴の有無や性別に関わらず、一定の要件に該当する独り親の個人市民税について、第24条では非課税措置を、第32条の3では所得控除を適用する改正を行うものでございます。

次に6ページになりますが、第93条では、経過措置後において1本当たり1グラム未満の葉巻たばこの課税標準について、紙巻きたばこに対する換算率を1本対1本に改正するものでございます。

次に附則の改正ですが、7ページを御覧ください。

第2条第2項は、法人市民税の申告等の延長に係る延滞金の割合について、基準割合に加算する割合を現行1%から0.5%とする等の改正を行うものでございます。

また、8ページの第15条及び9ページの第15条の2では、個人市民税について、5年を超える所有で利用頻度が少ない空き地などを500万円以下等、一定の要件で譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例を規定するための条項の追加及び修正でございます。

また、新型コロナウイルス感染症等対策として、第24条で、個人市民税において国等の自粛要請を踏まえて、文化、芸術、スポーツに係る一定のイベント等を中止した主催者に対して、観客等が入場料などの払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した20万円までの金額について寄附金税額控除を適用することとする規定を新たに追加し、次ページの第25条では、新型コロナウイルス感染症の影響で住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合についても、一定の要件を満たすときは令和2年中に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除を適用することとする規定を新たに追加するものでございます。

次に、第3条関係になりますが、13ページの第47条以降につきましては、通算法人の市民税の課税標準が個別帰属法人税額の廃止により個々の法人税額とされることに伴い、関連規定の削除等を行うものでございます。

以上で議第65号の説明を終わります。

続きまして、議第66号 美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では106ページから108ページでございますが、赤スタンプ7番の議案説明資料で説明をさせていただきますので、21ページをお開きください。

今回の補正は、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、延滞金に係る用語である特別基準割合を延滞金特例基準割合に改め、延滞金の割合の特例に関する規定のうち、計算の前提となる割合を「平均貸付割合」とする改正等を行うものでございます。改正する条例につきましては、第1条関係の美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正から、順次、第6条関係の美濃市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正までの6本の条例につきまして、それぞれ同様の改正を行うものでございます。

以上で議第58号、議第65号、議第66号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 次に、議第64号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） それでは、議第64号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では99ページとなりますが、赤スタンプ7番、議案説明資料で御説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページを御参照ください。

今回の条例の改正は、美濃病院関係業務のうち業務手当について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、同感染症患者などへの対応に係る特殊勤務手当を追加するものでございます。改正内容といたしましては、美濃病院関係業務に次の業務に係る手当を追加するものでございます。

1つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の診療等に従事する職員について日額2,000円、2つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症患者の外来診療等に従事する職員について日額3,000円、3つ目でございますが、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療等に従事する職員について日額4,000円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和2年8月1日から適用するものといたします。

以上で、議第64号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で、19案件の説明は終わりました。

第24 議第69号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 次に、日程第24、議第69号についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第69号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第69号 美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集112ページをお開きください。

現在、市教育委員として任命をさせていただいております市原慶子さんの任期が9月30日をもって満了となりますが、引き続き教育委員に任命をいたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

市原慶子さんの住所は美濃市長瀬55番地3、生年月日は昭和28年10月7日生まれで、年齢は66歳でございます。現在、有限会社T J Pコーポレーションの代表取締役社長を務める一方、県国際交流センター評議委員、県女性経営者懇談会委員を歴任され、また美濃和紙作家、あかりアート展の審査員など、幅広い分野で御活躍をされてみえます。

市原さんは、平成24年10月から当該委員をお務めいただいております、引き続き選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時22分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

議第69号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第69号は原案に同意することに決定
いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から9月14日までの12日間休会いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から9
月14日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時まで、質疑については9月4
日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月15日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後1時25分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月2日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

令和 2 年 9 月 15 日

令和 2 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 9 月 15 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 令和元年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 58 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 11 議第 59 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 議第 60 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 61 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 62 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 63 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 議第 64 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議第 65 号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 66 号 美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 67 号 市道路線の認定について
- 第 20 議第 68 号 令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 21 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 21 までの各事件

出席議員 (12 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
12 番	山 口 育 男 君	13 番	佐 藤 好 夫 君

欠席議員（1名）

11 番 太 田 照 彦 君

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

なお、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

季節にもよりますが、上着は適宜お脱ぎください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第20 議第68号まで

○議長（辻 文男君） 日程第2、認第1号から日程第20、議第68号までの19案件を一括して議題といたします。

第21 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第21、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は美濃市議会市政クラブを代表して、次の2項目5点について、市長及び教育長にお尋ねをいたします。

まず1点目として、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組について、3点に分けてお聞きします。

次に、2点目として、感染が拡大している中、新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組について、2点に分けてお聞きをいたします。

最初に質問の1点目でございますが、市民に対する感染症防止対策の取組はどのようなについてであります。

我が国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が去る4月7日、7都府県に発令され、16日には全都道府県に拡大されたところであります。その後、この緊急事態宣言は、5月14日に8つの都道府県を除く39県で解除、5月21日には全ての都道府県で解除となりました。この時点では、感染拡大はひとまず収束に向かうかのような兆しを見せておりましたが、7月、8月には第2波とも言われているように感染者は増加傾向になってきました。

経済の急速な落ち込み、子供たちの学校の休業、感染拡大地域への外出制限など、いつになったら通常の生活を取り戻せるのか危惧するところでもあります。

美濃市においても当初に、この新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されておりましたが、その後、ここまで確認されることなく来ております。市民の皆様にも感染症防止対策の取組についての御協力に感謝を申し上げるところでございますが、さらにこの状況を維持できるよう、市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願いするものであります。

そこで、質問の1点目、国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから、県・市では様々な取組が行われてきております。市民に対する感染症防止については、どのような対策がなされてきたのかについてお尋ねをいたします。

次に質問の2つ目、子供たちの学習の取組や、学校や家庭での感染症防止対策はどのようかについて、この質問は教育長にお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻となってきた本年2月28日に、国は感染拡大を防止するため全国一斉の学校臨時休業を要請する方針を出し、美濃市においても小学校・中学校の7校が3月3日から休業となり、最終的には5月31日までの休業となりました。卒業式や入学式は縮小による実施となり、授業はもちろん部活動も行えず、学校生活に大きな影響を与え、学校に通えないことによる子供たちの日常生活の乱れ等から、学力の低下、心身の不安が懸念されてきました。

また、休業期間中は外出できないことによる体力の低下や、友達とも交流ができないこと等によるストレス増加など様々なことが全国的にも話題になり、心配をされました。感染者数等の減少から6月1日には再開されましたが、感染が終息していないこの状況の中の再開であり、学校における感染防止対策はとても重要であり、大切だと考えております。

また、最近では学校がクラスターとなる事例や家庭内感染による子供たちへの感染も報告され、児童・生徒の感染は増加傾向にあるとも言われております。そうしたことから、学校内及び家庭内での感染予防対策は、ますます重要になると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、これまでどおりの学校生活を送ることは困難な状況であるとは思いますが、美濃市の子供たちが安全に、そして安心して明るく元気に学校生活を送ってほしいと切に願うばかりでございます。

そこで、2つ目の質問でございますが、子供たちの学習への取組と、学校や家庭での感染防止対策はどのようか、お尋ねをいたします。

次に質問の3つ目、本市が取り組んでいる経済対策とその進捗状況はどのようかについて

であります。

新型コロナウイルス感染症の影響で様々な業種、多くの方が影響を受けております。その中でも経済界、特に個人事業主や観光事業者等ではないかと思われま。4月18日から5月6日までの緊急事態措置による店舗の休業要請については、休業もしくは営業時間の短縮等に全面協力してきたほか、現在は、コロナ社会を生き抜く行動指針や業界団体が作成するガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底して取り組んでいるところであります。

こうした中、美濃市において取り組んでいる事業者支援や消費生活の回復などに関する取組はどのようなものがあり、またその進捗状況についてお尋ねをいたします。

次に質問の2項目め、感染が拡大している中、新型コロナウイルス感染症に対する今後の取組についてであります。

1つ目は、感染症防止対策と経済政策をどのように進めていくのかであります。

緊急事態宣言の解除後、自粛要請も解除されました。その後、感染拡大を懸念し、県では引き続き、医療体制ではPCR検査体制の確保、感染者に対する対応など様々な取組をしていただいております。また、8月末には第2波緊急事態宣言も解除になりましたが、クラスター発生の懸念は完全に払拭できていない状況であるということであり、しかしながら、感染を恐れてばかりいてはこれから先の回復が見込めず、さらには長期化することによって一層の経済が落ち込むことのないよう、今後は感染防止と経済対策の両立が重要になってくると考えます。

そこで、1つ目の質問として、感染防止対策と経済政策をどのように進めていくのかお尋ねをいたします。

2つ目は、今後、市税等の歳入の減少が見込まれる中、来年度予算編成を市長はどのように考えていかれるのかであります。

内閣府の月例経済報告によれば、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況の中にはありますが、このところの動きによれば、若干ではございますが、持ち直しの傾向が見られているとの報告もあります。しかしながら、感染の再拡大への懸念や感染防止に向けた特別な対応が求められていることもあり、経済活動がコロナ前の水準に回復するまでには相当の時間を要するものと考えられます。

また、当市においても、この新型コロナウイルス感染症による個人所得の減少や法人収益の悪化に伴い、市税の大幅な減少が見込まれ、今後の財政運営にも大きな影響があるものと考えます。

そこで、2つ目の質問です。

今後、市税等の歳入の減少が見込まれる中、市民の皆様が引き続き、安心して安全に生活ができるよう、大変厳しい状況とは考えておりますが、来年度の予算編成を市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆様、おはようございます。

ただいま市政クラブの代表質問を山口議員からいただきました。順次お答えをさせていただきます。

最初に、今回の新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組についてはどうかとの御質問でございましたが、市としましては、大きく分けまして3つの対策を行ってまいりました。

まずは、施策立案と情報共有というところに主眼を置いた点、2つ目が感染症拡大防止対策という点、3つ目が経済対策と、この大きく3点を基に対応をやってまいりました。

最初に、情報共有・政策立案につきましては、まずは美濃市新型コロナウイルス感染症対策行動計画を策定し、これに基づき各段階において会議を開催してまいりました。これまでに本部員会議が34回にわたっております。この会議におきましては、岐阜県の開催される本部員会議の情報を共有し、市の実施すべき感染防止対策を協議してまいりました。対策といたしましては、市民・医療機関・介護等の社会福祉施設・学校・事業者と大きく5つに分けて対応してまいりました。

まず市民に対してであります。当初は市民の安全・安心を第一に考え、感染防止対策、いわゆるマスクの着用・手洗い・3密の回避などを徹底いただくために、チラシの全戸配布を3回にわたり、同報無線につきましては1日1回ないし2回、あんしんメールにつきましても多いときは毎日発信するなど、まずは市民・行政が情報を共有するというところに注意を注いでまいりました。あわせまして、感染予防のメッセージとかマナーの対策などにつきましてもお願いをしてきたところでございます。

また、市や市の関連の団体が開催するイベントの開催基準の設定、観光施設や資料館等の利用制限などを取り決め、皆さんにも参考としていただくよう情報提供も図ってまいりました。

マスクが不足するという事態もございましたので、市内の方の御協力により全戸が購入可能となるよう手配も行ってまいりました。これまで切れ目なく対応を続けてきておると思っています。

医療機関につきましては、全国的にサージカルマスクや消毒用のアルコールの不足が生じているという情報がございましたので、早速、各医科・歯科医療機関などへの調査を行い、診療に支障が来さないようにということで、市の持っていた備蓄品をお貸しするというように対応しております。

介護施設におきましても同様のことが起こりましたので、さらには身体的な介助がありましたので、寄附いただきましたフェイスシールドなどの配付をしてきたところでございます。

また、デイサービスでは利用者さんの体温測定器が手に入りにくいというお話を伺いましたので、早速、市内全部の介護施設に非接触型体温計も配付し、各施設につきましては新型コロナウイルス感染・蔓延防止チェックリストを提供し、現在も施設内での予防対策を確認するようお願いしておるところでございます。

衛生資材の不足につきましては、市の備蓄も確保していかなければならない中ではありま

したが、市内外の多くの方々からマスク約2万7,000枚、手指消毒用エタノール10リットル、施設用消毒剤20リットルを65箱、フェースシールド650枚などの御寄附をいただき、市の備蓄のマスク5,000枚と合わせて配付をさせていただきました。そのほかにも多くの御寄附をいただき、改めて皆様の善意にお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

次に、学校や幼稚園・保育園でございますが、子供たちの安全な生活を考え、まずは手洗い、施設内の消毒を徹底して行ってまいりました。2月27日、政府は、子供たちへの感染防止対策として、3月2日から春休みに入るまでの期間を全国の小・中学校と高校、特別支援学校を休業とするよう要請がございました。これを受けて美濃市でも3月3日から期間延長を含めて5月31日まで休業といたしました。保育園・幼稚園、留守家庭児童教室におきましては、全面的に休園・閉鎖するものではなく、仕事を休むことが困難な家庭のお子さんにつきましては十分対策を講じた上でお預かりすると、こういった対応もしてきております。その間には入園・入学式、卒園・卒業式もあり、また長期の休業期間の学習面でのサポートなど、学校関係者、保育関係者の御尽力、御協力に感謝を申し上げるところでございます。その後、学校の再開に当たりましては感染予防対策の徹底を指示したところでございます。

次に、事業者への対策でございますが、美濃商工会議所や美濃市観光協会に御協力をいただき、徹底した予防対策のお願いをしてまいりました。県の緊急事態宣言措置による令和2年4月18日から5月6日の期間におきましては、県の要請に基づき、感染拡大への対応策として、この時期のクラスター発生場所となりました、特に飲食・酒類等を提供する店舗等を中心に、市内の143店舗に休業の要請を行っております。その後の再開につきましては、職員が一件一件店舗を訪問し、それぞれの業界の指針に基づく感染防止対策マニュアルの作成やチェックリストの活用などをお願いし、徹底した対策をお願いしてきたところでございます。

緊急事態宣言解除後につきましては、現状の把握、情報共有が中心になっておりますが、同報無線等で注意喚起を引き続き行い、それぞれの部署ではその都度課題の協議を行い、市民の皆様には情報の提供を努めております。

市民の皆様、事業者の方々には、これまでとは変わって大変厳しい状況下ではあったと思えますけれども、国・県・市の感染防止対策に御協力いただき、これまで市内での感染拡大防止につながられたということでございます。心より感謝をいたしております。

次に御質問の、ちょっと順番を変えまして3点目でございますが、当市が取り組んできた経済対策と進捗状況はどのようなことについてお答えをさせていただきます。

経済対策といたしましては、事業者に対する支援は雇用維持、事業の継続、売上げ減少対策の観点から様々な事業を実施してまいりました。

まず、事業主が雇用維持に努めていただける事業として2つの事業を実施しました。

1点目は、予約のキャンセルが相次いだ宿泊施設や飲食店に対し、従業員を休ませたり他の業務で働かせたりした場合の賃金を補助するもので、7店舗に約210万円を交付いたしました。

2点目は雇用安定支援として、国の雇用調整助成金を受けた事業主の自己負担分について全額を助成するというものでございます。8月末の段階では申請件数は3件、補助額は約347万円となっております。

また、社会保険労務士を延べ30日間採用し、雇用調整助成金の申請書の作成を支援したところでございます。

次に、事業主に事業を継続していただくための支援事業として5つの事業を実施しました。

1点目は、小規模事業者が金融機関から運転資金を借り入れた際、5年間分の利子と保証料を全額交付するもので、8月末の段階で42件の事前申請を受けています。また、既存融資の返済猶予期間等に係る利子を最長6か月間助成する制度も実施しておりますが、まだこれについては実績はございません。

2点目は、業務転換等に取り組む小規模事業者が岐阜県の補助制度を活用する場合、事業者負担の2分の1を助成するもので、8月末の段階では申込件数が10件、交付の見込額は約323万円でございます。

3点目は、事業再開に当たり、感染症拡大防止に必要な備品、施設整備を行った場合の費用の4分の3を助成するものでありまして、8月末の段階で33件の申請を受け、補助額は728万円余となっております。

4点目は、店舗等を借り入れて事業を営んでいる事業者に対して、支払った家賃の最大4分の3と電気・水道・ガス使用料の基本料金、上限5,000円までを助成しています。8月末の段階で18件の申請を受け、約199万円を交付しております。

5点目は、酪農業への支援といたしまして、学校休業中に余剰となった約1万1,000リットル分の学校給食用牛乳を購入し、支援いたしました。この牛乳は、子供たちに配布をさせていただきました。

このほか、ゴールデンウィーク期間中は、市役所内に中小企業者や個人事業主、あるいは市民を対象とした相談窓口を設け対応させていただいたほか、事業者向けの感染拡大防止対策として、休業要請に協力した事業者に対して支給された岐阜県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の費用の一部を負担するとともに、休業要請への協力を得るため約200店舗を巡回しておるところでございます。

次に、売上げ減少への対策といたしまして3つの事業を行ってまいりました。

1点目は、市民の消費喚起を促し、地域経済の活性化を図るプレミアム付商品券の発行事業、額面総額1億4,000万円で、9月9日までに約100店舗、7,000万円分の利用がございました。なお、利用期間を12月31日まで延長しております。

2点目は、宿泊施設や飲食店の利用を促すため、宿泊料の30%、会食費の2,000円を事業者に対して助成するもので、8月末の段階で宿泊施設は10店舗に対し約357万円を、飲食店につきましては11店舗に対し約284万円をそれぞれ支給しておるところでございます。

3点目は、学校休業中の子供たちに栄養バランスの取れたお弁当を提供するもので、1,475食分を販売し、販売した飲食店へは約60万円の補助を行ったところでございます。

このほか、県が実施をしている感染防止対策ステッカーの配付について、市では対象となる店舗約220店舗を巡回し、感染防止対策を呼びかけるとともに、8月末までに感染防止対策を講じた182店舗にステッカーを配付しているところでございます。

以上が今までやってきた対策の内容でございます。

次に、大きく2点目でありますけれども、感染防止対策と経済対策を今後どうしていくのかという質問でございます。お答えさせていただきます。

同じように、やはり感染防止対策と経済の活性化ということは、議員御指摘のとおり、どちらかということではなくて両立を図る必要がございますので、そういった面で進めてまいりたいと思っています。

知事は9月1日の会議におきまして、8月末をもって第2波緊急事態宣言を解除すると発表されております。しかし、これまで16のクラスターが発生しており、その状況は酒類を伴う飲食から若者の集まり、学生の集団生活の中、家族内など様々なところで確認がされております。市といたしましても予防対策基本の再徹底をお願いしていくものでありまして、今後の感染防止対策であります。美濃市におきましては当初の1件のみで、その後は確認されておられません。岐阜県内におきましては、日々感染者数は上下をしておりますけれども、クラスターの発生につながるようなケースもあり、終息に向かうという状況にはないというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症はなくなるものではなく、コロナ社会を生き抜くという認識で対応する必要があると考えております。幸いにも不足しておりました衛生資材は、現在、マスク約11万枚、手指消毒用アルコール約150リットル、フェースシールド約2,000枚、簡易防護服3,950枚、非接触型の体温計44本、ゴーグル165個、手袋約10万枚を確保しております。今後も引き続き必要量については確保をすることとしております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症が重篤になりやすい65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザの予防接種に係る費用の助成を拡大しております。新型コロナウイルス感染症の対応を続ける医療現場の負担軽減を図ることを目的としております。これにより接種料4,800円のうち4,300円を市が負担し、個人の方は500円、ワンコインでインフルエンザのワクチンを受けられるという制度となっております。

また、感染者・医療従事者等への誹謗中傷など心ないことが起きているのも現状であります。感染した方を「思いやり」医療従事者や関係者の方々に「感謝」をキーワードに、知事及び42市町村長の連名でストップ「コロナ・ハラスメント」を宣言したところでございます。県では今後の第3波への感染拡大の可能性を考慮し、新たな波に備えた対策として総合対策案をまとめ、感染防止対策の徹底を周知していくとしています。時には市民の皆様には厳しい状況をお願いすることもあるかと思いますが、「思いやり」「感謝」の気持ちと同時に、自分・家庭・他人を守るということに御協力と御支援をお願いするものでございます。

新型コロナウイルス感染症による影響につきまして、市内の各業種にヒアリング調査をしたところ、特に大きな影響を受けていたのは、やはり観光業、宿泊業、飲食業でございまし

た。また、製造業全体では大きな影響を受けてはいないものの、自動車関連のプラスチック部品製造業や金属部品製造業、手すき和紙製造業では大きく影響を受けております。今後、その動向を注視する必要性もあると考えております。

こうした中でありますが、ウイズコロナ、あるいはアフターコロナを見据えた経済活動を維持するためには、事業者による感染防止対策と市民の皆様の消費喚起を促す取組をセットで行う必要があると考えております。このため、まずは事業者が取り組む感染防止対策として、座席数を削減し、3密回避に取り組む飲食店に対し奨励金を交付し、安全・安心な飲食の提供と感染防止意識の高揚を図るところであります。

さらには、飲食店や小売店においてキャッシュレス決済を行った利用者に対し20%のポイント還元をする事業も実施をすることとしています。この事業では消費喚起を促すとともに、キャッシュレスによる非接触による支払いを推進し、さらなる感染拡大防止を図るところであります。

このほか、産業・観光各分野における経済活動を支援する様々な事業も予定しております。

まず産業分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、解雇された労働者の早期就職を支援するため、岐阜県が制度化しました離職者雇用事業者給付金事業の給付を得た事業主に対し市が上乘せ給付を行う、またアフターコロナを見据えた新たな働き方を促進するため、サテライトオフィスを開設する事業者への支援、また事業継続や非対面型ビジネスモデルへの対応など、ビジネス環境の強化による在宅勤務等を可能にするためテレワークなどを導入したりする中小事業主を支援する事業、6次産業化に取り組む農業者等を支援するため、農業者等が自ら生産する農産物を利用した加工食品の新商品開発を行い、流通販売まで業務展開をする場合に必要な初期投資を支援する事業などを実施します。

観光産業の分野におきましては、宿泊施設と飲食店での需要回復として引き続き割引に対する助成制度を実施するほか、誘客促進による観光産業の活性化として、市内の観光旅行でバスやタクシーなど公共交通機関を利用した際の費用の一部を助成してまいります。また、需要が落ち込んでいる美濃和紙産業の活性化として、観光施設などの障子を本美濃紙に貼り替えるほか、組合が実施する手すき和紙の販路拡大に資する取組を支援してまいります。

このほか既存の雇用維持や事業継続、売上げ減少対策に対する事業につきましては引き続き実施し、産業全体の活性化を進めているところであります。

昨日、道の駅にできましたフェアフィールド・バイ・マリオットホテルであります。視察に行きまして、大変見晴らしがよくて素晴らしいところだなあというふうに見てまいりました。関係者の方々も、ここは非常に見晴らしがいいですねと。だから、市のほうとしてもここに泊まった方々に対していろんな各種サービスができるといいですねと、こんな話を伺ってまいりました。ぜひ多くの方々に発信をし、美濃で泊まっていただき、経済の拡大に努めていければいいかなあと、こんな思いをしております。

そして、2項目めの2つ目ですが、今後、市税等の歳入の減少が見込まれるが、来年度予算編成を市長はどのように考えているのかでございます。

議員御指摘のとおり、来年度の収入は非常に厳しいものだと思っています。昨今の新聞、テレビ等々を見ていると、とりわけ観光産業、飲食産業、イベント関係、こういったところは冬のボーナスを9割減にするとか半額にするとか、こんなことが新聞紙上をにぎわしておりますけれども、そうなりますと当然、税収、市民の収入は減るわけでありますので、来年度課税する市民税は減ってくるというふうに考えられます。

そういった中でありますが、政府は経済財政運営と改革の基本方針2020におきまして、当面は休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意を持って経済財政運営を行い、併せて「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するなどとしながら、感染症拡大の動向と、その経済・国民生活への影響を見極めつつ、令和3年度予算編成の基本方針でその方向性を示していくとされております。市としましては、今後国が示す令和3年度予算編成の基本方針や地方財政対策、国の交付金制度の動向などに十分に注視しつつ予算編成に取り組む必要があると考えておりまして、これは議員の思われている懸念と同じ対応と思っています。

令和元年度決算におきましては、市税収入が法人市民税等の増によりまして前年度と比べて1億円の増収となったものの、令和2年度におきましては法人市民税が相当減少するという見込みであります。もう既に予定納税された税については大半はお返しするというような対応となっております。

令和3年度の市税収入の見通しにつきましても大きな減収が見込まれると思っていますので、一層の厳しい財政環境の中にあつて歳出予算における事業の一層の見直しと効果的な推進を図ると、こういうことにしていこうと思っています。

さらには、国の補助金、交付金の活用や社会経済の変化への的確な対応、こういったことも念頭に置きながら、特に「新たな日常」などの今後の社会変容を見据えた取組を進めていく必要があると考えています。と言いながらも市税全体の収入は大幅な減少が見込まれますので、新型コロナウイルス感染症拡大の防止、経済活動を支える取組は必要でありますけれども、改めて事業全般の優先順位を洗い直し、重点を置くべき事業を見極め、事業効果がなくなった事業は、あるいは事業継続の意義が薄れているものなどは取捨選択し、緊急性の低いものは翌年度に回すとか、廃止を検討するとか、こういったことをやる。事業の廃止、休止、先送りを含めた一層の歳出の削減に努めることとしています。

また、今年度は御承知のとおり自粛自粛の中でイベントができなかったり、会議ができなかったり、いろんなことで事業が実施できておりませんので、そういったものは不執行として来年度の財源に回すと、こんなことも考えていく必要があると思っています。

いずれにしましても、現段階でどの程度減るかということにつきましては、まだ計算が全くできておりません。早急に計算をしながらでありますけれども、そういったことを踏まえまして来年の事業は相当厳しいものになるというふうな認識でおりますが、やはり市民の安全・安心とかコロナ対策と、こういったものについては適切にやっつけていかないと駄目だと思っています。いろんな面で、あるいは福祉で当然増えてくる義務的経費もあります。こうい

ったものを減らすわけにはいきませんので、できるだけ不要不急の事業については皆様に御理解いただきながら予算の編成に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にも引き続きの御支援と御協力をお願いして答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組についての2点目、子供たちの学習への取組や、学校や家庭での感染症防止対策はどのようにについてお答えをいたします。

臨時休業中の学習への取組については、学年ごとに復習を中心とした問題集の配付や、教師による手作りの学習プリントの配付を行いました。また、新学年の学習を担当が教える授業の動画を161本配信し、それには9,000以上のアクセスがございました。

学校再開後は個人面談を行い、休業中の心のケアを行うとともに、体育の授業や部活動を段階的に実施し、体力の保持に努めました。

学習への対応としましては、夏休み・冬休み等の短縮により35日分の授業日数を確保し、本年度の指導が全て行えるようカリキュラムを再編成し、現在授業を行っております。また、再度の感染症拡大により学校が臨時休業や分散登校になった場合の学びの保障をするために、児童・生徒1人1台分のタブレット端末1,436台、モバイルWi-Fiルーター110台、ウェブ会議システムの導入を整備します。これにより周辺の市町に先駆けて、全ての児童・生徒が自宅でオンライン授業を受けることができるようになります。

次に、学校での感染症防止対策につきましては、国や県が示しております感染症対策を行っています。机の間隔をできるだけ空ける、十分な換気を行う、マスクをつける、校舎内の消毒を1日1回以上するなどの対応のほか、手洗いの指導を徹底しております。これらの防止対策を十分に行うために、手洗いがしやすいレバー式の水道蛇口への取替えや、消毒液や手洗い洗剤等の衛生資材の購入をしております。さらに、十分な換気のために教室及び体育館の換気扇と網戸の改修、消毒効果を高めるために校舎内やスクールバス車内を抗菌性のある光触媒コーティングを実施いたします。

家庭での感染症防止対策としましては、家庭で体温や体調を毎日記録し、学校に提出してもらっています。体温が平熱より高い場合や少しでも体調が悪い場合は、登校を見合わせて家庭で休養してもらうようお願いをしております。

このような対応に加えまして、児童・生徒が自身の力で感染症防止対策ができるよう、正しい理解と人権意識を育てていくことが重要です。児童・生徒及び保護者に正しい理解を身につけさせていくために、感染症についての授業や掲示物の作成、保健だよりの配付等を行っています。

次に、感染による差別や偏見によるいじめ等を防ぐために、人権意識を高める指導を入学式・始業式において行い、現在も継続的に指導をしております。現在、新型コロナウイルスに起因するいじめ等や感染することを心配して登校していない児童・生徒の報告はございません。

が、これからも注意深く見届けていく必要があると考えております。

今後も国や県から出される感染症に関する情報を基に、感染状況に合わせた適切かつ効果的な対策を行ってまいります。

[12番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 御答弁ありがとうございました。これまでの取組、そして今後どうしていくかについても様々な方向から御答弁をいただきました。

国・県としっかりとこれからも連携をしながら様々な取組が行われているということは十分に理解をしております。この新型コロナ対策、新型コロナの終息が見えない中ではありますが、引き続き徹底した感染予防対策を行っていただき、さらなる市民の皆様が真に安心できるような施策をお願いしたいと思います。

今ありましたように、来年度の予算編成等々につきましては、今年度様々な影響で実施されていなかった、できなかったということで今年度事業での不執行となりました財源の繰越しや、また基金の活用にも調整をしていくということでございますので、私たちもしっかり応援していきたいと思っております。

以上で私の代表質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和みの、7番 古田秀文君より、会派代表質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、令和みの、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は令和みのを代表して、コロナ禍による社会の変革への対応について、市長に4つの観点から、そして教育長に代表質問させていただきます。

まず初めに、台風9号・10号の災害により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療・福祉関係の方々や、生活を維持するため事業を何とか継続しようと歯を食いしばりながら奮闘しておられる事業者の方々、私たちの生活を守るために昼夜を分かたず社会インフラを支えてくださるの方々、また市民を守るために日夜奮闘する行政職員の方々に心からの感謝と敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症は、日本国内の経済だけでなく、世界的に非常に大きな悪影響をもたらしました。もちろん有事の危機対応が第一ではありますが、世の中の変化を

感じ取りながら、新型コロナウイルス終息後のアフターコロナ、コロナ後の時代に備えていかなければならないと思います。

3密の都会に住むことのリスクが高まり、今地方に光が当たってきています。今後、様々な分野で3密との共存が大きなテーマになると思います。また、今起きている学校でのオンライン授業は学びの在り方を大きく変え、リモートワークは我々の働き方を変えます。社会のオンライン化は加速し、行政のオンライン化、デジタルシフトへの流れも不可避であり、今こそコロナ危機終息後のアフターコロナの自治体のありたい姿をしっかりと見据えていかなければならないと思います。

ピンチをチャンスに変えるとよく言いますが、今まさにそのチャンスを生かしていくことができるのではないかと考え、今回の質問をいたします。

質問の1つ目、コロナ禍のピンチをチャンスへの転換点と位置づけてはどうかという質問であります。

コロナ禍による社会の変革は大きな経済的代償を伴いながら、社会のあらゆる場面でパラダイムシフトを起こしております。最も大きかったのは、日本社会が長年当たり前だと思っていた職場への通勤ではないでしょうか。これまで日本企業は、物理的な空間・時間を共有することに重きを置いて、リモートワークの積極的導入をちゅうちょするケースが多かったように見受けられます。今回のコロナ危機、外出自粛要請という国からの呼びかけにより、各企業がリモートワークを導入する大きな転機となりました。10年前では奇異のまなざしで語られたテレワークとかウェブ会議なども、やってみれば案外できるということが広く判明して、大企業の職場を中心に大きな変革をもたらしております。住居と職場が近いことが都心の一極集中を加速させた弊害の一因であることを冷静に分析すれば、今回のコロナ禍は住居の地方移住を加速させる転換点にもなり得ます。

コロナ禍で生活意識や行動がどう変わったかを約1万人に尋ねた内閣府の調査結果が6月21日に公表され、テレワーク経験者のうち4人に1人が地方移住への関心を高めていることが明らかになりました。また、テレワーク経験者の3人に2人は、仕事より生活を重視したいと意識を変化させています。

この調査は、緊急事態宣言が全面解除された5月25日から6月5日までインターネットで実施をされました。15歳以上の計1万128人に回答を得ました。このうち就業者6,685人に感染症影響下の働き方を聞くと、34.6%がテレワークを経験していました。大都市圏ではより高めで、東京23区は55.5%でありました。

就業者に地方移住への関心度について聞くと、テレワーク経験者では「高くなった」と「やや高くなった」を合わせ、関心層は約25%に上っております。テレワークや時差出勤をしていない人では関心層は10%ほどで、大きな違いが出ました。テレワーク経験を問わず、三大都市圏の居住者5,554人に聞いた質問でも、若者を中心に地方移住への関心は高い数字が出ております。関心層は、特に東京23区の20代では35.4%と高く、大阪・名古屋では15.2%でありました。

この数字の背景にあると見られるのが、コロナ禍を機に働き方が変化したことで芽生えた疑問であります。仕事と生活のどちらを重視したいかで意識の変化があったかを就業者に聞くと、テレワークや時差出勤をしていない人では「生活を重視したい」という答えが34.4%にとどまりましたが、テレワーク経験者では倍近い64.2%でありました。

また、企業も既に動いています。富士通がオフィスを半減し、テレワークを常態化させる取組を進めると発表しました。また、カルビーも7月から原則テレワークに変更、単身赴任を廃止するなど新しい働き方に注目が集まっています。

そんなニューノーマルな生き方を模索する現代において、最近選択肢の一つとして上げられるのがコロナ移住であります。オフィスがなくなり通勤という概念がなくなるのであれば、無理に東京などの都市部で暮らさずに地方部に住めばいいという考え方があります。

地方移住への相談は、若者を中心に、ここ10年で10倍に増えたと言われています。テレワークが可能な職種はIT企業関連などに限られている。その固定観念も打ち砕いたのが今回のコロナでありました。仕事を辞めずに地方移住することができるのであれば、給料はそのままに豊かな生活環境を手に入れられるというわけであります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人の価値観は確実に変化しています。テレワークや遠隔授業の導入が一気に進んだことにより、首都圏に集中していなければならないとの思い込みに気づかされるとともに、一極集中による効率のよさが逆にウイルスにとっても好都合となり、今まさに大都市は、その脆弱さを露呈しております。職場と居住地は必ずしも同一地域内になくても業務実施は可能であり、経済の効率性だけでなく、一人一人がよりよく生きることに軸を置き直し、新しい暮らし方を求める価値観へと変容している今こそ、人の流れを大きく引き込むチャンスであると思います。

また、首都圏では昨秋の台風襲来をはじめ、洪水や高潮、再来が近いと言われる首都直下型地震などのリスクもクローズアップされ、これもまた地方にとっては人口の流れを変える大きなチャンスと言っても過言ではないと思います。もちろん現在、優先的に取り組むべきは市民の健康と安全、そして経済対策であるのは当然であります。いつかは終息するコロナ後の社会を見据え、先手を打つべきではないかと考えます。

そこで、市長にお伺いをいたします。

コロナ禍は地方への人の流れを引き戻すためのチャンスと考えるが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に質問の2つ目、関係人口についてであります。配付した資料を御参照していただければありがたいです。

コロナという目に見えぬ未知のウイルスが社会の仕組みを大きく変容させようとしている中、新しい生活様式は働き方に多様性を求め、働く人の意識も変えつつあります。百年に一度の危機と言われる時代の中、ユーザーが求めている価値とは何か、そこで注目されているのが関係人口であります。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域や地域の

人々と多様に関わる人々のことを指します。地方圏は人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。地域住民と一定期間暮らしを共にするプチ移住や、観光地などで余暇を楽しみながら働くワーケーションは有効な取組であることは、各地域で取り組んでいる地域おこし協力隊などの成果を見ても明らかであります。

今後ますます広がるであろうテレワークの浸透は、関係人口の拡大にも大いにつながってくるのではないかと思います。企業側が多様な働き方を認めてくると、地方は都心の人材を呼び込む機会が増えてきます。今後、都市部から脱却し、地方に移住したいと考える人は増えるのではないかと思います。

関係人口の増加は、将来の移住・定住にもつながる可能性があるため、地方にとっても大きなテーマになってくると思います。ウイズコロナの旅行需要は、マイクロツーリズムから県内、域内、全国へと波紋のように広がっていくと今後予想されていますが、その中で関係人口への取組は持続可能な観光という点でも重要だと思います。

そこで、この関係人口についての市長の考え方と取組をお伺いいたします。

次に質問の3つ目、観光産業再生について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策で自粛や事業者への休業要請の結果、大きく疲弊した観光産業分野を復活させるために、感染防止というブレーキから経済活動再開へとアクセルを徐々に踏み込んでいかなければなりません。本年4月、美濃市観光協会が行政のサポートと協力の下、一般社団法人化し、事務所を市役所本庁の2階に移転しました。この事務所移転の意味合いと一般社団法人となった観光協会へ期待する活動はどのようなか、また今後どのような連携を図っていくのかも含めて、市内の観光産業分野再生に向けての考えをお伺いいたします。

次に質問の4つ目、行政のICT化への取組についてであります。

先般、国においてシステムやAI等の技術を駆使し、効果的・効率的に行政サービスを提供するスマート自治体への転換に向けたロードマップが取りまとめられたところであります。人口減少や少子高齢化の進展など、我々を取り巻く社会環境はとて大きく変化をしております。解決すべきは社会的な問題が複雑化していく中、ロボットや人工知能などの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り込み、経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety5.0という概念が今提唱されています。

このSociety5.0を支える先端技術の革新は、この本市を含む地方の社会、あるいは自治体の姿に対し、今後ますます大きな影響を与えてくるものと考えています。自治体経営は今後、税収の減少や扶助費、公共施設の維持管理経費の増大など様々な問題が顕在化してくると考えられます。また、一人一人のライフスタイルが変化しており、自治体に取り組むべき市民サービスも複雑、そして多様化してきているという現状があります。こうした時代において、自治体には政策の企画・立案や一人一人の困り事に応じたきめ細かな支援など、人にしかで

きない業務に注力していくことが求められていくのではないのでしょうか。

そのためには、その環境づくりとして事務事業の見直しや、より一層の業務効率化を図っていく必要があります。例えば有効なツールの一つとして期待されるものに、RPAがあります。RPA、Robotic Process Automationとは、いわゆるパソコンの中にあるソフト型のロボットが業務を自動代行するシステムであります。先取りして取り組まれている自治体においては、例えばふるさと納税業務、職員給与業務、財務会計業務など様々なものに導入し、大幅な作業時間削減が可能となった例もございます。行政の事務手続などはデータのままだり取りすることにより、手間とコスト、時間が全て短縮可能となり、事業効率化が図れます。

そこで、市長にお伺いをいたします。

このAI・RPAなどを活用した行政のICT化への取組についてのお考えをお伺いいたします。

次に質問の5つ目、児童・生徒1人1台のタブレット環境に対して今後の活用はどのようなか、教育長にお伺いをいたします。

私は、本年の3月議会においてICT教育についてを一般質問し、その中で児童・生徒1人1台のパソコン端末環境は、文部科学省のGIGAスクール構想に基づいて令和5年度までに整備すると市から答弁をいただきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国はこのGIGAスクール構想を前倒しし、令和2年度に児童・生徒1人1台の環境を整備するよう全国の市町村に求め、予算措置がされました。

国は、新型コロナウイルス感染症が終息されない中、6月から学校は再開されたものの、今後の感染拡大において予測される休校や分散登校時に児童・生徒が家庭でもタブレット端末を活用してリモート等による学習機会を確保するものだと考えられ、美濃市においても児童・生徒1人1台タブレット環境を整備するために、6月及び9月補正予算に必要な経費を計上されました。

今回の新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の3か月間のこの臨時休業は、児童・生徒にとって非常に重要な時期である学年末及び新学期に重なったことは、子供たちに与えた影響は少なくないと考えております。その中でも子供たちが教育を受ける権利や学びの保障について、大きな課題になったのではないかと思います。

美濃市でも本年度内に児童・生徒1人1台タブレット端末が整備されることになりましたが、今後、この環境をどのように活用して美濃市の子供たちの教育を受ける権利や学びの保障を確保していくのか、これは重要なことだと考えております。

そこで、本年度整備される児童・生徒1人1台タブレット環境が整うのを受け、今後の活用についてはどのようなか、教育長の御答弁をお願いいたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 令和みなの代表質問としまして、大きく3点の御質問をいただきました。それについて順次お答えをさせていただきます。

最初に、コロナ禍は地方への移住を促すチャンスと考えるが、市長はどうかということ

ございますが、今まで市としましては、移住・定住というテーマを掲げましていろいろ推進をしてまいりました。大きくはNPO法人美濃すまいづくりと連携した移住・定住の相談事業、またUターン、Iターン、Jターンをサポートする東京にありますふるさと回帰支援センターに会員登録を行いまして、県と連携し、東京あるいは名古屋で開催される相談会、あるいはセミナーなどに参加し、美濃市の魅力を全国に発信してきたところでございます。

そういった方が移住・定住される場合には、新婚世帯に対する家賃補助、あるいは市街からの移住者には空き家改修費助成、優良住宅を造成する企業等への費用助成に加え、市外から転入者を仲介いただいた事業者へは奨励金を交付と、こんなことも行ってきております。

このような取組の中で、美濃市のよさを知っていただき移住していただけた方もおられますけれども、まだまだ少ないのが現状でございます。こういったことを分析してみると、やはり子供の教育環境の問題が大きく影響しておりますし、もう一つは公共交通機関の利便性の問題も大きく寄与しているのかなあと思います。

また、都会から移住される方々というのは、ただ単に空き家であればいいということではなくて、築80年、100年といった古民家というものを期待してお見えになりますけれども、そういった古民家が十分に提供できていないということが影響しているというふうに考えています。とりわけ市内にも多くの古民家が、国土交通省の規定による基準上の古民家にはなりませんけれども、実態としては盆正月には来るからとか、まだ仏壇があるとか、あるいはいろんな荷物が置いてあるからということで、空き家の数と実態の空き家というところには若干の差があると、こんなふうに思っております。

こういった中でありますけれども、今回議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式、あるいはテレワークなどの働き方改革、こういったものが移住・定住を促す要素として新たに加わったのかなあと、こんなふうに考えております。県も同様の考え方を示してございまして、それぞれ補助事業を行っておりますが、当市におきましてもこれは一つのチャンスというふうに考えてございまして、現在テレワークができるサテライトオフィス等を設置したいという事業者がございまして、そういった方々に対して、県と連携しながら助成を行うことによってテレワークのできるオフィスをつくり、移住・定住につなげていければいいかなあと考えています。

また、市内の企業の方々におきましても働き方改革の一環としてテレワークの動きが広がっていくということを期待しております。しかしながら、工場というのはなかなかテレワークはついて回りません、工場ですと多分リモートワークとなるかも分かりませんが、なかなか工場をテレワークというのは難しいんですが、事務系のところ、企画的なところ、こういったところ、研究的なところ、こういったところは十分テレワークも対応できると思っておりますので、そういった企業への働きかけ、機会があればやっていきたいなと思っております。

2つ目の関係人口の取組についてということでございました。

国が提唱している地方創生の考え方の一つというふうに認識をしておりますけれども、先ほど議員が言われましたように定住人口と交流人口との間と、なかなか区分けがしにくいと

いうふうに思いますけれども、要は美濃市に関わっていただける方々のことを総称して、今関係人口というふうに言われているのかなあと思っています。

こういう言葉が広く使われるようになりましてはここ最近でありまして、実は今までもこういったことはなされております。例えば美濃市で申しますと、関係人口とは言っていませんでしたけれども、現在は事業を中止しておりますが、市が取り組んでまいりましたアーティスト・イン・レジデンス「美濃・紙の芸術村」、これも実は関係人口といえればこれに値すると思っております。3か月間美濃に泊まって、美濃和紙を使った芸術活動をやっていただく。そして、作品を創って市民、その他の方々に見せていただくと、そういった方々がまた美濃の紙を使っていただく、あるいは美濃市に来ていただくと、こういったことも関係人口だと思っておりますし、それに併せまして手すき和紙の基礎スクール、これも1か月間やっております。これも実は関係人口というふうに思われますし、今現在はコウゾのボランティア活動ということで、コウゾの収穫のときにいろんな方々に声をかけてボランティアに来ていただくと、こういったこともあるでしょうし、全国和紙画展、これも美濃市だけでやっているんじゃないくて全国の方を対象にしていますので、そういったことをやることによって、そういった方が美濃市に来ていただく、あるいは美濃和紙を使って作品を創っていただくと、こういったことも関係人口かなあと思っています。

これ以外も、特にまちの中の方はこういったことを言っていないけれども、私から見ると、例えば今、お祭り、花みこしをつる人がいないという中で、各自治会では関係者の方と一緒にさせていただこうということで募集をしてやってみえますけれども、そういった花みこしをつるということも関係人口というふうになっておりまして、美濃市で行っていますいろんなイベント等々を含めまして関係人口かなと思っております。

また、今年の7月に森林文化アカデミーに「morinos (モリノス)」という交流施設が完成して今現在活躍をされておりますけれども、残念ながら美濃市の方の参加が少ないということで、アカデミーのほうは、もう少し美濃市の市民の方も参加してほしいなあと考えておいでになりますけれども、多くは市外の方なんです。来て、そこでキャンプファイヤーをやったり、木を使った活動と、こんなことがなされておまして、これも実は関係人口の創出ということに大きくつながっているんじゃないかというふうに思っています。

そういった中でありますけれども、現在、私としましては、立ち寄り型観光から滞在型・体験型というふうに転換をするということでいろいろ取り組んできております。先ほど山口議員にもお答えしましたけれども、昨日、実は10月6日から本格的にオープンですけれども、道の駅のところにできたホテルにつきましては、まず美濃市に泊まっていただいて体験いただくということで、長い間おっていただくということで、美濃市のよさを知っていただくという中で関係人口が増えるかなあと、こんな思いでございますけれども、こういったことをやりまして関係人口の創出につなげていきたいと思っております。

また、小さなところでありますが、これは従来からやっておりましたけれども、ふるさと納税を納付された方や美濃特派員ということで、東京に住んでみえる美濃市の関係者の方々

に市の広報紙等々を送りまして美濃市を広報していると、こんなこともやっているところがあります。こういったことも取組を引き続き地道にやりながら、美濃市の活性化にきめ細かく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目であります今後の観光産業の再生ということでありましてけれども、なかなか美濃市の観光産業というのは、再生というのをちょっとコロナ禍のことだけについて再生というのは少し不可能かと思いますが、コロナ禍で再生するということになりますと、一番適切なのはワクチンができること、治療薬ができること、これがあればインフルエンザと同じでございますので、問題ないというふうに皆さんが活動されると思っています。これができない限り、なかなか多くの市民の方々、私も含めてでありますけれども、見えないものに対してどう対応していくのかと思っておりますので、まずは自らが感染防止対策をきちんと徹底した上で対応することになります。これはどうしても制限をせざるを得ないと思っております。

今回、5人以上の方々で宴会、わいわい騒ぐわけではありませんが、食事会をやった場合、6,000円以上使った場合2,000円の補助をしますよということをやっておりますけれども、市民の動きは非常に悪くて、やはり何をしても見えないものに対して非常に危惧をされておまして、こういったプレミアムのもを出したとしても、なかなかそういったところに行かれないというのが実態でございます。やはりそうなりますと、市で対応できるのではなくて、やはり国のほうではっきりとしたワクチンの開発を早めていただく、あるいは治療薬を早めていただくと、こういったことを最優先にやっていただけると私としてはありがたいかなと思っております。

そんな中で、観光協会の話が出ましたのでお答えしますけれども、なぜ一般社団法人化したかと申しますと、まずは観光業界自らがいろんな国の施策を直接補助金を取ってこられる、こういったときのためには、やはり認知される法人でなければ予算はつきませんので、そういったことで、行政では駄目で団体であれば取れるような補助金がたくさんあります。こういったものをまず取ってこようということで、まずは一般社団法人化したということと、本来の観光協会の仕事とは何かということもありまして、できれば観光協会はお客さんと呼んでくるのが最大の仕事であると。その方から経済的に利益をいただきたいのは各お店の方々であります。なかなかそことが一体となっていませんでしたので、行政と観光協会が一体となって美濃市にお客さんと呼んでくるというところを中心に連携してやりましょうということが中心でございます。

まだ始まったばかりでございます。さらにコロナの問題もありまして、なかなか十分なところまで行っておりませんが、今後はそういったことを中心に、まずはお客さんと呼んでこようというところを中心にやって、呼んできたお客さんから経済的な利益を得ていただくのはそれぞれのお店であり、企業であり、こういったところがそういったところを中心にやっていただかなければ、幾ら呼んできてもおもてなしがなければ誰も来ません。こんなことがありますので、ぜひ私としては体験型観光を中心として観光協会と一緒にやりまして、美

濃市にまずはお客さんを呼んでこようと、そして美濃市全体のパイを増やそうと、こんな施策を考えようと思っています。

そこで、今後、どんなことをそれなら体験でやっていくんだということでもありますけれども、例えば美濃市には長良川、板取川という非常に素晴らしい自然があります。その自然の中でアウトドアを考えた体験ができないかとか、あるいは手すき和紙の体験、すけますねとありますけれども、その紙をすいて後どうするんですかとありますので、そのすいた紙を、例えば初日に紙をすいていただいて、次の日にその紙を使ってオブジェを作るとか、自分ですいた紙で何かの物を作ると、こういったところの体験とか、あるいは長良川のアユ、世界遺産のアユを使ったバーベキューを自らやっていただくとか、もうこんなことも含めていろんなプランを提供することによってやっていければいいかなあとと思っています。

国のほうはG o T oキャンペーン、皆さんも御承知だと思いますけれども、G o T oキャンペーンで来月から東京都も入るみたいですが、全国に観光客を誘導しようとしています。県も同じように誘導しようとしています。これは、平日は相当の割引を含めた対策みたいですが、県も同じように県内、近隣のところからお客さんを呼ぼうということで対応しています。美濃市も市外の方、市内の方でもいいんですが、美濃市のほうで泊まった場合には3割補助しますということで、そういった経済的な支援をしながら、あるいはプレミアムをつけながら多くの方に来ていただきたいと、こんな思いでございます。事業者の方にもそういったものを積極的に活用していただいて自ら発信するという、行政だけに任せるんじゃなくて自らそういったものを活用しようという意気込みを持っていただけるとありがたいというふうに思っています。

また、マイクロツーリズムの話もございました。ウイズコロナ、アフターコロナを考えますと、当然近隣での旅行、あるいは美濃市内であったらどこに行ったら半日過ごせるかなあと、どこに行くと1日過ごせるかなあ、あるいは関市、郡上市と連携したらどんなことができるかなあと、こんなことを考えていく必要があると思っています。こういったことを関市、郡上市とも連携し、あるいは同じようにある観光協会、観光連盟等々とも連携しながらやろうと思っています。したがって、観光協会、これからは非常に役割は重要でございます。そんな中でありますので、引き続き皆様方には、まずは観光客の方々に対しておもてなしをすると、こんな気持ちを持っていただき、連携して取り組んでいただけるようなことも御協力をお願いしてまいりたいと思っています。

続きまして、4点目にありますA IとかR P Aを活用したI C T化の取組についてどのようなことかと思っておりますが、導入する効果としては何があるかと申しますと、業務の効率化、労働時間の短縮と労働環境の改善、これはなかなか難しいんですが、結局は人件費の削減ということになると思うんですけれども、そのことによって起こるまたマイナス面も出てくると思いますが、結果としましてはペーパーレス化とか人的ミスが削減できると、こんなことが得られると思います。

自治体では、A Iにつきましては会議録の作成、あるいは住民サービスの案内など、こう

いったものにAIが使われております。そして、RPA、ロボットにつきましては先ほど言われたもののほか、案内にペッパー君がおって、ペッパー君の画面を入力すると連れていってくれるとか、こんなことが行われておるところでありますし、特にテレビ等と言われておるのは、保育所の入所の基準を決めたときに職員が何日間もかかってやっておった仕事が、AIを入れたらあつという間にできたと、こんなことが報道でなされております。

したがいまして、こういったことを入れていくというのは重要だと思っておりますけれども、何せ人口規模の問題もございまして、例えば名古屋市は二百何十万人という市でありますし、美濃市は2万人と、でも入れる設備は同じですといったときの費用対効果を考えますと、なかなか導入に踏み切るといことについては難しいかなと思っております。費用対効果が得られないということが私としては思っております。

ですから国のほうも同じようによく言っておりますけれども、結局のところは予算の確保が課題であるというふうに言っておりますので、現在では実証実験の段階ということでありまして、相当程度安くなってくれば対応可能かも分かりませんが、現段階ではなかなか難しいと。だから、我々としては研究とか勉強というところに注視してくるかなあと思っております。

特に私は、これからAIとか、例えばパソコンとかそういうものを使える方ばかりではありませんので、特に住民に一番近い基礎自治体である市町村の事務というのは、私は基本的にはフェース・ツー・フェースで行うことが基本ではないかなあと思っております。直接住民と接することによって内容が分かるということはあるので、それをロボットに任せておいては顔色が分かりませんので、私としては、現段階においてはフェース・ツー・フェースを基本に仕事をしていくんだろうなというふうに思っております。

現実には、美濃市の窓口を見ていただいたように、窓口が混み合ってしまうとどうしようもなく、それをさばく人がいるというような状況ではございませんので、現段階において、さらに効率化を図るためのAIとかロボットの導入というのは当面は考えていないと。

それよりも高齢化がどんどん進んでまいります。そうすると窓口に来られるのかという問題が今度出てきます。そういった方に対してどういう提供をするんだと、こちらのほうが私の頭の中には大きくありまして、従来から出かける行政ということを少し言ってきたんですけども、やはり市職員が、毎日じゃないんですけども、例えば1週間に1回だけとかを定めて、それを地区に出かけていっていろんな情報を提供したり、いろいろ支所を回ったりと、こういうことをこれからはやらざるを得ないのかなあと、こんなふうに思っております。

いずれにしても住民の利便性の向上とか、正しい情報の提供とか、サービスの向上といったところについては、そのときそのときの状況を見ながら対応してまいりたいと思っております。

しかしながら、美濃市で全くICTをやっていないかというところではなくて、例えば税金のコンビニ収納、スマートフォン決済、あるいは岐阜地域・中濃地域の11市町の窓口で住民票についてはどこでも取れる、戸籍などの証明書の交付を受けられるというようなことも対応しておりますし、教育分野におきましてもICT化を進めると。これからは誰でも使える

ような環境を整えた上で対応していくのかなあと思っています。

私もICTにはあまり能力がなくて、なかなかよう使わないのですが、なかなか使えない方がまだまだ多くございますので、そういった方も含めて今後対応していく必要があると思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 5点目の御質問、本年度整備される児童・生徒1人1台のタブレット環境に対して今後の活用はどのようにかについてお答えをいたします。

児童・生徒1人1台のタブレット端末の環境については、御質問のとおり新型コロナウイルス感染症の対策としてGIGAスクール構想の前倒し等により、本市も1,436台のタブレット端末を整備します。これは臨時休業となった場合に自宅でリモートによる授業や個別指導が受けられるようにすることが目的ですが、市内では110件の児童・生徒の家庭でインターネット環境がないことから、自宅でインターネットにつなぐことができるモバイルWi-Fiルーターを整備します。また、リモートによる授業を実施するためのウェブ会議システムも導入いたします。これにより全ての児童・生徒がタブレット端末等を自宅に持ち帰り、リモートによる授業などを受けることができることで学びの保障を行ってまいります。

今回のICT教育の環境整備は、主に新型コロナウイルス感染症対策として当初の計画よりも整備が早まりましたが、今後の学校教育全体でのICTを活用した教育につきましては、昨年度に立ち上げましたICT活用プロジェクト委員会において研究及び検討を継続していくとともに、ICT環境を活用した教育を推進する計画の策定を考えております。また、教育研究所や民間企業等による教職員の研修を行い、指導力の向上及びICT機器の有効活用を図ってまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

最後に要望を述べさせていただきます。19分ありますので、早い言葉でいきます。

まず1つ目、地方への移住を促すチャンスではということに対しての答弁の要望であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により人々の価値観は確実に変化しています。職場と居住地は必ずしも同一地域内になくとも業務実施は可能であり、経済の効率性だけでなく、一人一人がよりよく生きることに主軸を置き直して新しい暮らし方を求める価値観へと変容している今こそ、人の流れを大きく引き込むときであります。

先ほどの答弁でもありましたが、移住がなかなか進まない要因の一つとして上げられるのが空き家や古民家の提供不足であります。ぜひここはこの機を逃すことなく、NPO法人、また民間団体やまちづくりに関連する事業者との協力を強化して、受皿となる物件の発掘や、また開発を強力に進めるとともに、この魅力あふれる当市に目を向けていただけるような施策をぜひ打ち出していきたいということをお願いさせていただきます。

次に2つ目、関係人口への取組についての要望であります。

関係人口の増加は将来の移住・定住にもつながる可能性があるため、地方にとっても大きなテーマになっております。先ほど市長の答弁にもございました森林文化アカデミーのmorinos等の活動に対して、行政として今後積極的に関わっていくことはできないでしょうか。関係人口のこのハブとなり得る森林文化アカデミーとの協力体制を深めていくことによって、この関係人口の創出に大きくつながっていくような気がしてまいります。将来の移住・定住につながっていくこの可能性を、ぜひ広げていただきたいと思います。また、関係人口への取組は持続可能な観光という点でも大変重要だと思っておりますので、今後研究して取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に3つ目、観光産業再生への要望でございます。

ウイズコロナ期における観光の在り方の前提は、この観光が感染拡大に貢献しないことであり、都道府県レベルでも感染対策や様々な行政施策が行われているこの今般において、旅目的での遠出や都道府県をまたぐ長距離移動が発生することは得策ではないと考えます。

そこで、先ほどのマイクロツーリズムの言葉が出てくるわけでありまして。マイクロツーリズムを通じて地域内観光を推進することでウイルスの拡散するリスクを軽減しながら観光需要をつくっていく、これが必要になってまいります。そして、この観光業が地域経済に貢献して観光人材を確保できるよう、ウイズコロナ期終息後も見据えた観光の在り方を設計して実践しなければならない。先ほど市長がおっしゃいましたお祭りや伝統文化、そして素晴らしい歴史遺産や自然、また旬の食材を生かした料理など、それぞれの地域の魅力に触れられる滞在提案をぜひ大切にされ、マイクロツーリズムを通じて地域の方との体験機会や交流を深め、新たな気づきを得ながら観光産業を進化させていただく、そして、この美濃市の地域の方には改めて地域の特性を発見し、愛着を持っていただける、そんなイベントや滞在企画、また体験企画を提供できるよう、観光協会と一丸となって取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に4つ目、行政のICT化への取組についての要望であります。

市長がおっしゃいましたフェース・ツー・フェース、もちろん事務の基本であるとの考え方はごもっともであります。質問でも述べました、今後自治体に取り組むべき市民サービスの複雑、そして多様化してくる中、政策の企画・立案や市民一人一人の困り事に応じたきめ細かな支援など、人にしかできない業務に注力していく、これが本当に求められていくと思います。そのために、その環境づくりとして事務事業の見直しや、より一層の業務効率化を図って、先ほど市長がおっしゃいました、今後そういう独居の方や、なかなか出てこられない方のところへ直接向かう、これは本当に素晴らしい対応だと僕は思います。職員が直接市民と向き合える、そういった環境をつくっていく必要があるのではないかと思います。

市長がおっしゃいました費用対効果、この人口規模の少ないまちでは費用対効果がなかなか得られないのではないかとすることは、もちろんそのとおりだと思います。先ほどお配りしました資料の1のところは今現状が書いてあります。現状としては人口が一定規模以上の

自治体を中心に導入、もちろんであります。これが今後の取組としても書いてありますので、その辺を少し目を通していただくとありがたいなということにございます。

今後、国では、この地方自治体においてA I等のI C T導入が効果的に進められていくように、既存組織の導入事例を参考資料として周知することになりました。これが資料1の真ん中、今後の取組に紹介されています。その一つにこんなのがございます。情報をすぐに届けることができ、すぐに閲覧が可能な総務大臣メール「Society5.0時代の地方」というものが実はあります。これは総務大臣の下に地域力強化戦略本部を立ち上げて、具体的なI C Tの実装例や導入支援策を各地方自治体の首長とメールで情報共有し、地方からも優良事例や必要な政策を提案してもらうなど、双方向、またかつ持続的な情報交換と情報共有、取組事例の周知に役立てることを目指すとしております。この資料2と3にもありますように、特にA Iに関しては、先ほどR P Aも言いましたが、R P Aは、なかなか僕も規模の小さい自治体は難しいと思いますが、A Iに関しては数多くの分野や機能があり、活用方法も様々あります。

今後多くの事例が先ほどの総務大臣のメールの内容の中に出てくるであろうと思います。この出てくる地方自治体の取組を今後研究されまして、もちろん、市長おっしゃるとおり費用対効果が一番大事であります。それを考えながら行政のI C T化に向けての検討をぜひ進めていただきますよう要望させていただきます。

最後に、教育委員会の要望をさせていただきます。

私は、これまで成熟した時代、また価値観が多様化する時代において、これまでの一斉授業、一律の学習といったスタイルをぼちぼち考える時代が来ているのではないかなと思います。基礎学力はもちろん、不登校、発達障害、経済格差、家庭教育力の低下、登下校時の荷物負担、教職員の業務効率化や授業の改善といった様々な課題を克服して、それぞれの能力を開発し、未来を生き抜く力を育てていく、この未来の教育にI C Tは欠かせません。こうしてI C Tスキルを身につけた子供たちが近い将来、私たちが想像もつかないようなサービスを生み出して、よりよい社会をつくっていくはずだと私は思っております。

このI C T機器を活用し、児童・生徒一人一人の興味・関心や学習の理解度に応じた学びの実現、そして創造的、論理的に思考し、課題を解決する学びの実現を目指していただきたい。また、教員向けに機器を活用した授業改善の研修や、以前にも要望しましたI C T支援員の派遣など支援体制の充実を図るとともに、デジタル教材の共有を進めて教員の働き方改革にもつなげて行っていただきたいと思っております。

また一方で、こうしたI C Tを活用した教育を受けていない保護者世代からは、このI C T教育のメリットやデメリットについて疑問や不安の声が実は少し聞こえてきております。人間同士の関わりとI C Tの活用の最適なバランスについて、併せて研究していただきますよう要望させていただきます。

以上、要望させていただきましたが、市長、そして教育長から御答弁いただきました様々な支援や地域活性化策、そしてI C T環境を活用した教育推進、行政改革など大変大きく期

待するところであります。なかなか先が見通せない今、世の中の変化を感じ取りながら、新型コロナウイルス終息後のアフターコロナ、コロナ後の時代にしっかりと備えていかなければならないと思いますので、よろしく願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、太田照彦議員から体調不良のため欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

次に、一般質問に入ります。

最初に、4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は一般質問、自治会活動についてと大滝文庫についてを総務部長及び産業振興部長にお尋ねをいたします。

それでは、一般質問、自治会についてを総務部長にお尋ねをいたします。

美濃市の自治会は、広報みのの配付をはじめ、回覧板等で行政からの情報を住民に伝えています。また、地域住民と行政をつなぎ、地域の課題をはじめ、いろいろな問題を解決するため、地域における情報の共有化、そしてコミュニケーションづくりに貢献しています。住民相互の親睦を図り、防災、福祉、美化活動など安心・安全で住みやすい地域づくりを目指しています。

このような活動の中で今年2月に新型コロナウイルス感染症が拡大し、3月初旬には、近隣市町村のイベントの中止が情報として聞こえてきました。3月中旬には、美濃まつりも苦渋の決断にて祭りの中止を決定いたしました。地元常盤町自治会は祭りの中止を受けて、祭りに向けた準備を直ちに中止し、片づけ整理に入りました。そして、今年4月の年度末自治会総会も町内始まって以来の書面決裁になりました。

前年度自治会より今年度自治会が引継ぎを受けたものの、新年度の役員会もできず、緊急事態宣言の中でステイホームの静かな5月が終わり、6月に入りますと、機能しないままでいた自治会の役員会を3密回避で、部会ごとに2日間に分けて必要最低限の事項を短時間で伝えたところでございます。7月には各町内で開催される夜祭りも全て中止されました。

また、通常の年なら7月末から8月の上旬で祭りの備品を天日干しする虫干しという行事も今年はいまだ行っておりません。そして、9月に開催を予定していました敬老会も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、参加される皆様や関係者の方々の健康と安全を最優先に考え、市内統一して中止することとなり、記念品につきましては、市より75歳以上の方々を対象に各自治会を通して美濃市商品券を贈呈されました。これはこれで非常に評価い

たしますが、既に来年の敬老会もこれでいいなあと、敬老会対象者からちらほら聞こえてくるありさまです。

しかしながら、自治会活動の根幹は住民相互の親睦であり、コミュニケーションです。顔を見ながらの声かけ活動が必要なんです。長い歴史の中で築いてきた地域性や伝統文化の維持・継承も大切です。

近年、予想を超える災害が各地で発生しています。いつどこで発生するか分からない災害に備えて、自分は大丈夫、この地域は安全だという思い込みを捨て、万が一のときは、まず自助・共助・公助。共助の中には近隣同士の助け合いも含まれます。そして避難行動要支援者名簿を活用した避難者支援やその活動、住民相互の親睦、信頼はふだんの自治会のコミュニケーションから成り立ちます。現在、コロナ禍の環境の中で、自治会独自で判断して自治会のコミュニケーションを進めていくのは非常に難しく、市内統一の必要があると思います。

そこで、総務部長に質問いたします。

現在、コロナ禍において自治会活動は停止状態にあり、集会も開催できない状態ですが、何か行政として対策を講じることはできないか、お考えを聞きたいと思います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議員御質問の1点目、コロナ禍において自治会活動は停止状態にあるが、何か対策を講じることはできないかについてお答えをいたします。

議員御指摘のように、自治会活動は安全・安心で住みやすい地域づくりを行うための根幹であり、互助・共助の基礎であります。コロナ禍における自治会活動の状況をお聞きしますと、会議の中止、回数削減、町内行事の中止、書面決議、電話での連絡など、従来の活動の多くを制限されているとお聞きしております。しかしながら、地域の安心・安全、きずなづくり、互助・共助には、自治会活動が大変重要でありますので、できるだけ従来の活動を実施していただきたいと考えております。

自治会活動においては、マスクの着用、手指消毒、3密を避け、大声を出さない、体調の悪い方は参加を見合わせる等の基本的な行動を守っていただくとともに、集会所内を換気するためのウイルス除去機能付空気清浄機やアルコール消毒液などの資機材を購入するための市の補助制度を御活用いただき、感染防止対策を十分に施した上で、従前と同様な自治会活動を行っていただきたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

ただいま提案のありましたウイルス除去機能付空気清浄機は、先日、私どもの自治会にも1割負担で購入できるという案内が来ましたので、早速希望して注文したところでございます。なるべく早く納品していただきたいことを希望します。

では、次の質問に移ります。

私どもの常盤町自治会を含め、自治会の役割は行政からの情報を住民に伝えるとともに、市街地の自治会では、春、行われる美濃まつりに向けての活動が中心になってきます。常盤町自治会の組織は、住民を5分割して5年に1度の当番年を決め、祭りの運営に当たっています。その祭りに関する組織を当本という名称で呼び、100年以上続いてきました。参考に、今年令和2年の自治会活動に参加する住民は80軒です。

現在、自治会組織も高齢化が進み、2025年には団塊の世代の方々が全て後期高齢者になります。私どもの自治会では、後期高齢者になると役員を受けなくてもいいというような風習が根づいてしまっています。従来どおり町内を5分割して、15軒程度の組織から自治会長をはじめとする三役を選出することがだんだんと難しくなってきます。

来年度からは5分割から2分割に変更して行う運営案が出ています。2分割になりますと、総会などは一度に集会所に寄る人数が多くなってきます。そして、市街地の自治会が所有する多くの集会所は30年以上経過し、狭い敷地で祭りの備品が多いために、1階が倉庫、2階が集会所という形式が多いです。狭い敷地の2階建てはどうしても階段が急になり、2階の部屋も昔ながらの座敷様式で高齢者には大変負担が大きいです。そして現在、新型コロナウイルス感染症防止と感染拡大に備えた新しい生活様式を迎えるに当たり、既存の集会所では、集まる内容によっては3密回避など、幾つかの事柄に限界を感じております。

そこで、今までの市の公共施設を利用する際に、自治会は公共的な団体に含まれないという認識から有料となり、使用できてこなかったのが現状です。世の中が高齢化社会を迎え、そしてコロナ禍の中で新しい生活様式を意識した自治会活動を行わなければなりません。

そこで、総務部長に質問をいたします。

自治会活動、特に年度初め、年度末の総会を行う場所として、今年度末に完成する美濃病院跡地の（仮称）わくわくふれあいセンターを含め、市の公共施設を使用料免除にて自治会活動に使用できないか、お考えをお聞かせください。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 2つ目の質問についてお答えをいたします。

市の公共施設は、市民全員の共通財産であるため、施設を利用された方から使用料として経費の一部を負担していただくことを原則としております。施設の使用料は市民の皆さんが利用しやすいように安価な設定となっており、公共施設を長く維持し、サービスを将来にわたって持続的に提供していくためには、一定の御負担をいただくことについて御理解をいただきますようお願いをいたします。

また、使用料の免除につきましては、市と共催する事業で使用する場合や、小・中学校が使用する場合など、各施設の減免規定に基づいて対応させていただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 分かりました。

行政も自治会の現状と将来の自治会の行方をさらに危惧していきながら対応していったい

ただきたいと願います。また、このコロナ禍の中で、今の集会所ではどうしても補えない部分がありますので、施設は先ほどの回答の中で貸せないと言われたわけではありませんので、規定にのっとりながら自治会として借りる機会もあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、大滝文庫について産業振興部長にお伺いをいたします。

大滝文庫とは、美濃市常盤町に在住してみえた大滝國義さんが、生前、和紙商の傍ら35年を費やし探し求めた和紙に関する3,500冊ほどの膨大な文献で、美濃和紙文化の役に立ててほしいと美濃市に寄贈された個人のコレクションです。大滝文庫と開設して、多くの和紙の興味のある人たちに閲覧し活用してほしいと希望され、本の中には1冊しか存在しないものや既に絶版など貴重なものがあるために、閲覧の際には立会人が必要とのことでした。現在、和紙の里会館のホームページを見ますと、膨大な蔵書の一覧の添付ファイルがあり、毎月最終日曜日に和紙の里会館にて公開の案内があります。

ここで、産業部長に質問します。

寄贈を受けた大滝文庫は、はや2年ほどたちますが、現在の状況はどのようなか、お聞かせください。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

それでは、豊澤議員の御質問の2点目、大滝文庫について1つ目の質問、寄贈を受けた大滝文化の現在の状況はどのようなかについてお答えをいたします。

大滝文庫につきましては、ただいま議員さんが御説明いただきましたとおり、大滝國義さんの御遺族から平成30年6月に寄贈を受けました3,500冊余りの本などの総称でございます。大滝さんが生前に収集していた和紙に関する貴重な書籍でございます。江戸時代に発刊された本や世界の和紙を集めた見本帳など、現在では入手困難な本など国内有数の蔵書を誇ります。市では、寄贈を受けたこれらの本の数々を故人の遺志により美濃和紙の里会館の図書室で収蔵し、その公開には細心の注意を払い、大切に保管をしております。

現在は、寄贈を受けた本の全てをリスト化しまして美濃和紙の里会館のホームページで公表しているほか、毎月1回、予約制で希望する人に図書室を公開して利用をいただいております。

利用に当たっては、会館職員立会いの下り、閲覧のみでございまして貸出しは行っていません。利用者につきましては、公開を開始した昨年、平成31年2月から今年の8月の間までに、和紙職人や和紙の研究者など26名の方の御利用がございまして、この中には、和紙文化の調査・研究で全国に有名な和紙文化研究会の研修会としての利用もございました。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 分かりました。しかしながら、利用者が昨年の2月から今年の8月ま

での間で26名というのは、ちょっと私はアピール不足じゃないかなというようなことを感じるところであります。

それでは、次の質問に入ります。

大滝文庫の今後の情報発信はどのようなか、お聞かせください。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 次に、2つ目の御質問、大滝文庫の今後の情報発信についてお答えいたします。

大滝文庫については、現在、美濃和紙の里会館のホームページで紹介し、そのリストを公表しているところがございますけれども、今後はその内容を充実させつつ、蔵書の中でも貴重な本を定期的に紹介するなど、より一層の情報発信に努めていきたいと考えております。

また、例えば公立図書館でありますとか大学、和紙関連の関係機関などに働きかけるなどをしてホームページをリンクするなど、大滝文庫をより多くの人に知っていただけるように、全国に向けて情報発信をしていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

美濃市において、大滝文庫の中には、和紙文化を語る上で非常に重要な文献や資料が含まれています。和紙の里会館での月に1度の閲覧にとどまらず、大滝文庫を有効活用するにはどうしたらいいか念頭に置きながら、例えば岐阜県の歴史博物館で美濃和紙アピールをする際に、文庫の特別展を行ったり、和紙の資料として重要かつ貴重なことを広報の中でも市民にもっともっと伝えるべきだと私は思っています。そして、美濃市としてさらなる有効活用を大滝文庫に見いだしてほしいと要望させていただきます。非常に良い資料でございます。美濃市として有効活用を期待して私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、一問一答形式で美濃市第6次総合計画についてと、防災訓練と災害時の避難についての2点の一般質問を行います。

まず1点目です。美濃市第6次総合計画についてです。

昨年9月6日にスタートしたワーキング・グループ「考える会」、これは市民参加の形で8グループに分けて取り組まれてきました。その後、2部門が追加されました。1つは、中学生や高校生を対象にした美濃市を担う若年層の意見を聞くために、もう一つは、美濃市の出身者で、現在は市外に在住する方々の意見を聞くためにという部門でした。

国勢調査によるここ15年間の美濃市の人口の推移は、2005年から2010年の5年間で761人減少、そして、さらに2010年から2015年の5年間では1,869人減少しています。今年の2020年は、前回に続く5年後の調査があります。広報みのの9月号には、7月31日現在で2万

275人と紹介されました。前の月から34人減少しています。全国的傾向とはいえ、美濃市では速い速度で人口減少が進みつつあるように思われます。一昨年の出生数は2月現在で僅か74人であったことにも驚かされます。

今回、中学校の対象は3年生で、10年後にはそれぞれが社会に貢献することが予想されます。それだけに15歳の彼らが現在どんな思いを抱いているのかを知ることは、美濃市の将来設計に大いに参考になるはずです。

1つ目の質問です。

美濃中学校、昭和中学校の2校の3年生のワークショップの場を通して得られた結果はどのようなものであったかについて答弁をお願いします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議員御質問の1点目、美濃中学校、昭和中学校のワークショップで得られた結果はどのようなものであったかについてお答えをいたします。

美濃中学校では、クラスごとに美濃市の人口、美濃市の産業といったテーマを決めて生徒と市職員が議論し、そのために必要な取組について意見を出し合いました。生徒からは大きく分けて、「子育て支援に力を入れるべきである」「まちのPRにもっと力を入れるべきである」「観光に力を入れるべきである」「職場を増やすことが必要である」といった意見が出されました。

また、昭和中学校では、美濃市をこんなまちにしたいをテーマに、クラス内で5つのグループに分かれて生徒同士が意見交換を行いました。生徒からは、「子供が住み続けるまちにする」「高齢者の健康を考えるまちにする」「工場を増やす」「新たな観光施設を造る」「観光客を増やすためにイベントに力を入れる」といった提案が出されました。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 特に美濃中学校の結果からは、職場、子育て支援、まちの存在感、観光による集客など、人口減少を意識した意見がうかがわれます。生徒数やテーマの提示などの違いがあるものの、昭和中学校でも似たような結果が確認できました。

さらに、毎日の細やかな生活意識に根差す高齢者に配慮する意見も出ていることから、10年後の美濃市はこんなまちのイメージとして、自分たち世代に限定しない視野で捉えた意見だと受け止めることができました。若い世代の意見は、総合計画の基礎的部分の中に位置づけ、明確に示すことが重要です。

2つ目の質問です。

改正選挙法により、2016年6月22日から満18歳の選挙権の適用が開始されました。その後、学校現場では有権者として求められる力を身につけるために、政治の仕組みや選挙の実際などの学習が進められてきました。模擬選挙の体験活動や話し合いなど、実際の政治についても学ぶ機会が設けられ、国民として責任ある一票を投じる自覚を促す働きかけが進められてきました。

直近の美濃市第6次総合計画の策定についての話合いや討論は、政治への参加の第一歩につながっています。県立武義高校と調整をして意見を聞く予定を組み入れられた市の計らいは、御苦勞があっただけに実践的学習の場として生かされているのではないのでしょうか。

また、市外に住む美濃市出身者には、特派員制度を活用し、外から見た美濃市の将来に関する御意見は貴重であると受け止めることができました。

2つ目の質問は、新聞でも紹介されていた武義高校のワークショップの結果と、市外に住む美濃市の出身者のアンケート結果はどのようなであったか、答弁を願います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 2点目の御質問についてお答えをいたします。

武義高校のワークショップは、普通科の3年生4クラスを対象に、クラスごとに美濃市の10年後の姿をテーマに、地域の活性化につながる意見を出していただきました。生徒からは、大きく分けて「公共交通機関を充実させる」「観光客が訪れる魅力あるまちにする」「工場を誘致する」といった提案が出されました。

また、市外に住む美濃市出身者のアンケート結果では、将来のまちへの希望として、「自然環境と調和したまち」「文化財、伝統などを大切にすまち」が意見として多く出されております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 高校生のワークショップの結果から、工場誘致など産業の拡大や、近隣の観光拠点と連携しながら観光資源の発掘によって魅力ある美濃市にしていくことなど、人や物の動きにつなげて未来像を示していることが分かりました。訪れたいまちとしての美濃市をつくるに当たっては、今後の学びと働きかけを通して、さらなる美濃市の魅力の発掘やそれを発信する力が必要です。人を動かすには交通機関の充実が不可欠です。現在ある課題と重ねて若い世代が真剣に向き合い、取り組める計画はどうあったらよいのか、次の審議会での具体化に注目しなければなりません。

中学生とは多少違ってはいますが、高校生の視点も現状のままではいけない、人口対策以前に活性化には、人や物の動きをつくることこそ重要課題であることをうかがわせています。

市外に住む美濃市出身者のアンケート結果では、環境や伝統に視点が向けられています。美濃市は豊かな自然に恵まれ、約80%が森林であり、美濃市を離れて暮らす人たちにとっては、今後も守り続けてほしい願いにつながっていることが分かりました。

しかし、高齢化と人口減少によって、豊かな自然と人との調和が難しくなっている現実にも目を向けねばなりません。空き家、耕作放棄地など、ワーキング・グループ「考える会」でも重要課題として取り上げられていました。計画の中にどのように位置づけされ、課題解決に向けて計画していくか、改めて市民の一人一人が考えなければならない段階に来ています。

次、3つ目の質問です。

意見集約については、8月にワーキング・グループ「考える会」の提案書として手元に届きました。8部門にわたり目次を4点に絞り、どの部門も共通項目で分かりやすくまとめてありました。

この後、市長の附属機関としての総合計画審議会が設置され、スケジュール表には、有権者や公募の市民等がその審議会に委員として参加する予定が示されています。既にこの9月1日には第1回が開催されました。そこで新たに加わった有識者や公募の委員についてお尋ねします。

総合計画審議会の委員の人数、性別、専門分野についてはどのようなか。また、総合計画審議会での委員の役割はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 3点目の質問についてお答えをいたします。

総合計画審議会の委員の人数は全体で20人、男性17人、女性3人の構成となっております。主にワーキング・グループ「考える会」の8つの各施策分野に関する団体の代表の方に委員をお願いしております。

内訳は、子供の教育・未来の分野に4名、市民の福祉の分野に2名、健康の分野に2名、農業・林業の分野に2名、観光の活性化と文化の分野に2名、産業振興の分野に2名、快適な暮らしの分野に1名、安全・安心なまちづくりの分野に1名となっております。このほか学識経験者として大学教授が1名、金融機関の代表として銀行支店長が1名、マスコミ1名、公募委員1名となっております。

また、総合計画審議会の委員には、市の総合計画案に関し、専門的な立場、また市民の立場から審議をしていただくことを依頼しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） ワーキング・グループ「考える会」の参加者とはまた別の20人が新たに参加されたわけです。最初の67名のメンバーの意見は、審議会委員に渡されたと思います。長い期間を通して意見を交換された大切な資料です。可能な限りそれまでの意見がそっくり手渡されなければ公募参加の方々の参加意義が薄れてしまいます。

答弁では、審議会の委員20名は各施策分野の関係団体の代表者に依頼をされたとなっております。代表者であるということは、その分野において確かな知見や経験をお持ちの方々と想像しております。

しかし、ここで危惧されるのは、この審議会での委員は、多岐にわたる内容を3回という限定された回数で審議しなければなりません。時間に追われることなく、最後まで市民の立場で審議に臨まれることが前提です。

委員の皆様におかれましては、我々市民に代わって計画策定の審議に当たるという重要な仕事の依頼を受けられ、大変な御足労をおかけします。

答弁に基づき、次の3点について再質問いたします。

まず1つ目ですが、今、社会では全ての分野において男女共同参画が求められています。第5次総合計画では約35%の女性がいました。今回は15%しかないのはなぜでしょうか。

2つ目は、分野によっては委員が4名の分野もあれば1名しかいない分野もある。この先10年間の総合計画に対し、1人の委員が重責を負わねばならない、その配慮はされたのでしょうか。

3つ目、委員の年代層、地域別の配置数はどのようなか、お尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

1つ目の質問です。

今回、委員の選出に当たりましては、ワーキング・グループ「考える会」の8つの各施策分野に関する団体の代表の方をお願いすることを最優先としたためでございます。

2点目については、総合計画審議会は議事を委員全員で審議していただくため、1人の委員がその分野の重責を負わなければならないということはなく、その配慮はしておりません。

3点目につきましては、委員の選出に当たっては、委員の年代層、地域別の配置数は考慮をしてございません。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 審議会の資料は、前の段階のワーキング・グループ「考える会」の意見のまとめを提案書として使われているのではないかと想定しております。その上で3点の今の再質問を行ったのは、考える会の多くのメンバーの美濃市に対して抱かれている熱い思いをしっかりと受け止めるには、多様性が必要だと考えたからです。公募によって参加された約半数のメンバーの意見には、規制にとらわれない豊かな発想で美濃市の将来を描く願いが込められています。だからこそ、地域、年代、性別、役職から離れ、豊かな生活感覚を保持している人など、多様な人選で進められることを期待していました。少し残念です。

4つ目の質問です。

今年度はコロナ感染症の予防によって当初の計画より幾分遅れています。3回の総合計画審議会を経て、市民には11月の中旬にパブリックコメントが出されます。現在、世界や日本においてコロナ感染症が引き起こしている問題からいろいろ見えてきた事柄も多くあると指摘される市民もいます。この提案書で示された今後の10年は、家庭、お隣さん、地域、職場、職業関連の人々、友人等々どんな人間関係の場でも協働や相互理解、自助や共助による支援の必要性が強く求められています。

しかし、私たちの日常生活は気づかぬうちに家族や隣人関係においてすら気持ちのつながりが希薄になり、大切な個々の思いが伝わりにくくなって誤解や不信感を招きやすくしている現状があるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策によって人の動きが制限された時間も長く、高齢者や成長期の子供たちへの影響は特に大きかったです。あらゆる面で今後大きく変わることが予測さ

れ、安心・安全な暮らし全体に関わる総合計画の重要性について、市民はよく知っておかねばなりません。パブリックコメントの期間は約1か月間しかありません。その間に十分に知ることができるのか、もう少し時間の余裕があってもいいのではないか。

そこで、総合計画のパブリックコメントの期間の延長は認められないのか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 4点目の質問についてお答えをいたします。

総合計画のパブリックコメントにつきましては、美濃市パブリックコメント制度実施要綱に基づき実施をし、これまでのほかの計画の実施状況も踏まえ、30日とする予定でございます。

なお、実施に当たりましては、広く市民に周知できるよう広報をまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 美濃市パブリックコメント制度実施要綱によって行われることが分かりました。けれども、市民が周知するためのいろいろな方法や手だては幾つもあります。目的を明示して、場所を特定して、いつでも見ることができるよう検討されることを強く要望いたします。

5つ目の質問です。

市民意識調査については、できるだけ多くの市民に直接インタビュー方式で行う予定、そして健康福祉課所管の美濃市総合福祉計画の策定に向けたアンケート調査を活用して、市民の抽出により郵送で実施していくという、この2つの答弁をかつての議会でいただいております。

私たちは毎日情報の渦の中で生活し、大切な情報も市役所の職員の皆さんが目的を持って一生懸命準備され用意された内容でも、意識にとどまらずに一瞬にしてごみ箱に捨てられてしまうような場面にも出くわすことがあります。今回は10年後の美濃市を想定し、デザインしていく大切な労作の結果です。市民の意識調査の計画はどうであったのか、お尋ねをいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 5点目の質問についてお答えをいたします。

インタビューは、ワーキング・グループ「考える会」の8つの施策分野に関わっておられる方々を中心に、これまでに42人の方から直接意見を伺っております。「若い人たちが美濃市に住みたいと言えるような魅力を増やすことが必要」「人口減少に歯止めをかけるための施策が必要」をはじめとした各分野の視点から御意見をいただいております。

また、市民のアンケート調査では、市内在住20歳以上の方に対し、住民基本台帳から800人を無作為抽出し、郵送によるアンケート調査を実施し、382人から回答をいただきました。回答率は47.8%でございました。美濃市の将来への希望では、「安全・安心なまち」が154

人で全体の40.3%と最も多く、次いで「自然環境と調和したまち」が150人で全体の39.3%という結果でございました。

また、今後、美濃市が重点的に進めるべき施策では、「保健・医療、福祉施策」が121人、全体の31.7%と最も多く、次いで「公共交通施策」が114人、全体の29.8%という結果でございました。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁によって市民アンケートの結果の概要を知ることができました。それに関わってもう少し詳しい中身を知るために再質問します。

1つは、回答者の年齢、あるいは年代層はどのようだったか。それから、アンケートの項目は幾つあったのでしょうか。さらに回答者の居住地の分散はどうであったかについてお答え願います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

回答者の年齢層の割合は、20代、5.2%、30代、7.3%、40代が11.0%、50代が13.4%、60代が19.6%、70代、41.1%、無回答が2.4%となっております。

また、アンケートにつきましては、7項目を用意し、回答者の居住地につきましては、美濃地区34.8%、洲原地区10.2%、下牧地区が9.2%、上牧地区8.9%、大矢田地区が10.7%、藍見地区8.6%、中有知地区15.2%、無回答が2.4%となっております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 細かな数字を調べていただきまして、ありがとうございました。美濃市民がいろんなところで日頃の生活を、どういう年齢がどんなところに住んでいる人がどんな願いを持っているかということについてのこれから見ていく参考にしたいと思って再質問に当たりました。ありがとうございました。

次ですが、やっぱりその答えの中の年代では、年代が進むほど回答率が高くなって、圧倒的に70代が多くて、アンケートの7項目が高齢者向けの内容であったのではないかなと推測されることもあります。実際はどんな内容だったのでしょうかね。

さらに、居住区別では、人口の集中している地域が高い割合を占めています。前回、10年前の30%の回答率に比べ、今回は約半数の回答がありました。数字の比較だけでは結論は出せませんが、コロナ禍や気候変動による自然災害など、無関心ではられない市民意識に僅かとはいえつながったのではないかと思います。

最後、6つ目の質問です。

人口減少、高齢社会に加え、突然の災禍、新型コロナウイルス感染症は、私たち人類に想像をはるかに超えた社会現象をもたらしました。専門家は諸説をもって私たちのこれまでの姿に言及し、振り返ることの必要性を求めています。地球という宇宙の自然を私たちの生活と関連づ

けて見直す機会でもあります。

第2波の感染拡大自粛関連については、8月31日までが移行期間とされていました。防災の日の9月1日を境に新しい生活様式を意識しながら、また次のステージに進もうとしています。岐阜県も自粛は緩やかにしていくと報道されました。

第6次総合計画策定に当たり、担当課の皆さんには、コロナ感染症対策に奔走されながらも、今回の提案書の策定までこぎ着けていただきました。各部門の重点的課題や課題解決のための取組の役割など、具体的な案が盛り込まれていることから、実現可能な目標が分かりやすくなっています。

新型コロナウイルス感染症はいつ終息するのか先が見えない状況下での第6次総合計画策定にあっては、予測不能の自然災害が今後も発生する可能性を考慮しなければなりません。今、日本では経済、政治、産業構造、交通、教育など、社会が大きく変化しつつあります。そこで、総合計画に新型コロナウイルス感染症をどのように位置づけるのか、答弁を願います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 6点目の質問についてお答えをいたします。

総合計画は将来どのようなまちにしていくのか、そのためには何をしていくのかという大きな方向性を示した指針であります。また、総合計画はまちづくりの基本理念や将来都市像と、その実現に向けた基本目標などを示す基本構想、基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示す基本計画、この基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業を示す実施計画の大きく3つから構成をされております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響によって、市の大きな方向性が変更されることはないことを認識しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症により引き起こされました社会経済環境の変化による必要な対応につきましては、基本計画、実施計画の中で感染症対策を位置づけていきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） これからは市長の附属機関として総合計画審議会が設置されます。有識者や公募市民で構成されますが、今日までの長い取組に関わられ、途中からは新型コロナ対策の対応で多忙を極められた担当職員の皆さんの御苦勞は大変であったと重ねて申し上げます。

現在でも12日には岐阜県で12人の感染者が、東京でもその同日、226人の新たに感染者が出たりしている現状で、いつ終息するのか予測はつきません。答弁で説明されているように基本構想、基本計画、そして実施計画の構成から成る総合計画への位置づけは難しいと理解しました。

今は、コロナ禍を考慮しながら経済、文化、産業など全分野において、いかに持続可能性を維持し、高めていくかが問われています。市の予算は人口減少、高齢世帯の増加で将来負担比率は高まっていきます。この10年こそ市民も一体となって理解、協力をしながらまちづ

くりをしていくことが求められています。

市民参加を促す市政であるために、2点を要望いたします。

1つは、P D C Aサイクルで、特にCの機能、つまりチェック、検討、評価、振り返りの徹底を図りながら進めていく。

2つ目は、あらゆる分野で情報を公開し、市民に知らせることを通して一人一人がきらりと光る主人公意識を持てる働きかけをしていく、この2点を要望いたします。

続きまして、2点目、防災訓練と災害時の避難についての質問です。

地球温暖化現象により、自然災害が年を追うごとに甚大化しています。それが特定の地域や場所ではなく、予想外の地域や場所でも被害が広がっています。災害から学ぶ、この言葉をよく耳にしますが、他の地域の出来事が、果たして災害を最小限にとどめる教訓として生かされ、減災や防災に役立てられているのか、少し疑問を抱かざるを得ないのが現状と言えます。各地の震災、水害など、東日本大震災以後、熊本地震や西日本で立て続けに起こった豪雨災害など例を挙げれば切りがありません。近くでは関市の洪水、今年7月の飛騨川の豪雨災害など、ニュースで知るその惨状に胸が痛みます。

さて、今年も美濃市では防災訓練が行われました。該当地区は中有知地区で震度7、内陸直下型地震の大規模災害に備えた防災訓練でした。これまでも美濃市は年度ごとに地域を変えて訓練を行ってきました。今年度の防災訓練の目的にある住民一人一人の防災意識の高揚と、災害時における防災行動力の向上を図る。これには、各自の日頃の防災意識の蓄積と自治会との連携行動が基本になります。

今年度は、コロナ禍を考慮して全ての住民の参加は設定されませんでした。しかし、災害はどんな状況で発生するか予測はできません。雪の降り積もる日、真夜中、日中、高齢者だけで在宅の場合など地震は予告なく発生します。

そして、また人口減少、超高齢社会、家族形態の変化、地域を支える労働人口の減少など、社会そのものが脆弱になっている上に、市の職員数や地域消防組織所属の人数さえも減ってきました。防災の基本は自分の命は自分で守るであると言われても不思議ではありません。一方で、一人ではどうにもできないケースが増えています。

そこで、1つ目の質問です。

過去3年間の美濃市の防災訓練の検証によって、どんな課題が提起されてきたか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、議員御質問の1点目、過去3年間の美濃市の防災訓練の検証によってどんな課題が提起されたかについてお答えをいたします。

市防災訓練につきましては、平成30年度は美濃地区において地震を想定した訓練を実施し、令和元年度は大矢田地区では地震を、藍見地区では水害を想定した訓練を実施いたしました。今年度はコロナ禍で縮小開催となりましたが、避難所での新型コロナウイルス感染防止対策を主なテーマとして、中有知地区で地震を想定した訓練を実施いたしました。

過去3年間の防災訓練を実施した結果、3点の課題について取り組む必要があると考えております。

まず1点目は、防災意識の向上です。

毎年、地区を変えて市の防災訓練を実施しているために該当地区以外での訓練は行われず、実質5年に1度の訓練となっていました。近年、日本各地で頻発している深刻な災害に対応するためには、少なくとも年に1度は全市民が避難訓練に参加し、防災意識を向上させることが必要であると認識をしております。

そこで、平成30年度から市内全域の自主防災組織に避難訓練実施を呼びかけ、平成30年度は60%、令和元年度は65%の自主防災組織によって避難訓練が実施されており、情報伝達や消火栓による消火、心肺蘇生、危険な場所や避難場所の確認、避難時の声の掛け合いなどの訓練が行われております。

このような活動の積み重ねが市民の防災意識を高め、被害を最小限にとどめることになるため、引き続き全ての自主防災組織で避難訓練を実施していただくよう呼びかけてまいります。

課題の2点目は、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難についてであります。

毎年、出水期前に高齢者、障がい者を中心に避難行動要支援者名簿を作成し、この情報を市、自治会、消防署、警察、民生委員と共有することで、有事の際には連携して要支援者の避難誘導をする仕組みとなっておりますが、防災訓練においては、要支援者の把握や声かけ等で終わっている状況であります。

実際、どのようにすれば避難行動要支援者をうまく避難誘導ができるのか、具体的に検討し、実践に即した訓練を計画していきたいと考えております。

課題の3点目は、大地震の際に市災害対策本部が機能するかという課題であります。

大地震の際に、果たして職員が参集できるのか。参集した職員で対策本部を設置できるのか。そしてそれが機能するのかという課題がありました。

そこで、平成30年度から市役所から2キロメートル圏内に住む職員が徒歩で参集し、初動の対応について訓練をするとともに、全ての職員が災害対策本部を設置できるよう訓練を行うなど、災害時の初動態勢を強化する取組を行っております。

以上の3点の課題について、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今回の答弁内容には、提起された課題と、それに対する解決が明確に述べられていて大変安心することができました。答弁によって示された課題もよく分かりました。

ただ、それに対して私たちの周囲を見ると、一体どれだけの市民が危機意識を持って生活しているのでしょうか。そんなことをふと振り返りながら、自分の周りを見詰め直さなければならぬと思いました。

内閣府の避難支援検討会所属の学者が防災意識に関して、「正常化の偏見」という一見難しそうな言葉を使った説明で私たちに住民の意識の実態を捉え、伝えています。その偏見とは何かというと、「多分大丈夫だ」「自分は大丈夫、行政がすることなんだ、これは」「行政支援があるから」「リーダーのやる気任せでいいだろう」「自治会員の協力のあるなしによってこれでいいのだ」といったような自分ではなく周囲、周り、行政に依存をしてしまうような、そういった思いが正当化されて毎日の暮らしの中にはびこっているのではないかという分析の仕方であります。なるほど、それには言い当てられている部分がかかなりあるようにも思うのです。昔の人がよく言った備えあれば憂いなしのまるで逆の意識ではないかなと思います。

3つの課題の中で、特に福祉関連は、近所や地域が連携しなければ緊急事態から逃れることができません。地域内にある福祉施設の職員との連携も必要です。安否確認で声を掛け合い、避難所まで避難誘導し、一緒に逃げる。情報伝達、日頃からの心の支援を送るなど、日常で培える自助・共助の考えや行動です。

最近では近い助けということで、近助、御近所同士の助け合い、これは声や心の掛け合いの大切さを近助という言葉を通して聞くようになってきました。

防災意識の向上に関しての行政の力の必要性は、官主導というよりも、平常時の避難に関する手引の作成、そうした応援体制にあるように思います。例えば近助の防災の組織づくり、応援体制づくり、避難所運営手引の作成、地域の避難所の指定と周知、備蓄に関する提起など、これまでの指定避難場所をさらに細かく細分化して、拡大した場所での運営や支援の手引の作成です。いわゆる地域の組織を主体とした地区防災計画の作成に行政の力をお借りするという考え方です。

防災意識と関連して、市民による自主防災組織と自主避難訓練の実態は、市内でも温度差があります。過去に大きな被害を経験している地域や、そこに住む人たちは少なからず風水害に対しても防災意識を先人から引き継ぎ持っています。経験の蓄積は防災力として生かされた事例は全国でも幾つかあります。

市内の訓練実績が過去3年で実施率が上がっています。それを知ってこれは呼びかけによる成果で、今後も継続による積み重ねがさらに実施率を高め、減災につながる結果になると確信します。中には年に2回訓練をしている地域もあると聞いております。しかしながら、一度も行わない地区もあり、美濃市が防災に熱心な市になれば、訓練の継続が人と人とのつながりを深め、障がい者や要配慮者のいざというときの共助にもなります。

2つ目の質問です。

今後、啓発されねばならないのは自助の在り方です。各世帯にハザードマップが配付されました。手順に従い、自分の避難場所の設定を試みた高齢の方が、このマップは古いでもっと新しい情報のマップがあるんじゃないかというような声が聞こえてきました。市からの情報を大事に受け止め、扱っている人々の存在を知り、こうした反応が今後の市民意識の高揚、自助・共助の一翼につながると思います。

また、実際、自分の居住地を基に避難場所を設定していく際、途中で過去の被害状況が示され、そちらへ誘導していくと、逆に危険度が増すのではないかとということも分かってきました。山や溪谷、豊かな水の自然に恵まれた美濃市、近年、特に人口減少や土地開発などによって山の手入れは十分に行き渡らず、かつての自然環境は変化し、災害時には想定外の災害につながる事が予知できます。変貌していく自然を前に、いつ、どんなときに災害が起きたのか、土地の歴史に詳しいのは長生きをしている高齢者です。皮肉なことに高齢人口が増加し、少数の支援者が多数の高齢者を支えなければならない時代になってきました。

刻々と自然環境も変化する中で、高齢者世帯、高齢者独居世帯の避難対策はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 2点目の質問についてお答えをいたします。

当市の高齢者世帯は2,619世帯、3,982人で、うち高齢者独居世帯は1,324世帯となっております。災害の発生が見込まれるときは、避難情報を発令する前に、その可能性があることを知らせる情報を発信するなど、特に高齢者の方に早めに避難準備をしてもらうよう努めております。

また、高齢者世帯のうち避難に不安のある1,214人の方は、避難行動要支援者名簿に登録され、登録台帳には御本人の状況や自立歩行の状態、自宅近くにお住まいの地域支援者、家族や親類などの緊急連絡先が記載されていますので、早めの連絡を取って避難誘導していただくよう自治会と情報共有をしています。

今後は、高齢者一人一人の避難計画につきまして、自助・共助の中で地域においてどのような避難をするのか、より詳細な避難計画の整備を進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 美濃市では、高齢者世帯の約半分が高齢独居世帯であることに驚きました。課題に出た高齢者や障がい者等の要配慮者というのは、答弁どおり、事前の慎重な対応と避難誘導そのものに専門性も伴うため、個別の計画が用意されなければならないと分かりました。

特に高齢者になれば把握しにくい側面も見られ、いろいろな種類の専門家、中には法律事項も合わせた情報の入手と各種団体との協定や協力、連携が求められます。福祉の専門職をキーマンとし、個人情報を守りつつ、生命尊重を第一義とした計画的な避難を平常時の災害対策で事前に用意して対応できる体制を整えていくことが、今後の取組の前提になるのではないのでしょうか。

3つ目の質問です。

避難行動では、情報伝達とその受け止めによって生と死が分かれます。そのための情報伝達は非常に大切になっていきます。ハザードマップにも聞き取りにくい地域の明示もありました。防災ラジオの活用もありますが、これも聞き取りにくい場所に居住している市民がい

ます。それだけで不安感を持ってしまいます。将来的にはより正確に、市内くまなく情報が伝達可能なシステムの工夫について、市の考えはどのようなか答弁を願います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、3点目の質問についてお答えをいたします。

市の防災情報は、同報無線及び防災ラジオ、防災・あんしんメール、エリアメールによるスマートフォンへの発信、長良川、板取川の水位や雨量、ライブカメラの映像が見ることができる美濃市防災アプリ、市ホームページ、フェイスブックへの掲載や市消防の広報車による広報、自治会の連絡網を用いた伝達、このように数多くの方法を用いて情報発信、情報提供することにより、より多くの市民の皆さんへ情報を伝達できるようにしております。

なお、天候などの影響を受けにくい防災ラジオや防災・あんしんメール、スマートフォンによるエリアメールは、情報伝達に有効だと考えておりますので、今後もこれらの普及を進めてまいります。

加えて、市が発信する防災情報は、気象庁、国土交通省の気象情報や防災情報、岐阜県の河川水位や土砂災害警戒情報などを基に判断、発信しておりますので、こちらの情報も参考にさせていただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁どおり多くの発信方法を利活用して、より正確な情報を市内くまなく伝達している、そうした市の姿勢がよく分かりました。早く正確に情報を取得できれば早期の避難をすることができるわけです。

ただ、水と電気、そして石油等の燃料の確保が不可能になれば、想像以上に生活への影響が出ることを過去の災害からしっかりと学んでおかねばなりません。当たり前と思っている私たちの生活は、意外なところで遮断されることがあります。例えばこれは都市部を例に取れば分かりやすいと思います。東日本大震災当時の関東地方の生活は悲惨でした。

先ほど防災ラジオを紹介していただいたんですけど、この防災ラジオは便利なのですが、住んでいる場所によっては聞き取りにくい場合もあります。屋外の雑音で聞き取りにくい場合があります。高齢者の中には、なお聞きづらい方もいます。そこで、どこの地域の情報手段が一番機能していないのか、聞き取りやすいのか、一つ、防災の点検として実施していただきたいと思います。

最後になります。4つ目の質問です。

地域ごとの避難所の設定については、既設の場所では収容可能なスペースの確保は不可能です。短期と長期とあるのですが、前回の私たちの防災訓練のときにも、あつという間に一応目安としている集会所は埋まってしまいました。そんなことを頭に置いて分散避難ですとか、少人数避難が必要になってくるのだなあとそのとき実感いたしました。他の方も同じようにつぶやいておられました。

自治会は、スペースの確保、分散したときの食物、衛生用品の充足、トイレ等の対処、コ

コロナ禍の予防と避難の方法、各役員の役目、安否確認の方法、情報の多様性など、避難開始とともに対応しなければなりません。

そこで、地域ごとの避難所における自治会の役割はどのようなか、答弁願います。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、4点目の質問についてお答えをいたします。

市から避難準備情報、避難勧告、避難指示などの避難情報を発令した場合、自治会には避難所開設など、次の5点の役割についてお願いをしているところであります。

1点目は、避難行動要支援者名簿の方々への声かけであります。2点目は、自治会の連絡網を使って避難情報が発令されたことを住民の方へ連絡をしていただきます。3点目は、集会所を開錠して避難者の受入れ準備です。4点目は、避難された方の名簿の作成と市への報告であります。5点目は、避難所運営上の課題、問題提起と連絡調整としております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今の部長の答弁の内容は、これは短期の避難の場面を捉えて教えていただけた。中には長期に関わる部分も重複して含まれてはおりますが、これが分散避難の場合になると、またまた自治会長をはじめ、班長や地域の自主防災組織に位置づけられた方々の役割がここに加わると思います。自治会の役割こそ、地域防災計画の中に地域ごとで話し合って位置づける最初の仕事かと思えます。公助に頼らず、まず自助・共助の基本がここにあるように思えます。

既に市内では取り組まれている自治会の例などが参考になりそうです。長期の避難生活になる場合もないとは言えません。平常時から避難生活についての予備知識を知り、困難を乗り越える地域力を備えておきたいです。

最後に、地域防災組織計画の作成の推進を検討されること。そしてもう一つは、毎年行われてきました市の防災訓練、この訓練を見直しして、高温が続く厳しい時期に行われてきたのですが、地域防災訓練にシフトチェンジすることで防災の意識の向上が図られると考え、変更していくことも検討されるといい、そんな要望を加えて私の長い一般質問を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして、大きく2点、美濃

市ひばり園の施設設備について及び放課後等デイサービス事業について質問いたします。

美濃市ひばり園は、昭和53年に開設され、昭和61年10月に心身障害児通園施設国庫補助事業として認可されました。その後、10周年記念行事や15周年記念行事が行われ、言葉や発達に課題がある幼児や障がい児の療育・支援に力を注いでこられました。そして平成7年3月24日には、現在の場所に新築され25年が経過しています。

平成24年には児童福祉法改正による障がい児支援の強化を図るために、従来の障がい種別で分かれていた体系について、通所・入所の利用形態の別により、障がい施設・事業の一元化がされました。このとき美濃市ひばり園は、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業のサービスを提供する多機能型事業所として申請し、認可されました。

児童発達支援とは、日常生活の基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練、家族への支援などを行うもので、集団療育や個別指導を行います。未就学の障がいのある子や発達に特性のある子がその対象となります。

一方、放課後等デイサービスとは、小・中・高の様々な障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童・生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進するものです。このようなサービスを提供する施設が美濃市ひばり園となります。

また、学校教育では、平成19年4月に施行された改正学校教育法により、特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定され、特別支援教育が位置づけられました。さらに平成24年7月に示された共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）の中では、合理的配慮と基礎的環境整備の関係性について、次のように述べています。

市町村は教育環境の整備を行い、それらの整備は合理的配慮の基礎となる環境整備であり、基礎的環境整備と呼ぶことにする。

基礎的環境整備として示されている項目は、1番、ネットワークの形成、連続性のある多様な学びの場の活用。2番、専門性のある指導体制の確保。3番、個別の教育支援計画や、個別の指導計画の作成による指導。4番、教材の確保。5番、施設・設備の整備。6番、専門性のある教員、支援員などの人的配置。7番、交流及び共同学習の推進とあります。

これは学校教育についてではありますが、合理的配慮や基礎的環境整備は、障がいがある子供たちが学ぶ美濃市ひばり園でも考慮しなければならないことだと考えます。

また、児童発達支援ガイドラインや、放課後等デイサービスガイドラインにも適切な設備等の整備として次のように示しています。様々な障がいのある子供が安全に安心して過ごすことができるよう、バリアフリー化や情報伝達への配慮など、個々の子供の様態に応じた工夫が必要であると示しており、新型コロナウイルス感染症に対しても、学校同様の対策が必要であるはずで

つまり、美濃市ひばり園は、療育や支援を必要とする子供が利用する施設であり、新型コ

新型コロナウイルス感染症に対しても、合理的な配慮の基礎となる基礎的環境整備が必要とされる施設です。

そこで、1点目の質問です。

療育や支援を必要とする子供が利用する施設である美濃市ひばり園は、新型コロナウイルス感染症に対してどのような対応、施設改善を行ったか答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 皆さん、こんにちは。

まず美濃市ひばり園でございますが、児童福祉法の改正により障がいのある児童の通所施設から障がい児支援の強化を図る施設として運営し、現在、34人の幼児・児童が利用しています。児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業のサービスを提供する事業所として多くの民間事業所が参入する中、幼保教育と連携した独自の療育システムを確立するなど、特色を出しながら運営をしているところでございます。

それでは、美濃市ひばり園の施設整備についての1点目の質問についてお答えいたします。

本年3月、市内小・中学校が臨時休業となりましたが、社会福祉施設であるひばり園は通常どおり放課後等デイサービス及び発達支援事業を継続いたしました。4月、県の非常事態宣言で臨時休業が要請され休業し、5月下旬から個別指導のみを再開、6月からは通常のグループ指導と個別指導を行っております。

再開後は、国の社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・蔓延防止等チェックリストを活用しチェックを行うとともに、入室の際の検温、利用者の手指消毒の徹底、2方向での定期的な換気など対策を徹底し、利用者にも周知しています。

また、職員については、検温や健康チェックの実施、行動記録などの作成を徹底し、感染拡大防止対策に取り組んでいます。

施設改善については、網戸や空調機器の入替えや設置をし、今後の対面指導が困難な場合を想定し、オンラインによる指導を行うことができるよう、環境整備を順次行ってまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁いただきましたように、美濃市ひばり園でも、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式に向けての療育や支援ができるように対応していただくことを期待しています。

では、施設設備について、2点目の質問に入らせていただきます。

学校施設では、平成25年からエアコンの設置とトイレの改修が行われ、トイレは湿式から乾式に変更され、洋式トイレも設置し、衛生面で大きな成果がありました。当時、教員として現場にいた者として、美濃市がいち早く暑さ対策、衛生面対策に取り組んでいただいたことにはとても感謝しております。

また、シャワー室は、4年前の中有知小学校の設置を最後に全ての小学校に完備されまし

た。その一方で、美濃市ホームページに掲載されている美濃市ひばり園の児童発達支援事業と、放課後等デイサービス事業の事業所評価表の中の次の項目、「生活空間は本人に分かりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所設備等はバリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか」という項目では、自己評価及び保護者等からの事業評価において、環境整備についての課題が上げられています。美濃市ひばり園の施設設備の中で、洗面所、トイレは衛生面やバリアフリー面で問題があります。さらに、給湯器は10年近く使用できない状況にあります。

平成29年3月に出された美濃市公共施設等総合管理計画には、美濃市ひばり園は適正な維持管理に努めますとあります。しかし、美濃市ひばり園にはシャワー室はありません。シャワー室がないため、子供がトイレの失敗をしても衛生的な支援ができにくい状況です。現在まで現場の指導者の方々の御努力でその支援が成り立っています。

そこで、2点目の質問です。

生活能力向上や療育指導の面から見て、バリアフリー化されていない湿式のトイレ、洗面所や使用できない給湯器の改修及びシャワー室の新設はできないか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 美濃市ひばり園の施設整備についての2点目の質問についてお答えいたします。

ひばり園では、御家庭での入浴が困難な重度の障がいのある子供たちの入浴指導等を行うため、浴室とシャワーを完備していました。しかし、近年、重度障がいの方の訪問入浴サービスが充実し、子供たちについても自宅入浴が可能な家庭が多くなりました。それに伴い入浴指導の要望もなくなり、浴室とシャワーは長年使用されていませんでした。また、バリアフリー化されていないトイレの段差のあるところは解消し、トイレの在り方などについても今後検討をまいります。

また、トイレに併設するシャワーにつきましては、給湯器の修繕を行い、利用者の利便性に努めてまいります。これからもひばり園ではよりよい療育ができますよう、利用者の声を聞きながら施設の維持管理に努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

美濃市ひばり園が障がいの特性に応じて、バリアフリー化された福祉サービス施設となることを期待しています。今後は合理的配慮の基となる基礎的環境整備が充実されるように、また事業所評価が生かされるように、計画的な施設設備の改修や維持管理に努めていただけることを望みます。

続いて大きな2点目の質問、放課後等デイサービス事業についてお聞きします。

先ほどもお話ししましたが、放課後等デイサービスとは、小・中・高の様々な障がいがある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練

等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童・生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進するものです。

児童発達支援事業では、本年度の利用は22名ですが、ここ数年、三十七、八名の利用がありました。これに対し放課後等デイサービス事業では、ここ数年、10名から12名の利用となっています。本来なら療育や支援はつながっていくものですが、少なくなっています。これは、利用定員が合計20名であることや利用時間の関係、また民間事業所では児童・生徒の送迎サービスもあり、他の事業所を利用することなどが考えられます。さらに高学年の下校は4時を過ぎることになることが多いために、高学年は利用できないのではないかと考えられます。

美濃市ひばり園の放課後等デイサービスのサービス提供時間は、午後3時30分から午後4時30分です。この時間帯では民間事業所と比べて利用できる時間が短く、美濃市ひばり園は送迎サービスもありませんので、利用しにくい要因の一つではないかと考えます。

そこで、質問です。

美濃市ひばり園のデイサービス事業について、利用者の利便性を高めるために利用時間の延長、利用者の送迎、利用定員の増加はできないかお聞きします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 放課後等デイサービス事業についての1点目の質問についてお答えいたします。

放課後等デイサービス事業ですが、基本は午後3時30分から午後4時30分までの1時間としておりますが、利用者の要望により、この1時間は柔軟に対応しております。

送迎につきましては、ひばり園がどのような場所で、どのような友達と一緒に何をしたかなど状況を知っていただきたい。保護者の方に園との関わりを深めていただきたいとの思いから送迎のお願いをしているところです。現在のところ、保護者の方からは送迎の要望はありませんので、引き続きお願いしたいと考えております。

また、現在、受入れを行っている1日の定員は20人です。今年度はコロナウイルス感染症の影響もあり、昨年1年間の利用者で見ますと1日平均約9人で、最も多い日は16人を受け入れ、待機児童はありませんでしたので、1日の利用定員は適正であると考えております。

今後はこれらにつきまして、利用者の声を聞きながら事業実施に努めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

関市にある放課後等デイサービス事業所は、全てが民間事業所で16事業所あります。しかし、美濃市には美濃市ひばり園と民間事業所の2か所しかありません。今年度の特別支援学級に在籍する児童・生徒は52名、通級指導教室に通う児童・生徒は67名になります。この子どもたち約120名は、放課後等デイサービスを受けることが可能な子どもたちになるはずですが。

美濃市障がい者計画では、切れ目のない支援の仕組みづくりとして、各段階の節目で切れ

ることのない支援体制の整備に努めるとあります。しかし、1日平均9人の利用しかありません。小学校入学の節目で支援が切れてしまっているのだと思わざるを得ません。利用者が少ない事実について、利便性も含めてその要因を精査し、利用しやすい事業所となるように御検討願えたらありがたいなあと考えております。

では、次の質問に入ります。

他市では、民間の放課後等デイサービス事業のパンフレットを市役所にまとめてファイリングしてあったり、自由に閲覧することや持ち帰りができるように情報提供しております。美濃市でも民間のパンフレットを置き、情報提供することは大切であると考えます。

そこで、放課後等デイサービス事業の周知や情報提供を図るために各事業所のパンフレット等を市役所や公民館等に置き、情報を提供してはどうかと思います。お聞きします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 放課後等デイサービス事業についての2点目の質問についてお答えします。

現在、一般的にインターネットの普及により放課後等デイサービスなど、各種事業を見つけることはできますが、まずはサービスを知っていただくことが重要です。市役所の健康福祉課の窓口はもちろんのこと、保健センターで健診の際が施設を知っていただく最初のきっかけでもありますので、誰でも自由にパンフレット等を閲覧したり、持ち帰ることができるよう環境を整えてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

情報提供のための環境整備の充実を期待しております。

それでは、最後の質問に入ります。

文部科学省の特別支援教育のパンフレットには、各学校は、様々な関係機関とネットワークをつくって、子供の成長に応じて一貫した支援をしますと示し、関係機関との連携について示しています。

私が特別支援学級の担任をしているとき、担任した児童は療育手帳を誰も持っていませんでした。療育手帳は厚生労働省の管轄であるため、美濃市では健康福祉課の担当になり、学校教育とかけ離れています。療育手帳について説明するのは教員ではないかもしれません。しかし、この療育手帳を持っていないと特別支援学校には入学できません。保護者と何度も懇談し、福祉サービスについて説明しました。私も特別支援教育に関わるまでは詳しくは知りませんでした。

さらに、障がいがある幼児、児童・生徒が児童発達支援や放課後等デイサービスの福祉サービスを受けるには受給者証が必要になります。これについても学校教育でなく健康福祉課になり、通常の先生方は知らないことが多いのではないかと思います。

また、美濃市の教育支援委員会の相談に係る幼児、児童・生徒の人数は、昨年度で約170

名になります。各保育園や幼稚園、各学校の教育支援委員会では、さらに多くの相談件数があることが予想されます。この人数は市内児童・生徒の約12%にもなり、特別支援学級や通級指導教室に入級する児童・生徒は年々増えているような状況です。これは発達障がいへの理解が深まってきたことが一因かもしれません。

しかし、放課後等デイサービスとは福祉サービスであるため、学校教育とは直接的には関わっておらず、特別支援教育に携わっていない先生方には、どんな福祉サービスであるのかを知らない先生方も見えると思います。民間の放課後等デイサービス事業者が学校にパンフレットの配付をお願いしても、過去には断られた例があります。学校が民間事業所の紹介をすることはおかしいかもしれませんが、この福祉サービスについての理解が深ければ対応は変わっていたかもしれません。

最近では、特別支援学級・通級指導教室設置校校長会から障がいのある児童・生徒への保険パンフレットの配付が認められ、配付し、情報提供するようにもなりました。情報提供だけでも大きな進歩です。障がいのある子供たちが不利益とならないような仕組みや取組が必要です。縦割り行政で線引きをするのではなくて、お互いに学び合い、連携の在り方を考えることが必要になります。

さらに、国が策定した放課後等デイサービスガイドラインでは、学校との連携について、放課後等デイサービスは、子供に必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要があると述べています。

美濃市では健康福祉課が担当であり、積極的に学校教育課に声をかけ連携を密にすることはもちろん重要です。その一方で、学校教育課が多くの時間、直接指導している先生方への情報提供や学校教育課の福祉への関わり方の充実も必要であると考えます。

そこで、最後の質問です。

国が定めた放課後等デイサービスガイドラインの中で示している学校との連携についてどのように考えているのか、教育長にお聞きします。

○議長（辻 文男君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 今、御質問いただきました学校との連携についてどのように考えているかについてお答えをいたします。

放課後等デイサービスと学校との連携については、平成27年、文部科学省より放課後等デイサービスガイドラインに係る普及啓発の推進についてという協力依頼が出されました。そこには役割分担を明確にすること、事業者が行う送迎時の事前調整を行うこと、保護者の同意を得た上で学校の支援計画と事業者のサービス計画を共有すること等々、連携の方法の概要が示されております。学校ではこの協力依頼を受けまして、放課後等デイサービスとの連携を行っております。

現在、市内にはひばり園利用児童が12名、民間の事業所利用児童が3名おります。行っている連携といたしましては、ひばり園の職員が小学校を訪問し、ひばり園を利用している児童の支援について、実際に授業を見た後に個別にその子に合った支援方法を話し合っており

ます。民間の事業所からの連携依頼は今のところございませんが、学校職員が下校のときに、送迎担当者から事業所での児童の様子を聞き、適切な児童理解に努めております。

なお、教育委員会では、障がいのある児童・生徒に対して、乳幼児期から就労に至るまで一貫した支援体制の整備と地域における支援の充実を図るため、特別支援連携協議会を設置しております。この会は学校関係者だけではなく、医師や大学の専門家、福祉関係者等にも関わっていただき意見交流を行い、自立に向けた支援活動を行っております。

放課後等デイサービスと学校が連携をしていくことは、公的施設、民間施設の区別なく、障がいのある児童・生徒にとって大切なことであり、ガイドラインが定めている学校との連携につきまして、さらに市内各小・中学校に周知を図ってまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

児童・生徒が減少する中、特別に支援を必要とする子供は増加傾向にあります。特別支援教育を担当する教員だけでなく、全ての教員が福祉サービスについての理解が深まることを期待しています。

また、特別な支援を要する児童・生徒を学校だけで抱えるんじゃなく、学校、福祉サービス事業所、保護者の連携や協力の下に進められることが必要です。これらの関係の在り方は、今後さらに重要になってきます。個人情報取り扱いに留意しながら、子供らの利益となるような支援ができるよう進めていただくことをお願いします。連携の在り方について、学校に今後どのように周知していかれるのか、見届けていきたいなということを思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答で災害時の避難について5点を総務部長に、長良川遊水地（横越地区）に対する市の対応について1点を市長に質問いたします。

令和2年7月豪雨の全国アメダス地点における降水量の総和は、平成最悪の水害と言われた平成30年7月豪雨、通称西日本豪雨を上回りました。7月3日の夜から九州に線状降水帯ができて局地的に猛烈な雨が降り、熊本県を流れる球磨川が氾濫して広範囲が浸水、4日に熊本県と鹿児島県に大雨特別警報が出され、6日から7日には福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発表されました。その後、東海から東日本が大雨の中心となり、7月8日の朝には岐阜県と長野県に大雨特別警報が出され、岐阜県を流れる木曾川水系飛騨川などが氾濫、土砂災害が発生しました。

さらに翌週、7月13日から14日には、中国地方でも大雨となり、島根県を流れる江の川下流が氾濫、広島県で土砂災害が発生しております。多くの河川の氾濫、広範囲での浸水、冠水、土砂災害により死者は77名、行方不明者8名と被害は甚大でした。

このように日本列島で未曾有の災害が相次ぐ中、改めて避難の在り方が問われております。特に大雨による水害は前もって情報を集め、警戒に当たることができるため、流域住民への適切な周知と避難誘導が求められています。

そこで、水害に対する避難で重要になるのが、警戒レベルと避難準備、避難勧告、避難指示等の発令です。

警戒レベル1は、災害への心構えを高める。

災害の発生の危険性はまだ低い段階ですが、気象庁から警戒レベル1、早期注意情報が発表された場合には、最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高める必要があります。

警戒レベル2は、ハザードマップなどで避難行動を確認。

気象庁から警戒レベル2、大雨注意報や洪水注意報が発表され、災害発生に対する注意が高まった段階です。ハザードマップでの災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングなどの再確認など、避難に備え、自らの避難行動を確認することになります。

警戒レベル3は、高齢者や要介護者等が危険な場所から避難。

市町村から警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始情報が発令された段階です。避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは危険な場所から安全な場所へ避難しましょう。また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住まいの方も、準備が整い次第、この段階で避難することが強く望まれます。また、それ以外の方も避難できるよう準備することになります。

警戒レベル4は、対象地域住民のうち危険な場所にいる人は全員避難。

市町村から警戒レベル4、避難勧告や避難指示が発令された段階です。対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況で、指定緊急避難所への立ち退きは、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な場所へ移動等の緊急避難を行う必要があるとなっております。

このように警戒レベル3・4における避難準備、避難勧告、避難指示は各市町村が発令します。

ここで1点目の質問です。

美濃市における避難準備、避難勧告、避難指示等の発令基準はどのようなか、総務部長にお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議員の御質問の1点目、美濃市における避難準備、避難勧告、避難指示等の発令基準はどのようなかについてお答えをいたします。

避難準備、避難勧告、避難指示の発令の判断基準は、避難勧告等の判断基準マニュアルにおいて定めております。長良川流域の水害に関しましては、美濃観測所、郡上市上田観測所の水位により基準を設けておりますが、実際の発令時には、過去のデータなども活用をして

おります。

例を挙げますと、今年7月豪雨の際には、上田観測所の水位が5.93メートルに達した時点で、旧立花小付近の県道が冠水、続いて上河和のベルテクノ付近、上河和クリーンセンター付近などで冠水しましたが、上田観測所の水位と上河和、立花地区の水位の上昇には30分ほどのタイムラグがあることから、この点を考慮して判断することとなります。

このほかにも上流の郡上市の雨量や今後の予想される雨雲の動き、気象庁とのホットラインによる情報等を総合的に判断して、避難準備、避難勧告、避難指示等を発令してまいります。

土砂災害につきましても、県の土砂災害警戒判定メッシュ情報を基に定められており、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準は、土砂災害の大雨警報が発令され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報において、土壌雨量指数を超過したときを基準としておりますが、この場合も水害と同様に各種情報等を総合的に判断して発令している状況でございます。

[1番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 発令基準の一つである長良川の水位について、具体的な場所や数値を示し、その他あらゆる情報を総合的に判断して発令するとの答弁をいただきました。避難情報の発令については、予想される気象情報や発令する時間帯など、大変難しい判断であると考えますが、住民の安全を第一に考え、発令をお願いいたします。

次に移ります。

住民の皆様は、避難情報を正確に理解するとともに、災害が差し迫ったとき、正確な状況を迅速に知ることが大変重要であり、命を守ることに繋がります。

そこで2点目、避難情報が発令されたとき、避難所の開設状況とどこの避難所へ行けばいいのかを住民はどのように知ることができるのか、お尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 御質問の2点目についてお答えをいたします。

市では、これまでハザードマップや防災マニュアルを配付し、避難所の場所、居住地域の危険な場所や避難経路が確認できるよう周知しており、自主防災組織の活動や避難訓練等を通じて、災害時の避難の必要性について啓発を行っているところであります。

避難準備情報や避難指示などの発令時には、洪水、土砂災害などの災害の種類により、避難対象区域、指定避難所の場所、開設時間などについて関係する自治会長に連絡をするとともに、携帯電話によるエリアメール、防災・あんしんメール、同報無線や防災ラジオ、市ホームページ、フェイスブックや市広報車、中濃消防組合の広報車、消防団広報車などによりお知らせすることとしております。

今までの発令時には、自治会長さん自ら関係者に電話していただいたケースもあり、大変感謝をしておるところでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 1 番 松嶋哲也君。

○1 番（松嶋哲也君） 避難情報について、多様な情報発信による周知と事前の啓発を行っていただいていることが分かりました。また、対象地区の自治会とも細かく連携していただいていることを確認できました。

次に、日本列島で災害が相次ぐ中、防災の在り方とともに、住民の避難率の低いことが災害のたびに課題となってきました。避難情報がなぜ住民の避難行動に結びつかないのか、全国的に検証が行われておりますが、対策に至っておりません。

そこで、3 点目、美濃市において避難準備、避難勧告、避難指示の発令時、これまでの住民の避難状況はどのようなようであったか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 3 点目の質問についてお答えをいたします。

過去10年間の避難勧告、避難指示における避難状況を見ますと、平成26年8月には大雨による増水のため長良川・板取川流域の20自治会、3,484世帯、9,650人を対象に避難勧告を発令しましたが、8名の避難者がございました。

平成29年は8月に土砂災害の危険から、上河和、片知本郷、片知板山、乙狩乙北地区の308世帯、795人を対象に避難勧告を発令し、避難者は2人ございました。

平成30年7月の西日本豪雨では、大雨による増水のため長良川・板取川流域の30自治会、6,743世帯、1万7,069人を対象に3日間で避難勧告3回、避難指示3回を発令し、計728人の方が避難をされております。

今年、令和2年7月には土砂災害の危険から、片知・長瀬地区の509世帯、1,189人を対象に避難勧告を発令しましたが、避難者はゼロでございました。

このように避難情報を発令しましても、なかなか避難していただけない状況でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 1 番 松嶋哲也君。

○1 番（松嶋哲也君） 美濃市においても、住民の避難率が非常に低いことが分かりました。

住民からは、避難情報の意味が理解できなかったとの声も寄せられています。全国的にも避難勧告、避難指示について正確に理解されていないため、内閣府は情報を一本化することを固めております。難しい問題ですが、自治会、対象地区の住民との連携を深め、引き続き避難率の向上に努めていただくようお願いします。

次に、岐阜県は7月21日、7月豪雨の際に避難所に避難した住民は、避難指示などが出された対象の1%未満だと明らかにしております。2年前の豪雨災害時の2%よりさらに少なくなっております。この避難率減少には、コロナ感染を危惧して避難をためらったり、市町村が親類宅など避難所以外への避難を促したケースが影響しております。

そこで、4 点目の質問です。

美濃市における避難所の新型コロナウイルス感染症対策はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 4点目の質問についてお答えをいたします。

美濃市における避難所の新型コロナウイルス感染防止対策は、美濃市避難所運営指針新型コロナウイルス対策編にて定めております。長期避難を想定し、指定避難所を開設した場合は、まず事前受付を設置し、体温の測定と健康状態のチェックを行い、体調不良の方は専用スペースへ誘導します。専用スペースでは、簡易テントや専用トイレを設置し、体調不良の方同士の方が接触しないようにするとともに、避難スペースと隔離をいたします。

避難所入り口では、事前受付で健康と判断とされた方の避難者名簿を作成するとともに、サーモグラフィーで体温の再チェックを行い、避難スペースへ御案内をいたします。

避難スペースでは、パーティションを設置、または2メートル間隔を保つレイアウトにより個人スペースを確保し、避難所生活では、1日1回の健康状態のチェックと1日3回の検温を行うほか、マスクの常用、手洗い及び手指消毒を徹底することとしております。そのほか30分ごとの換気や手すりやドアノブなど、共有部分の消毒をするなど感染防止対策を行うこととしております。

また、市が短期の避難を想定した一時避難所を開設する場合も同様の対策を施しますが、避難スペースはパーティションで仕切らず、個人スペースを広く取ることで他人との距離を確保いたします。

このように感染症対策を徹底した避難所開設を行ってまいりますので、被災する危険を感じましたら、安心して早めの避難をしていただきますようお願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 避難所の感染対策は、美濃市避難所運営方針新型コロナウイルス感染症対策編にて定め、徹底して行われていることが確認できました。

住民の皆様にも避難所が新型コロナウイルス感染症対策を行っていることを広く知っていただき、災害時にためらうことなく避難できるよう、さらなる周知をお願いします。

次に、日本列島で未曾有の災害が相次ぐ中、避難情報が住民の避難行動に結びつかないことが大きな問題であると考えます。これは行政、住民双方の課題であり、早急に対策を進める必要があります。

そこで、5点目、災害（水害）の危険度が高まったとき、住民がより適切に避難が行われるため、市は今後どのような対策を講じるかお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 5点目の質問についてお答えをいたします。

市では、ハザードマップ、防災マニュアルの配付や防災訓練、自主防災組織の避難訓練等を通じて、居住地域の危険な場所や避難経路の確認、災害時の避難の必要性について啓発をしているところですが、避難される方は非常に少ない状況でございます。

平成30年の西日本豪雨時のアンケート調査では、避難した主な理由が「周辺の環境変化」

「人からの声かけ、近隣住民の避難」「避難勧告・指示等の発令」の3つに集約され、身近な人の声かけが有効であるという結果が出ております。

一方、避難しなかった主な理由は「自宅にいるのが安全と判断」「人からの声かけなし、近隣住民が避難していなかった」「被害に遭うと思わなかった、被害に遭ったことがない」「避難勧告の発令なし、発令の認識なし」「大雨等で道中が危険、自身または家族は要配慮者、避難所が遠いなど避難に課題や支障があった」と集約され、ここでも声かけがポイントとなっております。「逃げてよかった」「逃げずに孤立した」、共に声かけがキーワードとなっております。

このようなことから、今後は市民一人一人が危険から命を守るための避難行動を取っていただけるよう、声かけをキーワードに自治会、消防団、消防署、警察等と連携して住民の意識啓発に努めていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

市においては避難情報の発令基準を定め、防災無線の整備、防災情報アプリによる情報発信、土砂災害及び洪水ハザードマップ、防災マニュアルの作成、配付など、情報を伝える手段が多様化するとともに向上していること、各種団体等と連携して住民の意識啓発に努めていただいていることが分かりました。また、声かけをキーワードに各種団体等と連携して、住民のさらなる意識啓発に努めていただけることも確認できました。

今後の避難対策において、災害が発生したときにその被害拡大を防ぐためには、自分自身を守る自助とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む共助が必要になります。自助・共助によるコミュニティー防災を推進し、防災力向上のため、リスクコミュニケーションを促進する機会づくりが求められています。

そこで、避難対策に関して2点の要望があります。

まず1点目は、市避難訓練ですが、開催時期の見直しを要望します。地元住民や消防団から、猛暑・酷暑で熱中症の危険性がある中、8月に行う必要があるのかと声が上がっています。多くの方が参加しやすい開催時期とともに、内容についても検討いただき、コミュニティー防災をさらに推進していただきたい。

2点目、ハザードマップ完成後に住民説明会を実施すると聞いております。ぜひ説明会は自治会との連携で地域を細かく分け、その地域の状況に合わせた避難情報を提供し、地域の防災力向上に結びつけていただくよう要望いたします。

住民の生命と財産を守るため、引き続き尽力をいただくようお願い申し上げ、1つ目の質問を終わります。

次に、長良川遊水地（横越地区）に対する市の対応について市長に質問いたします。

先ほどの質問でも申し上げたように、日本列島で未曾有の災害が相次いでおります。本市においては、昭和34年の伊勢湾台風や平成16年の台風23号の洪水で、長良川、板取川をはじ

め中小河川においても河川堤防の決壊や越流などの氾濫により甚大な被害に見舞われております。

このように防災、治水の問題は、流域住民の皆様の生命と財産に直接関わる重要案件であります。この治水に関する事項として、美濃市において長良川遊水地事業の計画があります。この遊水地事業は、美濃市横越地区と関市池尻地区が本年度末の令和2年3月31日に木曾川水系河川整備計画の変更位置づけられ、進められることになりました。

横越地区の今年度の事業計画は、詳細な設計を進めるために左岸の道塚堤防の地質調査や現地測量を行うと聞いております。

遊水地の計画に関して、過年度における国、国土交通省木曾川上流河川事務所からの説明会では、河川内を掘削し、川幅を広げることにより、安全性が向上する計画を考えると説明を受けております。また、昨年11月に木曾川上流河川事務所へ市長や地元自治会長とともに要望に伺った際には、所長の回答として、遊水池周辺地域が今よりもよくなることを大前提として計画を進めていく。遊水地区間は直轄編入されるため、兩岸の堤防をしっかり管理していきたいので、河川全体の堤防の高さなどの流下能力を見なければならぬ。岐阜県とも調整しながら進めていくと話されました。

周辺地域の住民からは、長良川左岸の道塚堤防は、元の河川をせき止めて造られているため、大水の際は危険性が非常に高い。長良川の堤防が決壊すれば、高さ数メートルの水が一気に住宅地に流れ込むことになり、甚大な被害が起こるなど、大きな出水のたびに洪水被害に遭うのではないかと心配する声が聞かれております。

特に周辺地域では、戦後最大の洪水と言われる平成16年10月の台風23号による洪水などにより、生命の危機に遭遇する事態に直面しており、同様の洪水が発生した場合、同様の被害に遭うことは明白です。また、最近では雨の降り方も変わっており、安全性の確保は急務であると考えます。

そこで、市長に質問です。

遊水地計画について、周辺の安全性を十分配慮し、早期着手を国に求めてもらいたいが、市の対応はどのようなかお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 防災の関係で長良川遊水地の関係の質問をいただきました。お答えさせていただきます。

まず戦後最大であった平成16年10月の洪水、その前ですと、私も覚えていますけれども、伊勢湾台風、第二室戸台風ということで、大変長良川には大きな被害が生じました。さらに9・12ですので、1951年9月12日は、安八が切れたときでありますけれども、これも大きな被害がありました。

こういった状況もありましたけれども、当時とは相当程度変わってきておりまして、最近の長良川の氾濫状況、特に美濃市を見てみますと、平成16年のときには、上河和から横越までというか、池尻、中有知までを含めて14か所において河川が氾濫し、多くの民家が床上浸

水、あるいは床下浸水、道路の越水と起こりましたけれども、実は平成30年の豪雨のときには、ほぼ同様の雨が降ったんでありますけれども、冠水したところが5か所のみで民家には影響なしということでありました。例えば冠水したところは、旧立花小の下とか、上河和のクリーンセンターと、こういったところが冠水したようではありますが、長良川の氾濫、あるいは板取川の氾濫によって住家に影響はなかったということで、その後、相当程度の工事、河川のしゅんせつ等々、あるいは護岸工事が行われまして、安全性は増しているということでもあります。

しかしながら、先ほど議員からありましたように、最近の雨はどれだけ降るかというのは、はっきり言って誰にも分かりません。こんな中でより安全性を高めるということが私の使命かと思っております。

そうした中で、過去5年間、全国で激甚災害に指定された豪雨や台風は21件、平均すると年間に4件も発生をしています。記憶に新しいところでは、平成27年には茨城県の鬼怒川決壊による洪水、そして、令和元年には長野県の千曲川の決壊、今年7月には熊本県の球磨川の決壊などが上げられます。また、県内に目を向けてみますと、平成30年7月豪雨による津保川の洪水、今年の7月の飛騨川の洪水が上げられます。

このように全国的に見ても、県内においても、毎年のようにどこかで発生する災害がありますので、これがこの地区で起こらないということは言えないということでもあります。実際はいつ起こっても不思議ではないというふうに考えています。少し気象条件が変わるだけで必ず起こるであろうと、こんな思いであります。

こういったことで同様の事態とならないように、国や県におきましては、長良川の治水対策として土砂のしゅんせつ、あるいは樹木の伐採、護岸工事が進められてきました。また、さらには上流の郡上市において、現在ダムを造っております。実際に治水安全度の向上が図られてきております。しかし、先ほど申しましたように、これからどれだけ降るのかということは、誰にも想像ができないということでもあります。

堤防のかさ上げなど、ハード面の対策による治水も重要でありますけれども、限界があります。これからはハード・ソフト両面で、まずは自らの命を守るという行動を取っていく必要があるのではないかと考えております。

そういったことで総合的な治水対策というものが今言われております。本市の同様の考え方を持っておりますが、総合的な治水対策というのは、ハードもさることながら、ソフト対策として市民一人一人が防災訓練、またハザードマップの確認、日頃からの意識の向上、いざというときに自主的に避難するということが対策の一つであります。

市は、危険が迫る降雨などには情報を出します。しかし、市が発信する情報で、先ほど総務部長が答弁しましたように、なかなか避難されないというのも実態です。これを私が想像しますと、例えば長良川があと30分で越水するぞと言われると多分逃げるでしょうが、そうじゃない限り誰も逃げないというふうに思っています。でも、我々の出す基準というのはそれよりも前に出しますので、まずは逃げないと、こんなことが起こってくるかなあと思って

います。

ですから、まずは安全性を確かめるということが重要かと思っておりますけれども、そのためには、今回、国が木曾川全体の状況を定めておりますけれども、国土交通省の定めました木曾川・長良川流域に住む安全対策を協議する場が設けられている長良川流域市町協議会というのがございますけど、こういったところで全体の安全性の確保ということで協議をしていきます。その中で出てきましたのが、今回の遊水地計画でございまして、これはこの岐阜市だけじゃなくて、長良川全体の安全性を守るということでありますので、美濃市も当然安全になります、下流のほうも安全になるということでもありますので、総合的に考えていくということが重要だと思っております。

さらには、下流の方も安全に暮らせるということもあれば、全体としてよくなっていくと、こんなふうに思っておるところであります。

ということで、本市としましては、この遊水地の計画に当たりましては、積極的に対応してまいりたいと思っておりますが、そして、少なくとも平成16年の洪水と同様なことは起きないようにはしていきたいと考えておまして、先ほど議員からも指摘がありましたように、木曾川上流事務所の所長さん等々とは、これまでも何回かにわたりいろんな協議をしてまいりましたし、沿川の市町村の方々とも協議をしてまいりました。今造ろうとしているものについて、決して危険なものを造ろうと、こんなことは一切考えておりません。今まで以上に安全になるということを前提として推進してまいりたいと思っておりますので、引き続き国や県と協力しながら早期の着工に向けてお願いをしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、ぜひ住民の方々には御支援と御協力をいただけるとありがたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

全国各地で大雨により被害が報告され、不安が高まる中、この遊水地計画に伴い、長良川流域の安全性が向上することを願っております。

遊水地計画については、引き続き国土交通省との連携において各段階ごとに正確な情報を迅速に周知いただき、住民皆様の不安を解消するとともに、地元説明等の場を設け、周辺住民の意向を十分に検討した上、進めていただきたい。

遊水地計画の実行に当たっては、住民の皆様の安心・安全を最優先に考えていただき、河川の掘削、堤防の強化、護岸浸水対策等により、遊水池流域の安全性が向上するよう進めていただきたい。そして、答弁いただいたように早期に着工できるよう、引き続き御尽力いただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（辻 文男君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、明日16日の午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

延会 午後 3 時34分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月15日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

署 名 議 員 須 田 盛 也

令和 2 年 9 月 16 日

令和 2 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 9 月 16 日 (水曜日) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 までの各事件

出席議員 (12 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
12 番	山 口 育 男 君	13 番	佐 藤 好 夫 君

欠席議員 (1 名)

11 番 太 田 照 彦 君

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。

なお、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日、太田照彦議員から、体調不良のため欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 服部光由君、4番 豊澤正信君の両名を指名いたします。

第2 市政に対する一般質問

○議長（辻 文男君） 日程第2、市政に対する一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

最初に、10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

議長より質問のお許しをいただきましたので、私は新型コロナウイルス感染症についてと、美濃和紙用具ミュージアムふくべについて質問をしたいと思います。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症について、質問をしたいと思います。

多岐にわたりますので、それぞれの担当課に答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の問題は、リーマンショックと東日本大震災が同時に来たような大変な事態を引き起こし、新型コロナウイルス感染症に対する不安と対策に世界が右往左往している状態の中で、日本でも消費不況が起これば経済が戦後最悪の落ち込みになり、復元までに三、四年はかかると言われております。

日本では、雇用者6,000万人のうち32%が年収200万円未満で、生活保護水準の程度の年収の人が3人に1人になっていると言われております。そんな中で、ボーナスが出なかったり、会社が倒産したり、解雇や雇い止めに遭ったりしたらどうしたらよいのか分からなくなって

まいります。

美濃市でも、ありとあらゆるイベントやお祭りが中止になって、お店の廃業やボーナスの減額など相当な経済の打撃があったと思われます。そんな中で、国民に1人10万円を配る特別定額給付金制度は大変喜ばれ、美濃市の場合は、この給付金の配付も全国でも最も早い時期に配付されて、市民からは大変喜ばれております。コロナ禍の中での迅速な対応に、市の職員の皆さんに対して感謝を申し上げたいと思います。

しかし、国民はコロナウイルス感染症がいつ終息するのかよく分からない中で、家計の状況が悪くなったという人が36%もおられるということです。国民に1人10万円を配る特別定額給付金の使途は、生活必需品や家賃に充当するという人が43%も占めているそうです。

今後において、コロナウイルス感染症の終息が何年も長引く可能性を考えると、再び特別定額給付金制度が必要になるような事態が起こらないとも限りませんが、そんな場合、美濃市ではどんな対応をしていくのか。今回の特別定額給付金を受け取られなかった人はおられるのか、受け取られなかった人はどんな理由で受け取られなかったのか、お話しできる範囲でよろしいのでお聞きできませんか。総務部長にお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議員御質問の1点目、特別定額給付金の給付状況はどのようなかについて、お答えをさせていただきます。

美濃市におきましては、8,201世帯のうち8,181世帯に給付し、給付率は99.8%となっております。市におきましては、申請期限の約1か月前に、それまで申請されなかった方に対し郵送による再周知、また直接電話による案内を行うなど、できる限りの対応を行いました。結果といたしまして、申請されなかったいわゆる受け取られなかった世帯は20世帯で、そのうち基準日以降に死亡された単身世帯が6世帯ございました。

なお、受け取られなかった世帯の理由は把握しておりませんが、世帯員の中で1人だけ受け取りを辞退されたケースがございました。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） はい、よく分かりました。給付率が99.8%という数字になり、美濃市では8,201世帯のうち8,181世帯の人が受け取られたということで、大多数の人たちが給付金を受け取ることができたということです。

申告期限が迫っても申請されなかった人たちに対し、郵送による再周知や電話による案内等、随分と努力された結果だと思えます。担当の職員の方たちの労をねぎらいたと思います。

それでは次に、2つ目の質問に移りたいと思います。

宿泊・会食プランに対する補助についての質問をしたいと思います。

国が推奨していますG o T oトラベルや、美濃市の3割引き宿泊プラン、また会食で1人

6,000円以上支払った場合には1人2,000円の補助をするという制度は魅力ですし、ありがたい制度ですが、なかなかコロナウイルスが蔓延している中では旅行にも行けません。会食も、コロナウイルス感染症で将来が不安の中では、なかなかお食事にも行けません。1人6,000円使った会食はお金持ちにしかできないということでもあります。

旅行業者や飲食店が閉店に追い込まれないように助成することだと思いますし、美濃市の経済を少しでも活性化させたいという気持ちは分かりますが、安く旅行に行けるから行こうとか、割引があるから高い料理を食べてみようかななどということは長くは続きません。

会社が倒産したり雇い止めに遭ったり、ボーナスが減ったりすれば、おいしいものも食べに行けませんし旅行にも行けませんので、市民の皆さんの収入が増えるか、支出を減らす工夫をしてあげることが大切だと思います。

市民税や固定資産税や、介護保険税や後期高齢者医療保険料、または上下水道料金などをうんと安くしてもらえたら、美濃市の企業も個人も生き長らえていけるような気がします。物を買ったり、旅行に行ったりおいしいものを食べに行ったら補助金を出すという発想も、経済の活性化を図る上から効果はあるかもしれませんが、それよりも支出を抑えて収入を増やす政策のほうが市民には喜ばれると思います。そのためには、税金や公共料金を安くするとか、税金と公共料金を支払った金額に対して助成金を出すということのほうが経済の循環に効果が大いのではないかと思います。

市民の皆さんは、出かけたりおいしいものを食べに行くことは大好きです。お金さえあれば、旅行やお食事に出かけられます。税金や公共料金の値下げがあれば、生活費も減り、旅行やお食事にも出かけられるようになると思いますので、ぜひ税金と公共料金に助成金をお願いしたいと思いますが、総務部長の答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 2点目の質問について、お答えをいたします。

市が行ってきた新型コロナウイルス感染症対策事業は、2つの柱を基本に展開しております。

1つ目の柱は、子育て世帯や高齢者、収入が減少した方などへの生活支援であります。2つ目の柱は、飲食業、観光業など新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けた事業者への支援であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により税金や公共料金の納付が困難になった方に対しては、現在様々な制度が設けられております。国民健康保険や介護保険、国民年金では減免制度がありますし、税金や電話、電気、水道、NHK受信料などの公共料金については支払いの猶予制度がございます。また、生活資金に困っている方には、社会福祉協議会の緊急小口融資制度や総合支援資金制度が利用でき、無利子で借り入れることができます。

市といたしましては、今後も一律に税や公共料金を減免するのではなく、2つの柱を基本に新型コロナウイルス感染症対策事業を展開してまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。要望をしておきたいと思います。

今答弁があったように、あまりいろいろな制度があると、市民の中には美濃市のホームページを見たり広報を見たりする人ばかりではありませんので、できたら今は同報無線でコロナウイルス感染防止対策を主に放送されていますが、国民健康保険や介護保険や国民年金では減免制度を用意しておりますとか、税金または電話、電気、水道、NHKの受信料などの公共料金には支払い猶予制度がありますという放送を流してもらえたらありがたいと思います。

また、4月の年度初めになると、ありとあらゆる税金の納付書がいっぱい来ます。経済が順調で給料が上昇していくときは税金も支払えますが、今は苦しいときです。統計では、この8月には全国で自殺者が急増したということでもあります。そんなことにならないように、みんなで頑張るときだと思いますので、税金と公共料金の減免をぜひお願いしておきたいと思います。

次に3点目、市内における生活福祉資金貸付制度への申込状況はどのようなかについて、質問します。

全国の社会福祉協議会では、低所得世帯に対して生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で生活が苦しくなった世帯が最大20万円を無利子で借りられる緊急小口資金や、失業等により生活が困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯が無利子で月額最大20万円、場合によっては3か月まで延長可能な総合支援資金の貸付けについて申請が殺到し、2009年度のリーマンショックのときより80倍にもなっていると聞きますが、これは全国の市町村では特別定額給付金の配付が遅れたからではないかと言われております。

美濃市では、特別定額給付金の配付は大変早く、市民の生活のためにいち早く懸案を解決していくという立場に立って努力をしていただきまして、市の取組には大いに感謝を申し上げます。

一方では、社会福祉資金という制度に対して、美濃市でも緊急小口資金や総合支援資金への申込みはリーマンショックのときよりはるかに大きかったのか、または特別定額給付金10万円の配付が早かったから緊急小口資金や総合支援資金の20万円を借り入れる必要がなくて申込みは少なかったのか、お聞きをしたいと思います。

生活に行き詰まる人がかつてない規模で増えて、申請が殺到しているとしたら憂慮すべき問題だと思いますが、民生部長にお聞きをいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） おはようございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策についての3点目の質問について、お答えいたします。

ゴールデンウィーク中には、市民の皆さんの生活上の困り事や不安に応えるため、美濃市

と社会福祉協議会及び美濃商工会議所で緊急対策事業等の相談窓口を開設したところです。

美濃市における緊急小口資金と総合支援資金を合わせた生活福祉資金の申込みは、リーマンショック時の2009年度が9件、328万2,123円、今年度は貸付け条件が緩和され、8月末で58件、1,450万9,000円であり、申込件数で6.4倍、金額で4.4倍となっています。

当時とは貸付けの条件や上限額が異なるため単純に比較はできませんが、生活福祉資金の申込みが増えていることについては、緊急事態宣言による店舗の営業の自粛、不要不急の外出を避けたことで飲食業、観光業を中心に一時的に仕事が減ったなどの影響が大きかったのではないかと考えられます。

また、生活福祉資金の申込みは、8月末時点で全国が約96万件、岐阜県が1万1,000件ですので、県は国全体の約1.15%で人口の割合から見ても低く、また美濃市の申込者数58件は県全体の約0.5%で、これも人口割合から見てもかなり低くなります。よって、市内における生活福祉資金の貸付けは、マスコミ等で騒がれているよりは少なかったのではないかと考えられます。これは様々な要因が考えられるため、特別定額給付金の支給が早かったことが理由であるかどうかは分かりませんが、岐阜県の貯蓄率は直近で全国で第7位であり、もしもの備えや、そうした堅実さといった県民性の影響があるのかもしれない。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せない中、今後も生活費が不足する方が相談に訪れることが想定されます。そのような方に対して、迅速に貸付けを実施できるよう体制を維持してまいります。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 答弁、ありがとうございました。

要望をします。コロナ禍における売上げや収入の減少による生活福祉資金貸付は、リーマンショックのときよりは大きいものの、美濃市の申込者数は思ったよりは少なく、美濃市は県全体の0.5%ということで少し安心したところでございます。また、岐阜県の貯蓄率は全国第7位ということだそうでした、県民の堅実さといった県民性にも感心をいたしました。

しかし、まだまだコロナ危機は終わってはおらず、今後においては今以上に生活費が不足する人が増えることも予想されますので、そんなときにはしっかりと対応していただくことを要望しておきます。

次に、4点目の質問に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護の申請の状況はどのようなかについて、質問します。

全国では会社が倒産したり雇い止めになったり、働き場所がなくなったりして、2013年4月以降低く抑えられてきた生活保護の申請が今年に入ってコロナの影響で跳ね上がったそうです。働けなくなって収入がなくなるということは死活問題であります。必死に努力をしても、コロナ禍の中ではどうしても解決できない問題も起こってきます。様々な理由から、どうしても最後のとりでである生活保護に頼らなければならない人が増えているとしたら、こ

れは政治の責任でもありますので、どの方にも丁寧に相談に乗ってやっていただきたいと思います。と思いますが、どのような状況なのか、民生部長にお聞きをいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 4点目の質問について、お答えいたします。

本年3月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の相談は1件ありましたが、申請には至りませんでした。

今後も、生活保護の申請がある場合は、新型コロナウイルス感染症の影響の有無に関わらず、生活保護法の定める基準に従って適正な対応を行ってまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望しておきます。生活保護の申請も大変少なく安心したところでございますが、これまた今後の新型コロナウイルス感染症の影響によっては悪化する可能性もございますので、その場合は優しく相談に乗っていただいて、迅速に対応していただくことを要望しておきます。

次に、5点目の質問に移りたいと思います。

事業者向け家賃等支援事業について質問します。

この事業は、市内の家屋等を賃借して、1. 飲食サービス業、2. 小売業、3. 宿泊業、4. 生活関連サービス業を含む事業者が、前年同月比の売上高が20%以上減少した月がある事業者がこの補助事業に該当し、家賃と水道光熱費で5か月分の最高22万5,000円の補助を受けることができるという事業ですが、この制度の対象業種は、確かに新型コロナウイルスの感染拡大により外出自粛や予約のキャンセルなど、人々の感染防止意識によって大きく影響を受けている業者であるとは思いますが、そのほかにも建物を賃借して学習塾や音楽教室などの学習支援業や情報サービス業などを含む小規模な個人事業主の方々が見え、その方々からも経営が厳しいというお話を聞いております。

今後の社会は今までのような社会とは違い、災害やウイルス対策を万全にした新しい価値観を持った社会に変わっていくのではないかと考えられます。今後は、小さいけれども新しい価値観を持ったお店や企業が美濃市をリードしていくことになるかもしれません。もちろん今までにある業種も大切にしながら、大量生産・大量消費の社会から、小さいけれども新しい価値観を持ったお店や企業が美濃市をリードしていくことになるかもしれないということも想像しながら、そういうお店や会社にも家賃補助をして、新しい形の美濃市をつくっていくべきだと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大は今なお進んでおり、今後、事業者への影響も続いていくと思われれます。このような現状を踏まえ、事業者向け家賃補助事業の対象業種を拡充できないか、産業振興部長の答弁を求めます。

○議長（辻 文男君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、おはようございます。

それでは、5点目の御質問についてお答えをいたします。

事業者向け家賃支援事業は、コロナ禍において家賃等の固定費の支払いが困難なテナント事業者を支援するため5月から実施したもので、議員御説明のとおりでございますけれども、飲食サービス業、小売業、宿泊業、生活関連サービス業においては理美容店やクリーニング店、旅行代理店など、当時際立って影響が大きかった業種を支給対象としまして、支給要件として売上高が前年同月比20%以上減少したことを条件としました。支援の金額は、県の感染防止対策協力金の受給の有無によりまして補助率と限度額を区分し、協力金の対象者には家賃の30%で限度額を月1万5,000円、協力金の対象にならなかった事業者には支援を手厚くして家賃の75%で限度額を月4万円としたところでございます。これに水道光熱費等の基本料金5,000円までを加算しまして、5か月の支給としておるところでございます。

なお、7月から国の家賃給付金制度が開始されておりまして、広範囲の業種が対象となっております。この制度は、売上げが昨年同月比で50%減少したか、3か月の売上合計が昨年と比べ30%減少した事業者に対して給付するもので、個人事業者の場合は家賃の3分の2相当額が6か月分支給されるものでございます。ほかにも細かい要件がございますけれども、市の事業の対象とならない業種の方におかれましては、この国の制度を活用していただきますようお願いしたいと存じます。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望したいと思います。事業者向け家賃等支援事業では対象にならなかったけれど、国の事業の家賃給付制度では広範囲の業種が対象になっているから、市の事業の対象にならない業種の方においては国の制度を活用してくださいという答弁であります。美濃市の事業者向け家賃支援事業では、家賃の支払いが困難なテナント事業者を支援するための制度であるのにも関わらず、対象になる方とならない方がおられるということは、やはり不公平ということになるのではないのでしょうか。

市の担当者の方は、美濃市にもいろんな職業の方たちがおられ、いろんな方たちに美濃市の経済や美濃市の人口問題にも小さいながら貢献をしていただいているという認識を広く持っていていただきたいし、コロナ禍の中で休業したり入場者を制限したりした結果、売上げや収入が減ってしまった業者が飲食サービス業や小売業、宿泊業、生活関連サービス業のほかにも多数あることは容易に想像できますので、特定の業者だけを選出して支援するというのではなくて、売上げや収入が減って困っておられる全ての業者に対して公平に支援をすることが市民に不公平感を呼ばない大切なことだと思いますので、今後においては配慮をお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、質問の2点目、美濃和紙用具ミュージアムふくべについて、教育次長に質問をいたします。

最近の社会情勢はコロナ一色で、諸課題については先送りという感がありますが、美濃和紙用具ミュージアムふくべには、小さいけれど室内ボルダリング場もできて少しあでやかになりました。この室内ボルダリング場を大いに宣伝していただいて、ユネスコ無形文化遺産のまちとしての美濃和紙用具ミュージアムふくべの活用方法を考えていただきたいと思います。

そこで、質問します。

平成30年7月にオープンした美濃和紙用具ミュージアムふくべは、紙すきに必要な用具類を中心とした歴史民俗資料の展示や公開を行うほか、紙すき用具の製作技術の研修、生涯学習や地域交流などを行う施設として使用されています。

その美濃和紙用具ミュージアムには、展示・保管されている紙すき用具や民俗資料となる農耕具等は10年以上前から市民の皆さんの協力を得て市が収集しています。令和元年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書では、平成21年度から収集を開始し、約5,000点の民俗資料を保管しているとしています。保管されている5,000点の民俗資料は、市民の皆さんから寄附等により収集され、先人たちの美濃市の歴史を語り継ぐ貴重な財産でありますので、どのような資料が集まり、収集された資料等は現在どのように整理され保存されているのか質問したいと思います。

そこで、1点目の質問、所蔵品の内容と現状はどのようなかをお伺いいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議員御質問1つ目の美濃和紙用具ミュージアムふくべに保管している所蔵品の内容と現状について、お答えをいたします。

市では、産業構造や生活様式の変化により昭和時代以前の様々な道具が消えつつあることから、郷土をつくり上げ支えてきた先人たちの軌跡を次世代に引き継ぐことを目的に、平成21年度から令和元年度までに市内に残る紙すき用具、農具、日用品などの民俗資料を収集してまいりました。この間、約5,000点の用具及び道具類などの民具を、約220名の方々の御協力により民俗資料として収集することができました。

その内訳は、農具、養蚕、漁労、山仕事、炊事などに関するものが約3,400点、桁、簀、はけ、ピーター、すき舟、紙干し板などの美濃和紙用具に関するものが約1,000点、そのほかに籠、土人形、黒電話などが約600点となっております。

収集しました民俗資料は、清掃及び補修等を行った後に現状の写真、寸法や材質、保存状態などをデータベース化するとともに、民具の用途や逸話などを記録する作業を実施し収蔵庫に保管しております。

なお、一部の所蔵品については、当館、美濃和紙用具ミュージアムふくべ内に展示し公開するとともに、入館者の方の体験用として活用しておるところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。よく分かりました。

しかし、展示されている所蔵品は約5,000点の中のごく一部であり、多くの所蔵品が収蔵庫に保管されたままで、来館者の目に触れられないのは残念です。多くの人たちに見てもらおう努力も必要ではないかと思われます。また、貴重な用具類は市有形民俗文化財の指定にも該当するのではないかと思われます。所蔵品の全てが文化財に指定されるのか、または一部が指定されるのかは分かりませんが、早期に市の有形民俗文化財に指定するべきではないでしょうか。

そこで2点目の質問、保管されている所蔵品はどのようにしていくのか。所蔵品を市の有形民俗文化財にする考えはどうか、文化財に指定された後の活用はどのようにしていくのかをお伺いいたします。

○議長（辻 文男君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長（井上博司君） 2点目、所蔵品の文化財指定を含めた今後の活用について、お答えをいたします。

市民の皆様をはじめ、多くの方々の御協力により収集しました5,000点の所蔵品は美濃市の歴史を私たちに伝えてくれる貴重なものであり、これらを保全及び保存していくことが必要ですが、所蔵品の中には壊れていて修復ができない民具や類似した資料が数多くありますので、それらを整理、選別などを行うことも必要だと考えております。

これらの貴重な民俗資料などにつきましては、市有形民俗文化財の指定を受け適正に管理していきたいと考えておりますので、条例で定めます美濃市文化財保護審議会に意見を求めるため審議会へ提出する準備を進めてまいります。

市文化財の指定を受けることができた民俗資料につきましては、引き続き美濃和紙用具ミュージアムふくべでの展示を行っていくとともに、今後は中央公民館で開催します市文化財展での展示や企画展の開催など、市民の皆様をはじめ多くの方々に広く美濃市の歴史を伝えることができるよう活用方法を検討してまいります。

[10番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） ありがとうございます。

市有形民俗文化財の指定に向けて準備をされるということですので、期待をしております。今後、将来的には国や県の有形民俗文化財の指定も見据えて努力していただきますようお願いいたします。

なお、美濃和紙用具ミュージアムふくべは片知地区の玄関口に位置し、紅葉やボルダリングのメッカとしても、また春の新緑、夏のアユ、冬の雪など自然豊かで貴重な地区であり、重要な施設であります。いつ訪れても皆さんの心を捉え、皆さんを満足させる風光明媚な歴史と文化の薫る地域だと思います。

今後においては、市有形民俗文化財の指定を受けた所蔵品を最大限活用し、美濃和紙用具ミュージアムとしての価値を一層高めて、地域の活性化とともに美濃市の観光や経済の活性

化に波及するように努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） おはようございます。

発言通告に従いまして、1点を一問一答で質問いたします。

コロナ禍における避難所運営の在り方について、総務部長にお伺いします。

本年の5月に、岐阜県では現行の避難所運営ガイドラインに新型コロナウイルス感染症対策として新たに追加すべき対策、拡充すべき対策を取りまとめ、ガイドラインが改定されました。

そのガイドラインのポイントは、6つあります。1つは、3つの密、密閉・密集・密接の回避、2つ、事前受付を設置し、発熱や体調不良の方の分離、3つ、避難者に毎日の体温チェック、マスク常用、手洗い及び消毒の徹底、4つ、体調不良者等は医療機関の受診等のためのマニュアル化、5つ、保健所と十分に連携の上、感染者が確認された際の適切な対応、6つ、住民への広報や避難所不足への対応などの事前対策の6項目でございます。

そして、本ガイドラインは事前対策、そして初動期の対応 —— これは発災後の24時間の対応です —— そして展開期以降の対応の3つから構成されております。

初めに、本ガイドラインの事前対策についてお伺いしますが、岐阜県避難所運営ガイドライン 新型コロナウイルス感染症対策編として改定されておりますが、美濃市には新型コロナウイルス感染症避難所運営マニュアルは策定されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、議員御質問の1点目、新型コロナウイルス感染症避難所運営マニュアルは策定されているのかについて、お答えをいたします。

今年5月に、美濃市避難所運営指針 新型コロナウイルス感染症対策編を策定し、6項目について定めております。

1つ目が、避難所の間隔の確保や、パーティションの設置により密閉・密集・密接を回避すること、2つ目が、避難所で受付を行う前に体調チェックを行い、体調不良者等を完全に分離すること、3つ目が、毎日、体温、体調をチェックし、マスクの常用、手洗い及び手指消毒を徹底すること、4つ目が、体調不良者等について医療機関への受診等のための手続を事前に検討すること、5つ目が、保健所と十分に連携の上、感染者が確認された際の適切な対応をすること、6つ目が、住民への広報や避難所不足への対応など事前に検討すること、以上の6項目でございます。

なお、この指針につきましては、県のガイドラインに基づき定められております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

次に、2つ目として、美濃市内の一次避難所は117か所、そして指定避難所は24か所あり

ます。

この3つの密を回避した場合、避難者の受入れの数はどのようなか。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要がありますが、どのような対策をお考えか。また、高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など要配慮者を優先的に避難させる等を事前に検討し、優先順位を決めておく必要はないのでしょうか。御見解をお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の質問についてお答えをいたします。

最初に、避難所の受入数についてでございますが、美濃市では議員が今おっしゃられましたように、指定避難所24か所、一時避難所117か所を指定してございます。指定避難所は避難生活を送るための避難所で、一時避難所は一時的に難を逃れるための避難所でございます。

密閉・密集・密接の3密を回避するために、1人当たり4平方メートルを確保した場合の避難者受入数は、指定避難所では約1,000人、また一時避難所の場合は約2,000人となります。これは災害が発生した場合に全施設が使用可能であることを前提としておりますが、大規模災害等においては使用できない施設が多数発生することも予想されるため、受入人数はさらに減少するものと考えております。

次に、要配慮者の避難優先順位についてであります。

要配慮者とは、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮が必要となる人をいいますが、そうした方のうち、個人の申出により避難行動要支援者名簿に登録された方々を自治会、消防署、警察、民生委員の方たちと情報共有し、災害時には連携して避難誘導ができるような仕組みとなっております。また、避難所生活が長期間に及ぶこととなれば、協定を締結している民間の老人ホームや障がい者支援施設などを福祉避難所として開設し生活していただくこととしております。

要配慮者の避難については、一律に優先順位をつけるものとは考えておりません。災害の種類によって、それぞれ対応するものと思っております。例えば土砂災害による災害の発生が想定される場合は、レッドゾーン地域の方が最優先となり、次にイエローゾーン地域の方を避難誘導することとなり、また洪水・浸水を想定した場合には、浸水深が深い地域の方を優先的に避難誘導することになると考えております。したがって、事前に要配慮者の優先順位を決めることは困難であると考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

避難者、要配慮者の方の避難については、市としては臨機応変に対応するというものになっていると理解しました。

3つ目として、避難とは必ずしも避難所に行くだけではありません。避難所が過密状態になるのを防ぐために、コロナの感染リスクを考えれば親戚や知人の家などへの避難を検討するように周知すべきと考えております。

その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どのように対応するか検討が必要であります。具体的にはどのようにするか、御見解をお尋ねします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、3点目の質問についてお答えをいたします。

避難情報を発出した場合、従来は避難所への避難が中心でしたが、コロナ禍においては感染拡大の防止と自身の安全を守るため、親戚宅、知人宅、安全と考えられるお寺や自宅の2階、ホテル、車内などへ分散して避難されることが推奨されております。

したがって、市といたしましては、どなたがどういった場所に避難されているのか把握することは困難でありますので、災害物資につきましては指定した配付場所へ取りに来ていただくことを考えております。配付場所につきましては、市役所、または市が指定する地域ふれあいセンターと考えておりますので、今後はこうしたことを市民に周知してまいります。

なお、避難する場合に当たりましては、二、三日分の食料、飲料水などをそれぞれ持参していただきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

4つ目として、避難所における感染症対策を強化し、避難者に手洗いやせきエチケット等の基本的感染対策を徹底するとともに、備蓄物資の充実が必要であります。

感染予防に必要となるマスクや消毒液、非接触体温計、防護服等の備蓄はどのようなか。また、感染の蔓延を防ぐために床より1段高くなっておる段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーティションの備蓄はどのようなか。そして、トイレでの感染を予防する備蓄はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 4点目の質問について、お答えをいたします。

市では、現在、防災用備蓄品として非常食7,940食、飲料水3,360本、扇風機20台、冷風機20台、簡易トイレが30基、発電機が12台、投光器8台、石油ストーブ8台、毛布542枚、段ボールベッドが30台、エアベッド14台、エアマット300枚、パーティションが110セット、非接触型体温計が40本、マスク8,000枚、手指消毒用のアルコールが80リットル、こうしたものを保管しております。

感染症予防備蓄品といたしましては、パーティション、非接触型体温計、マスク、手指消毒用アルコールのほか、市職員の避難所運営用として防護服、フェースシールド、ビニール手袋を備蓄しております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

5つ目といたしまして、各避難所の全体のレイアウトとか動線等は事前に用意されているのか。また、発熱やせき、体調不良のある方の病院移送が難しい場合、専用スペースを用意することが必要であります、どのように取り組まれますか。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） ただいまの5点目の質問について、お答えをいたします。

指定避難所のレイアウトや動線につきましては、美濃市避難所運営指針 新型コロナウイルス対策編にて定めております。

長期避難を想定し、小学校、中学校に指定避難所を開設した場合を例に御説明いたしますと、事前受付にて発熱の有無と健康状態のチェックを行い、体調不良の方は教室内の専用スペースへ移動し、設置してあります簡易テントごとに入っていただき、体調不良の方同士が接触しないようにするとともに避難スペースの方と隔離をいたします。

それ以外の方につきましては、体育館の入り口で受付を行い、避難者名簿を作成するとともに体育館内の避難スペースへ移動していただきます。体育館にはパーティションの設置、または2メートル間隔を保つレイアウトにより個人スペースを確保し、1日1回の健康状態のチェックと1日3回の検温を行うほか、マスクの常用、手洗い及び手指消毒を徹底することとしております。

そのほか、30分ごとの換気や、手すりやドアノブなど共有部分の消毒を徹底するなどの感染防止対策を行うこととしております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

次に、発災後24時間を経過してのガイドラインの初動期の対応について、お伺いいたします。

高齢者などの要配慮者である妊産婦、乳幼児、発達障がい者を有する世帯の避難スペースの確保の考えはあるのでしょうか、いかがですか。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 6点目の質問につきまして、お答えをいたします。

要配慮者のいる世帯への避難スペースの確保につきましては、避難所運営の重要な課題と捉えております。市の避難所運営マニュアルでは、高齢者や障がい者を有する世帯の避難スペースは、トイレや通路等への移動がスムーズに行えるよう壁や出入口、トイレ、掲示板等の近くに配置するよう示しております。

また、要配慮者のうち障がい者、妊産婦、乳幼児等を有する世帯の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため同じ環境の家族が近いスペースになるようにし、周囲からストレスを受けにくい場所へ配置するようにしておりますが、本人や世帯の意向があれば、できるだけ希望に添った場所を確保できるようにしたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

最後ですが、新型コロナウイルス感染症の発生したときに、事前受付で発熱の有無や問診により体調不良を確認するのは誰が行うのか。また、事前受付の設営前に避難者が居住スペースに早まって入った場合、避難者の体温と体調の確認は誰が行うのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、7点目の質問についてお答えをいたします。

指定避難所を開設する場合は市の職員が対応することとしており、まず避難者に対し手指消毒やマスクの着用をお願いし、そして体温の測定を行うとともに、記入いただいた健康チェックカードを基に体調不良かどうかの確認を行います。そこで問題のある方については専用スペースに案内することとし、問題のない方については受付にて避難者カードへの記入をしていただきます。

なお、必要に応じて市が自治会に開設をお願いする一時避難所については、各自治会において健康チェックをしていただくよう依頼してまいります。

指定避難所を開設する場合は、職員により施設を開錠し避難所入り口において受付を行いますので、受付前に避難スペースへ入る可能性は少ないと考えておりますが、もし避難所開設前に侵入されている方がいた場合には直ちに体温測定を実施し、健康チェックを行い、体調に問題のある方があった場合には専用スペースへ案内することとしております。

〔8番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

間違っって先に避難所に入った場合は、職員の方がチェックをするということでございました。避難所運営についての丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

これからの日常生活では、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を実践していかなくてはなりません。自身や周りの方、そして地域を感染拡大から守らなくてははいけません。まして避難所には多くの避難者が集まり、感染症の発症リスクが高まってまいります。避難所が安心して利用できるように、美濃市避難所運営指針 新型コロナウイルス感染症対策編の具体的な手順を避難所の運営主体である自主防災組織に周知をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は今回の一般質問で、新型コロナウイルス感染症対策、もう一点が長良川遊水地についての美濃市の対応について質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策について、民生部長に御質問いたします。

市は福祉分野において、自助や共助を強調されてまいりました。新型コロナウイルス感染症流行の下で、社協等が進めて支援してきたコミュニティーづくりなどが現在大変難しくなっております。こうした中で、公助の部分、行政が果たす役割は大変大きいと考えております。

高齢者の方々は、コロナ感染症が全国的に広がる中、外出を控え運動不足になり、隣人との談話さえも少なくなっております。こういったコロナ禍の中で、外出を控えている高齢者に対して、今後どのような健康づくりを行うのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） 新型コロナウイルス感染症対策についての1点目の質問について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多くの高齢者が外出を控え、自宅で長い時間を過ごすようになっていきます。高齢者の健康づくりやフレイル予防をする上で欠かせないこととして、運動、社会参加、栄養が上げられており、この3つの要素は相互に影響していることから、これらを総合的に捉え対策を講じる必要があると考えております。

本市での運動に関する取組としては、特に高齢化率の高い洲原、下牧、上牧地区と大矢田の半道地区の20か所の自治会へ運動指導士を派遣し、地区の神社等を会場とし、軽体操やウォーキングを6月から開始いたしました。こちらの事業については、12月まで継続いたします。

また、7月からはそれまで休止をしていた体操教室やいきがいデイサービス、認知症予防教室などを再開いたしました。感染症対策を徹底し実施いたしますので、対象者の皆様に参加していただけるよう周知を図ってまいります。なお、フレイル予防体操や健康体操などを実施してほしいという要望があれば検討してまいります。

シニアクラブの活動や地域活動など、社会参加におきましては新型コロナウイルス感染症に対して一部で過敏に反応があるよう見受けられますので、マスクを着用し、3密を避けた上で活動していただけるよう皆様に周知してまいります。

栄養に関しては、3食欠かさずバランスよく食べて規則正しい生活を心がけることも重要となるため、新型コロナウイルス感染症対策を図りつつ、栄養教室の実施やチラシの配布を実施していきます。

これら3つの要素を取り入れ、健康づくりやフレイル予防を推進し、市民の皆様が人生100年時代の実現に向け進めてまいります。

また、感染症を正しく理解し、感染リスクを軽減する対策を十分実施する中で、行事等についても極力実施してまいりますので御参加くださいますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

こういった公助の部分以外に、例えば9月13日の中日新聞にも載っておりましたが、藍見小学校の児童が高齢者への思いを絵はがきに込め高齢者を励ましている、こういったことも報道されておりますように、様々な面での高齢者、独り暮らしの方への支援をぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、公助の役割が大きく求められている中で、岐阜県は第2波非常事態に対する緊急対策として、専門家による施設運営指導、施設職員に対する研修・訓練の実施、感染発生時における地域医療機関との連携、施設間応援体制を打ち出しております。

そういった中で、高齢者・障がい者福祉施設への支援について、どのような対応がなされているのか。また、今後どのような対策を行うのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） それでは、2点目の質問についてお答えをいたします。

高齢者・障がい者福祉施設における新型コロナウイルス感染防止に対する本市の取組は、国から感染症対策を周知するとともに、事業所で感染の疑いや発生がある場合の相談は保健所から指導を受け対応していきます。

県内の社会福祉施設では感染者の報告もあり、緊張感が続く中で職員自らが感染しないこと、感染させないことを心がけて運営いただいていることに心から敬意と感謝の意を表し、6月には職員お一人お一人に対し慰労品を贈呈させていただきました。

また、市の備蓄品及びこれまでの寄附品として市に届けられた不織布マスク、布マスクを配付させていただくとともに、手指消毒剤、非接触型体温計を配付いたしました。このほかに、フェースシールド、フェースカバーを飛沫を受ける可能性が高い介護施設などに対し配付を行ったところです。

7月に入り再び県内で感染者が増加したことから、市内の高齢者・障がい者福祉施設、24施設を訪問し、再度、感染症予防の徹底をお願いしたところであります。現在までに、本市の高齢者・障がい者福祉施設等において利用者に感染の発生がないことは、事業所職員の現場での感染防止に対する細やかな配慮によるものであると考えております。

今後の取組として、県が打ち出している感染発生時における施設間での応援職員派遣、入所施設への感染症対策専門家の派遣、さらなる備蓄に対する助成金について情報を収集し、提供を行ってまいります。

今後とも関係機関との連携を図りながら、感染防止対策を徹底していただくとともに、利用者にとって安心して安定したサービスが提供されるよう支援に努めてまいります。

施設の職員の皆様には、感染予防対策により個々の業務が増加するとともに、これまでにない緊張感の中で業務に当たっていただいておりますが、お体に気をつけながら引き続き御尽力をお願いしたいと思っております。

[3 番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 3 番 服部光由君。

○3 番（服部光由君） ありがとうございます。

要望が1点ありますが、コロナ感染症のときだけではありませんが、介護職員の不足が全国的にも、この美濃市でも叫ばれております。賃金を含めた待遇の改善が求められているということが大きな要因となっております。岐阜県の介護職員の平均賃金は22万5,200円、全業種の平均賃金は28万2,800円と大きな差があり、介護施設の中には職員不足により入所受入れ可能人数を大きく下回っている事例もあります。介護・福祉関係へのさらなる美濃市からの支援の強化をぜひお願いしたいと思います。

次に、コミュニティーづくりや地域活動など共助の基盤づくりともなる民生児童委員などの活動がありますが、このコロナ禍の下で大幅に活動が制限されている民生児童委員の活動はどのようなものであったのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部長 西部芳秀君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部芳秀君） それでは、3点目の質問についてお答えいたします。

民生委員、児童委員の主な職務内容といたしまして、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、福祉事務所、その他関係機関に協力することなどが定められています。

政府の緊急事態宣言が出されていた期間につきましては、一堂に会しての研修会の中止などがございましたが、見守りが必要な方の自宅を訪問し、住民の実態や福祉ニーズを日頃から把握しておくという活動は継続してまいりました。

民生児童委員の方には、国の緊急事態宣言の期間中は、感染予防・拡大予防を優先した無理のない範囲で、マスクを着用し、時間は短く、人との距離を置いた形での訪問による状況確認など、回数を減らしながら見守り活動を行うとともに、65歳以上の独り暮らし宅、75歳以上の高齢者世帯宅に対し定額給付金の申請の声かけまで行っていただきました。

緊急事態宣言の解除後は、地区ごとの定例会も再開し、また熱中症対策として8月に65歳以上の独り暮らし宅、75歳以上の高齢者世帯宅、約950世帯を訪問し安否確認を行うとともに、お茶、スポーツドリンク、簡単な運動と熱中症予防のチラシを届けさせていただきました。

民生児童委員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症の中ではありますが、見守りが必要な方もありますので、自身の体調管理など十分に御注意いただき、感染予防対策を講じながら活動に取り組んでいただけるよう市としても協力してまいります。

[3 番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 3 番 服部光由君。

○3 番（服部光由君） 民生児童委員の活動については、都市部ではなかなか民生児童委員の

成り手が少ない、こういった深刻な問題が発生しております。幸い、この美濃市では皆さんの努力でこの活動が支えられております。私も民生児童委員就任後、すぐに独り暮らしの高齢者の方に社協や赤十字の方の活動で作ったお弁当を持ち訪問いたしました。その折、その御高齢の方は私に手を合わせお礼を言われた、このことがいまだに印象に残っております。身近なところにこのような活動があることが、高齢者にとってはどれほど安心できることか、期待されているかを身をもって感じた次第であります。

民生児童委員の方々が様々な困難に直面しながら、この活動をやられていることに敬意を表しますし、美濃市としても十分な協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、美濃病院の感染症対策について御質問いたします。

医療関係者の皆さんの献身的な姿勢にまず敬意を表します。

美濃市では、現在のところ新型コロナ感染者はお一人だけです。全国的にも一旦落ち着いてきている、このように思います。しかし、経済活動が活発になり人の交流も多くなれば美濃市にも広がってくる、このことは皆さんも十分考えられておられると思います。

さらに、これから冬へ向かいインフルエンザの流行期となります。インフルエンザは新型コロナ感染症の症状、発熱、喉の痛み、肺炎など共通で、その見分けは大変難しいと考えられます。市内の個人病院でそういった患者を受け入れるのはなかなか難しい問題もあるのではないかと考えます。

そうすると、発熱外来もある美濃病院に患者が集中することも考えられます。市内唯一の公立病院である美濃市民病院は、市民にとって本当にかげがえのない医療機関となっておりますが、季節性インフルエンザが流行する時期に、美濃病院で受診される発熱外来の患者さんに対してどのような対応をするのかを質問いたします。

○議長（辻 文男君） 美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） ただいまの御質問、発熱外来での対応につきましてお答えをさせていただきます。

現在、美濃病院では外来受付に発熱者専用受付、感染症専用診察室を設置しまして、発熱のある患者様と一般の患者様との動線を分け接触防止に努めております。

発熱の患者様から電話で受診のお問合せがあった場合には、症状及び行動歴等について聞き取りを行い、保健所への相談か当院を受診していただくかを御案内しております。受診していただく場合には、お車で来院される場合、駐車場の指定場所で車内に待機していただき、職員の誘導により感染症専用入り口から入室、専用診察室において医師が診察を行います。症状に応じて、CT撮影、抗原検査またはPCR検査を実施しております。

今後、インフルエンザの流行期においては発熱者の増加が予想されるため、玄関入り口での検温システム等の導入により、本人が自覚していない場合でも発熱者を区分けすることで待合などでの感染者との接触を防止いたします。診察につきましては、医師の判断によりインフルエンザやコロナウイルス感染症の検査を実施いたします。

コロナ禍の中ではありますが、地域の皆様が安心・安全に美濃病院を受診していただける

よう院内での必要な感染防止対策を進め、地域の皆さんの生命と健康を守り、良質な医療の提供に努めてまいります。体調の悪い場合には、早めに受診、御相談をいただければと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 美濃病院では、今回、新型コロナウイルス感染症の陽性者を迎え入れる方向へ向かって予算措置が現在取られております。

美濃病院の医療従事者が安心して医療に従事できるよう、どのような取組がされているのか。また、医療従事者は常に感染への不安、ほかに感染させる不安が大きいのと思いますが、美濃病院医療従事者の方々に一定期間ごとにPCR検査を実施することはできないか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 御質問の医療従事者が安心して医療に従事できる取組と、一定期間ごとのPCR検査の実施について、お答えをいたします。

院内感染を防ぐため、来院者にはマスク着用と手指消毒の徹底、出入り業者の氏名記載と検温、入院患者への面会制限などの感染対策を実施しております。

医療従事者につきましては、手洗い、うがい、マスクの着用、食事の際の会話の制限など一般的な対策はもちろんです。診察時には必要に応じてゴーグルや手袋、個人防護服などの着用を行って診察しております。また、出勤前の体温測定、健康状態自己チェックカードの記入、上司への健康状態の報告を行い、事務所への情報集約により全ての職員の健康状態を可視化しています。そのほか、感染防止のための備品購入及び施設整備を進めているところでございます。

次に、職員の一定期間ごとのPCR検査についてでございますが、PCR検査は検体を採取した時点の結果であり、検査に数日かかる場合もあることから、結果が出た時点での陰性を保証するものではございません。

現時点では、検査体制や費用の面もありまして、定期的な全職員のPCR検査の実施は考えておりません。ただし、職員に少しでも症状がある場合には、必要に応じてPCR検査を行い感染拡大の防止に努めてまいります。

なお、今後、新型コロナウイルスの院内感染が増加する状況において、医療従事者に対して定期的な検査が必要とされる場合におきましては、積極的な検査実施について検討してまいります。職員間において情報共有を図り、感染対策の徹底により不安を解消し地域の皆様に適切な医療提供をしてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

検査体制や費用の面もあり、現在はPCR検査の定期的な実施は考えていないとの答弁で

したが、職員の方の中には、職場ではなかなか言えないが、家族のことなどを考えると、もし感染したらという不安は常にあるという声もお聞きしております。先ほど答弁の中に、職場でのコミュニケーションの充実といったことも言われていましたが、ぜひそういったことも職場の中できちんと話ができるような職場づくりをお願いしたいなど、このように思います。

現在、美濃病院の医療関係者は約160人ほどとお聞きしていますが、答弁にあるような定期的な検査が必要とされる場合には検討するというところから、もう一步踏み込んだ積極的な対応をぜひ検討されることを要望いたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の市民の不安にどう応えるのかを民生部参事にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染の第2波が来ている中で、市民の方は次のような不安を感じております。1つは、自身が感染することの不安、特に高齢者や基礎疾患がある方にとっては命に直結する不安です。2つ目は、発熱などがあった場合に、自分が感染していたら家族やほかの人に感染させないかという不安であります。自身が患者であるのに、自分のこと以上に気になる場所があります。3つ目が、感染したら他の人に感染させるかもしれない、こういったことから家族も含めて地域での孤立やバッシングを恐れる不安であります。

古田岐阜県知事は、コロナ感染者や医療従事者、その家族に対する差別やバッシングなどに対して新聞などでメッセージを発しています。武藤市長も共に名を連ねております。それは大変大事なことではありますが、やはりメッセージを出すだけでは問題は解決しないと思っております。

学校等でのいじめに対する対策もそういったことで、メッセージだけではなく本当に具体的な聞き取りや相談支援、周囲への適切な情報提供などが必要と考えております。

先日、中濃庁舎の保健所に感染者及び不安を持っている人に対する支援の内容を問い合わせいたしました。保健所としては、感染者及び濃厚接触者等の追跡と経過観察を行っているが、市民からのメンタルな問題、相談はあまりないということでした。

そこで、民生部参事にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんなどへのメンタルな面での市の支援はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 6点目の御質問について、お答えいたします。

皆さんも御承知かと思いますが、この新型コロナウイルス感染症は、陽性となった方や濃厚接触者につきましては全て県が対応しており、市は県の情報以外には把握はできておりません。中には公表されることもあります。この場合、心ない誹謗中傷などがあり、罹患したこと以上に心に重くのしかかる状況になるとのお話も伺っております。一番心配されることではありますが、現状、そうした方の情報を得ることはできず、市としての対応は行っておりません。

ですので、このことにつきまして圏域の保健所へ問合せをいたしました。いただいた回答としましては、陽性と判明した方や濃厚接触者に対して、県が陰性と確認されるまで引き続きサポートを行っているとのことでした。また、関保健所にはあまり相談がないということですが、長期化する新型コロナに起因する心のケアが必要な方については、令和2年2月7日からは岐阜県精神保健福祉センターにて相談体制を整えられております。こうした紹介もされておりまして、県としましては、これらのことは県の役割として十分体制を整え、対応を行っているとのことでした。

市としましては、県が感染者、濃厚接触者への対応を行っていただいていますことを受けまして、全市民の方を対象に感染症に関する情報提供を行い、とにかく予防対策の徹底をお願いしていくことが重要な役割とっております。

しかし、そうはいつでも感染症に対する不安は皆さんがお持ちかと思っておりますので、この場合は御相談いただければ十分対応させていただく所存でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 保健所と美濃市の保健センターとの連携ということが、本当に重要になってきているなというふうに考えております。この市民の不安の払拭をすることがどうしても必要と考えております。さらなる県との緊密な連携で、感染者の方に丁寧に寄り添った対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、長良川遊水地に関する質問を行います。

現在、美濃市横越地区に計画されている長良川遊水地計画を含む整備計画の変更が国土交通省から提案され、国土交通省は木曾川河川整備計画の変更に対してのパブリックコメントを昨年度、集約、公表しました。それを受けて、本年3月までに県知事に対してコメントを求めてきました。

岐阜県知事は国土交通省への回答に先立って、関係する市町村から意見の聴取を行いましたが、その聴取の内容と武藤市長の回答はどのようなものだったのか、武藤市長に御質問いたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

長良川遊水地の計画に対して御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

長良川の治水対策につきましては、古くから課題となっておりまして、近くでは平成16年に大変大きな災害があったところがございますけれども、それを受けまして長良川流域市町連絡協議会というのがございまして、郡上市から海津市まで入ったところがございますが、こういったところで流域全体の安全・安心というものが議論されて討議もされてまいりました。

そんな中で、長良川には本流にはダムが造れないということで、現在、郡上市において支

流のほうで内ヶ谷ダムというダムを造っております。まだ五、六年以上かかるというふうにお聞きしておりますけれども、現在、長良川の本流のほうへ流れる水を制限しようということで内ヶ谷ダムというダムが建設中でございます。

それ以外に、いかにして平成16年と同様の災害を起こさないかという中で、流域全体で守っていこうと、こういった考え方が出まして、その中で一定程度ためる能力、ダムとはなりませんけれどもダムに似たような能力ということで遊水地計画というのがなされまして、全体で6か所ぐらいのところが候補地としてありますけれども、まずは先行して、全部やっただけからでは間に合いませんのでということで横越地区の中須と池尻というところで今現在進められているということでございます。

これまでも、国・県は河川のしゅんせつ、河川内にある樹木の伐採と、こんなことをやりながら、実は平成16年と同様の雨が平成30年に降ったわけでありましてけれども、何と当時の16年のときには、美濃市内で上河和から中有知まで、あるいは右岸のほうも含めて14か所において越水しまして多くの家で床下・床上浸水が発生いたしました。しかしながら、平成30年も同様な雨が降りましたけれども、結果的に見ますと5か所において越水はしましたけれども、民家には一切影響がなかったということで、一番最初につくところは旧立花小の下の県道でありますけれども、道路に越水はしましたけれども、それ以外の災害というのはなかったと。今年の7月にも同様に雨が降りましたけれども、やはり同じ道路が低い5か所が越水しましたけれども、それ以外のことは起こっていないということで、相当程度、国・県が治水について努力されたんだと、こんなことが結果として見受けらるということであります。

しかしながら、昨今の災害の豪雨の状況を見ますと、それでいいのかという中がありますので、さらにそういったことをプラスしていくという中で考えられたものでございまして、この計画は将来の河川の安全目標を示すと。どういう形で河川管理していくんだと、治水対策をやっていくんだということを示すものでありまして、平成20年に策定されたものの中に遊水地についても取り入れていこうということが決められました。

その中で美濃市にもできるということで、そういった遊水地計画をやってもいいかどうかという判断を求められましたので、この計画に対して、木曾川水系河川整備計画の変更が速やかに行われ地域全体の安全が守られると。市民の安全・安心のためにも早期の完成を求めるといふ御意見を出させていただいたところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 再質問をしたいと思いますが、武藤市長はこれまで市民に対して、遊水地を含めてですが、危険なものは造らせないと機会あるごとに市民に対して説明されてまいりました。市長のその姿勢を評価する地域の住民の方も多くお見えになりました。

しかし、今回の県知事への回答は、「特に意見はございません」「市民の安全・安心のためにも遊水地の完成が早期に実現されることを要望します」ということで、国や県に法律に

基づき市民や遊水地予定地域の住民の不安を伝えることのできる絶好の機会であるにもかかわらず、安全確保を求めることもなく無条件で賛成すると回答されたことに強い憤りを感じます。

市長はこのような回答しかどうして出せなかったのか、再度質問いたします。

○議長（辻 文男君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 先ほども申し上げましたけれども、今回の意見につきましては、こういった本当に造っていいですかという内容で、それが市民に、あるいは流域全体にとってプラスになるという判断をすれば、それによろしいですよというふうに答えるというのは当然でございまして、それ以外のことは何も書く場所ありませんし、そういうことを言う必要もありません。

今回、言いましたように、木曾川水系河川整備計画の基本方針がこういう方針で全体流域の治水を守っていくと。今言ったように大型ダムが造れませんので、支流にダムを造って流量調整をする。本流のところで遊水地を造って全体の流速、速度を落とす。そして全体の安全を守る。あるいは万が一、越水、堤防の決壊となる場合の逃げる時間をつくる。こんなことを含めて全体としてやっていくということに対して、駄目だという判断は私にはありませんので、こういった方法でやっていきますよというふうにかかれた計画書でございましたので、それに対する意見は特にないというふうにお答えしたんでありまして、何ら私が国がやったことを勝手にやっておると、そうではなくて十分内容を聞いた上で、協議会の中で相談した上で対応したものでございます。

どうもお聞きしておると、別な理由で言ってみえますけれども、その中に構造がどうなっておるとか、あれはどうだ、これはどうだと、そういったことが書いてあるものであれば、それはそのものについてのまた当然審査は必要になると思えますけれども、そうではなくて、交通安全を守りましょうねと書いてあったものに、それはおかしいだろうと言えますか。そんなことはあり得ません。全体の治水として、いろんなことを総動員してやっていこうと、そういったことが書かれている計画書に対して、おかしいですよという必要は全くないと考えていますので、特に意見はないというふうにお答えしたところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） この長良川遊水地計画も含めた内容ですが、国土交通省の諮問機関である流域委員会でも、遊水地に関しては地元の意見を十分に反映してというコメントをしていますが、美濃市も地域住民の安全のために美濃市横越地区の遊水地計画に地元の安全配慮の条件などを付議するのは当然だと思っております。

かつて岐阜県は徳山ダム導水路、木曾川水系導水路ですが、この事業に関してマスコミも含めた幅広い市民の長良川の環境悪化に反対する声を聞き入れ、異議ありませんと回答しながらも環境配慮という条件をつけたこともあります。

私の再質問への市長の答弁は納得いくものではありませんが、これ以上同様の質問を行っ

ても答弁は変わらないと思いますのでこれで質問は終わりますが、地元住民はこの遊水地ができることで命に関わる危険の増大の払拭はできておりません。

武藤市長が常に発言されている美濃市民が危険になるような構造物の建設には絶対反対するというのを、国にも県にもぜひ表明されることを切に要望いたします。

次に、横越地区遊水地計画の国土交通省木曾川河川事務所による説明会や市民による学習会などでは、不安や危険性を指摘する声が多々出されております。

長良川の水を左岸側に集約し大きな流れになることに、左岸堤防への負荷の増大、横越地区の内水氾濫、余取川のバックウォーターなど、様々な重大な問題が発生することが予想されます。

市は左岸堤防、特に道塚堤防の危険性、余取川の逆流、横越地区の内水氾濫についての解決を国土交通省にどのように求めていくのか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 遊水地計画に関連して、3点の御質問をいただきました。

まず左岸堤防、道塚堤防について、国は詳細なデータを得るため、地質調査を実施しております。今後は、科学的知見に基づいて計画が進められることから、検討の中で必要に応じて対応されると聞いております。

次に、余取川の逆流、横越地区の内水については、遊水地計画に関係なく長良川の水面上昇に伴い現状においても発生しております。長良川遊水地計画により解消されるものではないと認識しておりますが、検討が進み調査データが集積されることから、市としましては地域の総合的な治水を考える中で、現状よりも少しでもよくなるように考えてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 建設部長の答弁は、余取川の逆流、横越地区の内水については現状でも発生している、こういった答弁ですが、この遊水地ができれば、さらにその危険が増すのではないかと、その解決をぜひ積極的に求めてもらいたいなど、このように要望いたします。

次に、長良川遊水地計画は平成16年の戦後最大規模の洪水を想定し作成されております。近年、想定外の降雨による氾濫が全国的に頻発しております。現在の遊水地計画は、想定以上の洪水に対応しておりませんが、構造物の安全性及び洪水対策をどのように考えるのか、建設部長にお尋ねいたします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 3つ目の質問について、お答えいたします。

遊水地計画は、長良川流域全体の総合的な治水対策の一つでございます。昨日の市長答弁、本日の市長答弁にもありますように、治水対策は長良川流域全体について考えていくことが重要でございます。

構造物の安全性と洪水対策をどのように考えるかとのことですが、今後どれほどの雨が降るのかは容易に想定できるものではございませんが、遊水地ができることにより一定程度の

安全性は確保されると考えております。

しかしながら、平成16年10月の洪水や平成30年7月の豪雨をはるかに超える雨が降った場合には、流域全体として堤防の越水や破堤が起こる可能性を否定するものではございません。

一方で、激甚化する災害に対して、過去にも越水している箇所など全ての堤防を強化するハード対策には長期にわたる時間が必要であり、また予算にも限界があることから現実的ではなく、ハードとソフトの両面で流域全体の安全を守っていくことが重要だと考えています。

ソフト対策は常日頃からハザードマップ等で浸水区域や避難先の確認を行うこと、また避難訓練などを通じて、いざというときには逃げていただくなどの自主避難により自分の命は自分で守っていただくこととさせていただきます。市民の皆様が早めの避難行動を取るために最も重要なのは、行政が出す情報に耳を傾けて、市民一人一人が自分の命は自分で守る行動を起こすこととであり、市はその対策を考えてまいります。

遊水地計画は市民の安全・安心のためのものであり、現状よりも安全性の高い構造になるものと考えております。また、本市のみならず下流域全体の安全・安心にも寄与する洪水対策事業であると考えております。

[3番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） このソフト面での対策が重要と言われておりますが、本年8月30日に実施された中有知地区の防災訓練は地震の防災訓練でありました。

昨日の松嶋議員に対する市長答弁も、ソフト面での必要を答弁されました。また、先ほど建設部長も強調された水害に対するソフト面での対応が必要と答弁されましたが、実態は実践されていない、これが今の美濃市の状況ではないでしょうか。真剣に、美濃市としてこのソフト面での対応ということを考えておられるとは思えません。

防災関係は総務部が基本構想を作成されるとお聞きしていますが、水害のリスクが高い中有知地区が地震防災訓練のみを行ったのか、建設部長に再度質問いたします。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 再質問について、お答えいたします。

今回の防災訓練は、災害対策基本法第48条及び美濃市地域防災計画に基づいて、内陸直下型地震を想定いたしまして行われたものでございます。住民一人一人の防災意識の高揚と、災害時における防災行動力の向上を図るとともに、各防災関係機関との連携強化、新型コロナウイルス感染症との複合型の災害への防災知識及び技術の習得を図る目的で、担当部局において計画され実施されたものでございます。

[3番議員挙手]

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 想定外の洪水に対して、市長も建設部長もソフト面での対策が重要、このように答弁されておりますが、実際の防災訓練が本来であれば地震対策と洪水対策も実施する、そういった中で初めてソフト面での対策を行ったと言えるのではないかと考えてお

ります。ぜひこの点を十分反映していただき、今後に反映していただきたいなあ、このように思います。

最後の質問になりますが、市長は昨年、国土交通省木曾川河川事務所への遊水地に関する要望、陳情活動の中で地元説明の場を設けること、地元の意向を十分検討の上整備することを要望されました。

洪水に関しては、岐阜県への市民の要望が長年にわたり行われ、市議会でも河川の進捗、堤防の強化などが出され、最近では監視カメラが設置されるなど市民の要望が実現していますが、この遊水地計画の市民への説明は極めて不十分な状態が続いております。

遊水地計画について、国土交通省が地元説明を開催する場合は、市民が分かりやすい資料提供と説明を求めてもらいたいのがいかがでしょうか。

○議長（辻 文男君） 建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 国土交通省に、市民が分かりやすい資料提供と説明を求めてもらいたいとの質問にお答えいたします。

これまでの説明会では、遊水地の考え方、形、機能等について示されており、今までも分かりやすい説明を求めてきたところでございます。今後も、計画が進む中でできる限り市民に分かりやすい情報提供と説明は必要だと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（辻 文男君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） この遊水地計画は、数年前から横越地区に国交省から説明会が行われておりました。当時から、国土交通省の説明をもっと分かりやすいものにという要望が地元の説明会では出されておりました。そういった中で国土交通省の担当者は、この遊水地の周辺の縮小された模型を作って、それを使って次回からの説明会に臨む、このような答弁があり、私どもは期待しておりましたがいまだにそれは実現しておりません。

部長答弁にあるように、積極的に国土交通省木曾川事務所にも働きかけていただきたい、このように要望いたします。

最後に、この横越地区の遊水地事業は約100億を超える予算規模とお聞きしております。中島の土地の地権者である横越財産管理組合、私もその地権者の一人ですが、多くの方が、これまでのようなこういった不安を払拭されずにこの土地を手放すことはないと表明されております。そういった点からも、市長が市民の安全を真っ先に考え行動されることを切に望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（辻 文男君） ただいま議題となっている認第1号から議第68号までの19案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は9月17日及び18日の午前10時から、民生教育常任委員会は9月23日及び24日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から9月27日までの11日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から9月27日までの11日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（辻 文男君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月28日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後0時09分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月16日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 服 部 光 由

署 名 議 員 豊 澤 正 信

令和 2 年 9 月 28 日

令和 2 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 4 号）

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 2 年 9 月 28 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 令和元年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 58 号 令和 2 年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 11 議第 59 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 議第 60 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 61 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 62 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 63 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 議第 64 号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議第 65 号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 66 号 美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 67 号 市道路線の認定について
- 第 20 議第 68 号 令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 20 までの各事件

(追加日程)

議 第 70 号 財産の取得について

議 第 71 号 財産の取得について

議 第 72 号 財産の取得について

市議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

市議第 2 号 防災・減災、国土強靱化対策及び老朽化対策の推進を求める意見書

出席議員 (13 名)

1 番 松 嶋 哲 也 君

2 番 須 田 盛 也 君

3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
12 番	山 口 育 男 君	13 番	佐 藤 好 夫 君

欠席議員（1名）

11 番 太 田 照 彦 君

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 芳 秀 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	篠 田 博 史 君
教 育 次 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	村 井 和 仁 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。

また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

本日、太田照彦議員から、体調不良のため欠席の届けが提出されておりますので御報告いたします。

開議 午前10時00分

○議長（辻 文男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（辻 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両名を指名いたします。

第2 認第1号から第20 議第68号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 日程第2、認第1号から日程第20、議第68号までの19案件を一括して議題といたします。

これら19案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 豊澤正信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（豊澤正信君） おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月17日午前10時からと9月18日午前10時からの2日間にわたり、委員6名の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に認第1号 令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第3号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号 令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号 令和元年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第58号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第60号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 令和2年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第64号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第65号 美濃市税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第66号 美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第67号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第68号 令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 永田知子君。

○民生教育常任委員会委員長（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月23日午前10時からと24日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第1号 令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応

答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第2号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号 令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号 令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第58号 令和2年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第63号 令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第66号 美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（辻 文男君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を

終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第1号は各委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり認定す

ることに決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に議第58号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第58号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第61号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第61号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第66号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩をいたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第70号から議第72号の3案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第70号から議第72号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 議第70号から議第72号を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第70号、議第71号、議第72号の3案件について、総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第70号 財産の取得について御説明を申し上げます。

赤スタンプ8番、議案集の1ページをお開きください。

本議案、国が示すG I G Aスクール構想に基づき、市内5つの小学校で使用する情報機器端末、タブレットPCの購入につきまして、本年7月30日に入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、8月5日付で仮契約を締結いたしました。つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得の予定価格が2,000万円以上でございますので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は市内小学校で使用する情報機器端末779台、取得の方法は指名競争入札で、取得価格は5,192万円、取得の相手方は岐阜市都通1丁目15番地、中部事務機株式会社、代表取締役 辻慶一でございます。

続きまして、議第71号 財産の取得について御説明を申し上げますので、議案集2ページを御覧ください。

本議案につきましても、国が示すG I G Aスクール構想に基づき、市内2つの中学校で使用する情報機器端末、タブレットPCを購入するもので、本年7月30日に入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、8月5日付で仮契約を締結いたしました。つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得の予定価格が2,000万円以上でございますので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は市内中学校で使用する情報機器端末421台、取得の方法は指名競争入札で、取得価格は2,805万円、取得の相手方は岐阜市都通1丁目15番地、中部事務機株式会社、代表取締役 辻慶一でございます。

続きまして、議第72号 財産の取得について御説明を申し上げますので、議案集3ページ

を御覧ください。

本議案は、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等を想定し、オンライン授業が実施できる環境を早急に整備するため、市内小・中学校の全児童・生徒が同じ機器を自宅に持ち帰ることができるよう、不足するタブレットPCを整備するもので、本年9月17日に入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、9月18日付で仮契約を締結いたしました。つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得の予定価格が2,000万円以上でございますので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は市内小・中学校で使用する情報機器端末326台、取得の方法は指名競争入札で、取得価格は2,112万円、取得の相手方は岐阜市都通1丁目15番地、中部事務機株式会社、代表取締役 辻慶一でございます。

以上で、議第70号、議第71号、議第72号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（辻 文男君） 以上で3案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時35分までに事務局へ御連絡ください。これより議案精読のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第70号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第70号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第71号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第72号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、議第72号は原案のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第1号及び市議第2号の2案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第1号及び市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（辻 文男君） 市議第1号及び市議第2号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第1号及び市議第2号の2案件について、4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ただいま追加上程になりました市議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書及び市議第2号 防災・減災、国土強靱化対策及び老朽化対策の推進を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

それぞれの意見書文を朗読いたしまして提案といたします。

それでは、お手元の議案集、赤スタンプ9番の2ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、まち・ひと・しごと創生担当大臣、経済再生担当大臣でございます。

次に5ページをお開きください。

防災・減災、国土強靱化対策及び老朽化対策の推進を求める意見書。

本市においては、近年、頻発化・激甚化する台風や局地的豪雨への対策のみならず、発生から130年が経過している濃尾地震などの直下型地震への対策が喫緊の課題である。

国民の生命・財産を守ることができる安全・安心な社会を確実に実現していくためには、防災・減災、国土強靱化の取組をさらなるスピード感を持って集中的に進めていくことが求

められる。

なお、災害が発生した場合に早期の復旧・復興を図ることは、地域の安全・安心につながり、特に災害に備えた減災対策の推進は、生命・財産を守るため極めて重要である。

また、加速化するインフラの老朽化対策は急務であり、将来の維持管理や更新に必要な経費を縮減するためには、積極的に予防保全を取り入れた効率的な老朽化対策を実施していく必要がある。

さらに、安全・安心な地域づくりを担う建設産業が、担い手を継続的に確保し、育成していくためにも、社会資本整備が計画的・安定的に進められることは極めて重要である。

よって、国においては、こうした地方の実情を十分認識し、防災・減災、国土強靱化対策の強力かつ着実な推進及び効率的な老朽化対策の実施のため、次の措置を講じるよう強く要望する。

1. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も確実に国土強靱化を進めるため、令和3年度以降についても必要な事業予算を安定的・持続的に確保すること。

2. 道路・橋梁・トンネル・河川施設などの重要な公共施設の維持管理・長寿命化対策について、一層の補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充を図るとともに、令和3年度で終了とされている公共施設等適正管理推進事業を延長するなど、地方財政措置の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）でございます。

以上、御審議をお願いしまして、採択いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（辻 文男君） 以上で2案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（辻 文男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 文男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に市議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辻 文男君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いたしました。

閉会の宣告

○議長（辻 文男君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、令和2年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分

市長挨拶

○議長（辻 文男君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第4回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和2年度一般会計補正予算、令和元年度一般会計歳入歳出決算、条例改正、教育委員の人事案件など25件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり御承認並びに議決をいただき、誠にありがとうございました。また、ただいまは、市の財政及び市民の安全・安心のための基盤整備に対して、力強い意見書を発していただきました。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

御承知のとおり、新型コロナの関係で大変来年度は厳しい財政運営を迫られるということが見込まれております。こんな中でありますので、ぜひ皆様方の意見を国に届けていただき、

市の財政が少しでも楽になるように御支援いただきたいと、こんなふうに思っております。

今回の議案の中では、特に高齢者のインフルエンザの予防接種事業というものを考えさせていただきました。これは、これから迎えるインフルエンザの流行期に対しまして、新型コロナウイルス感染症になりますと、ほぼ症状が似ていると。倦怠感があり、発熱があり、せきがありということでございまして、医療現場で大変混乱が起きるということでございまして、その混乱を避けるために、重篤化になりやすい65歳以上の方々に500円でワクチンの予防接種が受けられるという制度でございまして、市としては、4,300円の補助をして、できるだけ美濃市内の医療機関での混乱を避けたいという思いであります。多くの方々に積極的にワクチンの接種をお願いしたいと思っておりますが、市のほうとしても広報に努めます。しかしながら、十分とは思っていませんので、議員の皆様にも当たりまして、御自身はもちろんのこと、御家族、御近隣の方、お知り合いの方々など、多くの市民の方々にこの制度をPRいただきまして、接種に御支援と御協力をいただきたいと思っております。

また一方では、新型コロナウイルス感染症、まだまだ国内では多く感染をしております。我々の周りにもいつコロナウイルスの菌がいるか分かりません。こんな中でありますので、これからの新しい生活様式でありますマスクの着用、手洗い、手指消毒、3密を避けるなど、基本的な感染予防に取り組んでいただき、このコロナ社会を生き抜いていきたいと思っております。

最後になりましたが、朝夕めっきり涼しくなり過ごしやすくなってまいりました。その反面、昼間は30度近くなるという暑い日もあります。体調管理に注意が必要であります。議員の皆様には健康には十二分に御留意され、市政進展のためになお一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（辻 文男君） 本定例会には、令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政発展に尽くされますようお願い申し上げまして閉会といたします。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月28日

美濃市議会議長 辻 文 男

署 名 議 員 梅 村 辰 郎

署 名 議 員 永 田 知 子

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、所管部に関する事項	原案認定
認 第 3 号	令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 4 号	令和元年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	令和元年美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 5 8 号	令和 2 年度美濃市一般会計補正予算（第 7 号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 6 0 号	令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 6 1 号	令和 2 年度美濃市下水道特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議 第 6 4 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 5 号	美濃市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 6 号	美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 6 7 号	市道路線の認定について	原案可決
議 第 6 8 号	令和元年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決

令和 2 年 9 月 18 日

総務産業建設常任委員会委員長 豊 澤 正 信

美濃市議会議長 辻 文 男 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	令和元年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	令和元年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	令和元年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案可決
認 第 7 号	令和元年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 58号	令和2年度美濃市一般会計補正予算（第7号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 59号	令和2年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 62号	令和2年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 63号	令和2年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 66号	美濃市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について中、所管部に関する事項	原案可決

令和2年9月24日

民生教育常任委員会委員長 永 田 知 子

美濃市議会議長 辻 文 男 様